

義講規法係關合組業產

# 法合組業產

述講助之道田濱

錄義講合組業產

No. 3

行發會究研務實合組業產



特216

705



\*0026364000\*

0026364-000

特216-705

産業組合法

浜田道之助・講述

産業組合実務研究会

昭和16

ADF



特 216  
705

目次

緒論

第一章 産業組合法の沿革

第一節 産業組合法制定の沿革……………(一)

第二節 産業組合法の變遷……………(三)

第二章 産業組合法の性質及構成

第一節 産業組合法の性質……………(六)

第二節 産業組合法の構成……………(七)

第三章 産業組合法の法源

第一節 産業組合法の法源……………(八)

第二節 民法及商法との關係……………

第四章 産業組合法に關する諸種の便益……………



本論

第二章 産業組合の本質……………(一八)

第一節 産業組合の本質……………(一八)

第二節 産業組合と他の組合制度との關係……………(三〇)

第三章 産業組合の事業

第一節 總說……………(三六)

第二節 産業組合法固有の事業……………(三〇)

第三節 他の法令に依る事業……………(四一)

第四章 産業組合の組織

第一節 總說……………(四九)

第二節 無限責任……………(五一)

第三節 保證責任……………(四九)

第四節 有限責任……………(五一)

第五章 産業組合の設立

目次



第五節 總説……………(一五)

第五章 産業組合の定款……………(一六)

第一節 總説……………(一六)

第二節 定款の記載事項……………(一六)

第三節 定款の変更……………(一七)

第六章 産業組合の組合員……………(一七)

第一節 組合員たる資格……………(一七)

第二節 組合員の加入及脱退……………(一八)

第三節 権利義務……………(一八)

第七章 産業組合の機關……………(一九)

第一節 總説……………(一九)

第二節 理事……………(一九)

第三節 監事……………(一九)

第八章 産業組合の合併……………(二〇)

第一節 總説……………(二〇)

第二節 合併の手續……………(二〇)

第三節 合併の効果……………(二〇)

第九章 産業組合の解散……………(二一)

第一節 總説……………(二一)

第二節 解散の事由……………(二一)

第三節 解散の効果……………(二一)

第十章 産業組合の清算……………(二二)

第一節 總説……………(二二)

第二節 清算人……………(二二)

第三節 清算手續……………(二二)

第十一章 産業組合の登記……………(二三)

第一節 總説……………(二三)

第二節 登記の種類……………(二三)

第十二章 産業組合の監督……………(二四)

第一節 總説……………(二四)

第二節 行政監督……………(二四)

第三節 司法監督……………(二四)

第十三章 産業組合の罰則……………(二五)

第十四章 産業組合聯合の組織……………(二六)

第一節 總説……………(二六)

第二節 産業組合聯合會……………(二六)

第三節 産業組合中央會……………(二六)

第四節 産業組合中央金庫……………(二六)

第五節 産業組合監査聯合會……………(二六)

第十五章 外地に於ける産業組合……………(二七)

序 言

一、我が産業組合法が明治三十三年法律第三十四號として公布されてから茲に四十年に垂んとしてゐる。少なくとも組合制度に關する限り、明治年代に制定せられ今日尙存續してゐるものゝ中、同業組合準則(明治十七年)及茶業組合規則(明治二十年)の兩者を除いては最も古い歴史を持つものである。もとより此の間日本國力の發展に伴ふ社會的經濟的諸情勢の變遷に對應して、産業組合法も亦數次の改正を見て來たのであるが、産業組合に關する基本的法典として常に我國産業組合運動をして夫々の時代に適應せしめつゝ、その後には於ける本運動の異常なる發展の基礎を與ふることに役立つてゐるのである。而して、我々が産業組合法の性質及構造について深い理解を持つことは、産業組合運動の指導上又經營上の實際に當り極めて必要であることは言ふまでもないと同時に、他面、之に依つて我國産業組合運動をして今後更に新しい飛躍を爲さしめるが爲には組合法を如何に改正すべきか、即ち現在の社會的經濟的情勢の動向に顧みて、組合法の採るべき理想的形態如何を把握する上に於て特に重要な意義を持つものである。

二、産業組合法を眞に理解するが爲には單に産業組合法のみならず、組合制度全般との關聯に於て考察することを要するは勿論であるが、此點に關し特に注目すべき事實は、最我近國の組合制度の中に一種の混亂乃至錯綜を見るに至つたことである。從來我國の組合制度には産業組合を中心とする所謂協同組合系統と、重要物産同業組合を中心



とする所謂同業組合系統とが有り、兩者は古くから對蹠的關係に於て考察せられて來たのであるが、最近に於ける經濟狀勢の變化殊に統制經濟の進展に伴ふ各種の統制的立法は工業組合法(大正十四年)、商業組合法(昭和七年)、更に最近に於て貿易組合法(昭和十三年)等の制定乃至法律改正を見るに至り、上述の如き兩組合制度間の系統的對立は今や完全に抹消乃至錯綜せしめらるゝに至つたのである。蓋し之等最近の組合制度に於ては、組合員の相互扶助の理念に基き金融その他の共同施設の利用を目的とする協同組合的機能と、組合員の自由競争に基く各種弊害の矯正、除去を目的とする所謂同業組合的機能が併存してゐるのみならず、殊に最近に至つては後者に關する事業のみを目的とする所謂「統制工業組合」、「統制商業組合」等の設立をさへ認めらるゝに至つてゐるからである。而して此の間の事情は如何に説明さるべきであらうか。組合制度を研究する者にとつて一の大きな課題を成すものと謂はねばならない。

三、由來、我國の産業組合運動は周知の如く主として自由主義的指導原理を基調として來たと言ひ得るのであつて、少なくとも産業組合の強制設立、組合員の加入強制、或は行政官廳の命令に依る員外統制等に關する問題については、産業組合法自體殆んど無關心であつたのみならず、却つて産業組合の本質に反するものとして排斥をすらされて來たのである。然るに最近に於ける我國の國內情勢の急激なる轉換は、國民生活の各方面に於て重大なる影響を與ふると共に、殊に國內各般の經濟機構をして完き戰時體制への編成替を必至ならしめつゝある。而して一方斯かる事態の進展は「自由」と「統制」を調和するものとして從來政府の好んで採り來つた各種の組合制度に對しても重大な影響を及ぼさずには置かないであらう。即ち最近に於ける商業、工業、貿易各組合制度に關する法律改正乃至

法律制定の事實は此の意味に於て特に注目すべきものであり、之等各組合制度の中に採上げられた統制的機構の構造及内容は今後の産業組合法にとつて重大な示唆を與へるものと謂はねばならない。今「自由」と「統制」に關する問題は別論とするも、戰時統制經濟に於ける産業組合の任務愈々重きを加ふるの秋、産業組合に對して前述の如き統制的機構を附與すべきや否やの問題は、近き將來に於て産業組合法改正論の中心課題を成すものであらう。

四、尙、産業組合法の將來、其の改正法に關しては從來多くの論議あり、殊に最近問題となつてゐる事項も決して少くないのである。例へば、産業組合の事業を擴張して生産事業、共濟事業等を認むること、戰時事變その他の場合に對應せしむるが爲に一定の條件の下に行政官廳をして組合員及員外者に對し統制命令を發し得るの權限を認め産業組合の統制機構を強化すること、他團體殊に同業組合・商業組合・工業組合・貿易組合等に對する關係(加入義務及統制に關する問題)を法文上明記すること、信用組合に關し經濟的資金の貸付をも原則的の事業として認むること、市街地信用組合に關し爲替取引を認め又員外貯金の受入最高限度に對する制限を緩和すること、登記手續を簡略化すること、總會に於ける代理議決權を組合員の成年以上の家族に委任し得る様にする、醫療組合に員外利用を認むること等々組合法改正に關する問題は現在山積してゐるのみならず、他の産業組合關係の特別法中にも改正を要すべき事項は多々存在してゐる。唯本稿に於ては紙數その他の都合に依り之等の事項に關し詳述することは到底許されないのであるから、他の機會に譲ることとする。

五、本講議の目的とするところは産業組合の基本的法典たる産業組合法の解説にあることは謂ふまでもないが、現在産業組合法の附屬法規乃至關係法規は相當多數に上つてをり、之等に付いて一々詳述することは不可能なるのみな



らず解説上参考となるべき判例、通牒等に就いても之を最小限度必要な範圍に止めざるを得なかつた。又學說に就ても参考とせるもの尠くないが一々引用することを避けた。判例、通牒その他に關する詳細に付ては拙著『産業組合法二十講』及『産業組合法關係判例・通牒・處分例集』を参照して戴き度い。

六、本文中引用せる各種法規に付ては左記の如き略號を用ふることとした。法(産業組合法)、施規(産業組合法施行規則)、農倉法(農業倉庫法)、非訟法(非訟事件手續法)等。

七、最後に産業組合法關係の参考書の中主なるものを掲げる。

平田 東助著 産業組合法要義(明治三十三年)	孫田 秀春著 産業組合法要論(大正九年)
石橋 信著 産業組合法要義(昭和四年)	孫田 秀春著 産業組合法(昭和五年、法學全集)
奈良 正路著 産業組合法の新研究(昭和六年)	蓮池 公咲著 産業組合法通義(昭和九年)
小倉 武一著 學說判例産業組合法解説(昭和十二年)	小平 權一著 産業組合法(昭和十三年)
石田文次郎著 産業組合法(昭和十三年、新法學全集)	拙 著 産業組合法解説(昭和二年)
拙 著 産業組合法改正史(昭和四年、産業組合講座)	同 産業組合法問答百餘題(右同)
同 産業組合業務の法律關係(昭和七年、右同)	同 産業組合法二十講(昭和十二年改訂増補版)
同 産業組合法關係判例通牒處分例集(昭和十二年)	

# 緒 論

## 第一章 産業組合法の沿革

### 第一節 産業組合法制定の沿革

#### 一 沿 革

我が産業組合法は明治三十三年三月七日・法律第三十四號として公布され、同年勅令第三百一號を以つて同年九月一日より施行されたものであるが、産業組合法制定に關する運動は之より以前既に早くより行はれてゐた。即ち明治二十四年第二回帝國議會に提出の『信用組合法案』及明治三十年第十回帝國議會提出の『産業組合法案』の二つが夫であつて、前者は内務省より提出されたが解散の爲め、後者は農商務省の立案及提出にかゝるものであつたが委員會に於て審議未了の爲め、兩者何れも實現を見るに至らなかつた。而して當時我國に於て産業組合法制定の運動が起つた理由は、維新後に於ける日本資本主義の發展に伴ふ農業者及中小商工業者等の所謂一般庶民階級の經濟的窮迫化を救済せんが爲に、我國産業組合運動の二大先覺者たる品川彌二郎及平田東助の兩氏に依つて、實行運動を開始するに



先立ち先づ産業組合を法制化するの必要が認められたことに因るものである。

明治二十四年の『信用組合法案』及明治三十年の『産業組合法案』は以上の如き理由に依つて、何れも實現を見るに至らなかつたが、農商務省に於ては既に前記明治三十年の第一次産業組合法案不成立の後を承け、明治三十二年省内に産業組合法起草審査委員會を設けると共に之が調査立案を進めしめたのであるが、其の結果再び翌明治三十三年二月前法案に若干の修正を加へて第十四回帝國議會に提出することとなつた。斯くて同年二月十五日衆議院本會議で可決、次で同じく二月二十二日貴族院本會議で可決を見、多年の懸案たりし産業組合法も茲に始めて呱呱の聲を擧ぐるに至つたのである。

## 二 産業組合法の淵源

明治三十三年産業組合法が初めて制定せられる以前、我國に於て既に早くより産業組合類似の制度が存在してゐたことは周知の通りである。即ち講（協同組合的なものもあるが）、座、株仲間等の同業組合的なものは別として、無盡・頼母子・社會・義倉或は二宮尊徳翁の創設になる報徳社等の制度が存在し、夫々協同組合的機能を營んでゐたのみならず、明治十年以後に於ては既に現在の販賣組合、消費組合の先驅とも言ふべき組合組織が存在してゐたのである。然し乍ら、我國産業組合法の制定は之等舊來の制度とは殆んど關係なく、民法・商法等と同じく最初より外國法制の輸入に依つて爲されたものであつた。明治二十四年の信用組合法案、明治三十年の第一次産業組合法案並に現行産業組合法孰れも外國殊に獨逸の夫れを模倣したものである。

曩にも述べた様に、元來我國の産業組合法は品川、平田の兩先覺者が明治初年海外に於ける此の運動に着目し、遂

に明治二十四年の立法運動となつたものであつて、明治三十三年公布の現行産業組合法は兩氏が獨逸に於ける組合運動の實情と法制とを研究し、之を我國當時の國情に適合せしめ立案した法制なのである。従つて我が産業組合法は前述の通り我國固有のものに屬せず、他の數多くの法制が然うである様に、學者の所謂『繼受法』に屬するものである。而して我國の産業組合法は獨逸の『産業及經濟組合法』(Gesetz, betreffende die Erwerbs und Wirtschaftsgenossenschaften, 1889)に主として準據立案されたものであつて、彼我兩法典は形式的にも實質的にも極めて類似し、我が『産業組合法』なる名稱も實にその命名の因由を獨逸法典に有してゐるのである。尙、我が産業組合法の母法たる獨逸の『産業及經濟組合法』の沿革に付いて一言すれば、最初一八六〇年シュルチエ・デーリツチ氏の創案に成つたものが、多少の修正を経て一八六七年プロシヤに於て施行せられ、次で一八六八年北獨逸聯邦の法律となり更に一八七一年獨逸帝國の法律として獨逸全土に施行さるゝに至つたものである。而して此法律は更にその後前記一八八九年の新法律に依つて踏襲され、今日迄數次の改正を経て來てゐる。(註)

【註】近代的産業組合運動の元祖である英國に於ては、産業組合は主として『産業及供給(經濟)組合法』(Industrial and Provident Societies Act, 1852)なる法律に依つて規定されてゐる。

## 第二節 産業組合法の變遷

以上の如き沿革を以て成立した産業組合法は其の後數次の改正を経て今日に至つてゐる。時代の變遷に伴つて凡ての法律が改正を見たと同様に、産業組合法も亦時代と共に常に新しい方向へと變遷の跡を見せてゐる。以下産業組合



法改正の主なる點に付其の概略を示せば――

(一)第一次(明治三十九年・法律第四五號)の改正に於ては、(イ)信用組合に對し他の事業の兼營を許し、(ロ)總會に代るべき總代會の制を設くることを得せしめ、(ハ)脱退者に對する持分拂戻に付便法を認め、(ニ)登記手續の簡略化を圖つた。

(二)第二次(明治四十二年・法律第二七號)の改正に於ては、(イ)購買組合の事業に付き加工を認め、(ロ)信用組合に加入豫約の制度を認め、(ハ)産業組合聯合會及産業組合中央會の設立を認め、(ニ)登記上の便宜を圖つた。

(三)第三次(大正六年・法律第二二號)の改正に於ては、(イ)生産組合に於て使用し得る目的物の範圍に物的要素のみならず人的要素をも包含せしめ其の事業の範圍を擴張し、(ロ)信用組合に於ける貸付金の用途及貯金の取扱範圍を擴張して業務の範圍を擴大し、所謂市街地信用組合に對して手形の割引及員外者の貯金取扱を許すと共に他の事業の兼營を禁じ、(ニ)組合員の出資口數に關する限度を従來十口なりしを原則として三十口とし、特別の事由ある場合は五十口まで擴張することを認め、(ホ)所謂囑託登記の制度を認めた。

(四)第四次(大正十年・法律第七三號)の改正に於ては、(イ)購買組合の取扱ふものに付自己生産を認め産業又は生計用品の他汎く經濟用品の取扱を認め、(ロ)生産組合の名稱を利用組合と改め且業務の範圍を擴張し、(ハ)産業組合聯合會の構成分子を擴張して聯合會の發達を圖り、(ニ)組合の監事及地方長官の權限を擴張して組合の管理及監督上の不備を補ひ、(ホ)登記手續の簡捷を圖り、(ヘ)組合員外の者に對する罰則を補充した。

(五)第五次(大正十二年・法律第四四號)の改正に於ては、産業組合中央金庫法(同年・法律第四二號)の制定に伴ひ、信用

組合聯合會がその所屬組合又は所屬聯合會の爲に中央金庫に對し債務の保證を爲し又中央金庫の委任を受けて債權の取立を爲すことを得る旨を規定した。

(六)第六次(大正十五年・法律第五四號)の改正に於ては、(イ)利用組合の特殊の設備に對し員外利用を認め、(ロ)産業組合の住宅事業に關する土地所有權移轉に付地方税を免除し、(ハ)出資拂込前の特別配當を認めた。

(七)第七次(昭和七年・法律第三〇號)の改正に於ては、(イ)産業組合の責任組織を原則として保證責任乃至無限責任とし、(ロ)法人は原則として産業組合の組合員たり得ざるも例外として農事實行組合、養蠶實行組合その他命令を以て定むる法人に限り組合員たり得る資格を認め、(ハ)産業組合又は聯合會は定款の定むる所に依り定款に違反したる組合員に對し過怠金を課し得ることとし、(ニ)區域が道府縣の區域を越ゆる組合及聯合會の設立及監督を農林大臣の所管とし、(ホ)事業年度を定款に依り六ヶ月となし得ることを認め、(ヘ)組合又は聯合會の存立時期満了に依る解散後一定條件の下に更にその繼續を爲し得ることを認め、(ト)その他産業組合聯合會の構成、事業、責任組織、出資口數等々に付いて改正を爲した。

(八)第八次(昭和十一年・法律第一〇號)の改正は、蠶絲業組合法の改正に伴ひ農事實行組合に關する規定を従來通りとする爲に同法附則に依つて爲された形式的改正である。



## 第二章 産業組合法の性質及構成

### 第一節 産業組合法の性質

#### 一 社會政策的立法

産業組合法は曩に産業組合法制定の沿革の項に於て述べた通り、明治維新後に於ける日本の資本主義經濟の發展に伴ひ、農業者或は中小商工業者その他の所謂中小産者の蒙つた經濟的打撃に對し、之が救済を圖ると共に一面産業組合をして大資本の支配に對する共同防衛組織たらしめ以てその經濟的發展を圖らしむるの目的を以て制定せられたものである。即ち、産業組合法の目的は當初より富裕者乃至國民一般をその對象とせず、特に中小産者乃至無産者の經濟的發展を企圖したものであつて、一般企業法その他の資本主義的法制とはその本質を異にしてゐる。民法や商法等の如く抽象的個人乃至經濟人を對象とするものではなく、具體的な中小乃至無産者を對象とし且之等の者の組織せる團體（組合）を規定する法律なのである。従つて、その有する社會的任務乃至機能に着眼するときは、産業組合法は所謂社會政策的立法に屬し、その間に程度の差はあるが、勞働法・小作法・住宅法・社會保險法等と共に學者の所謂『社會法』の範疇に屬するものと謂はねばならない。

次に、産業組合法の社會法的性質と關聯して特に注目すべきことは、近時産業組合が各種の法律に依つて社會的、

國家的事業を擔當するに至つたことである。農業倉庫業法・米穀自治管理法・農地調整法・國民健康保險法等に依る事業はその主なるものであるが、結局このことは産業組合法の持つ普遍的目的乃至性質と之等の法律の目的とするところが全く一致することに基くものと謂はねばならない。

#### 二 組織法としての産業組合法

産業組合法は謂ふまでもなく産業組合なる團體に關する法律である。而して、法の規定を仔細に點檢するときは、その規定の大部分は産業組合なる團體の目的、名稱、住所、事業の範圍、責任組織、構成（組合員）、公示制度（登記）機關（理事、監事、總會等）、合併、消滅、聯合組織等々即ち産業組合の行ふ事業（活動）の基礎組織に關する法律たる性質を有してゐる。此意味に於て産業組合法は學者の所謂『組織法』に屬するものである。而して産業組合法が最もその特色を發揮するのは斯かる組織法的方面に於てであることは謂ふまでもない。即ち産業組合の法律的性質乃至本質も結局産業組合法の持つ斯かる組織法的原理に基くものであつて、普通の法人乃至團體制度に於て見られざる独自の團體法的色彩と構造とを持つてゐる。従つて、産業組合法を解釋するに當つても、産業組合法独自の組織法的原理に依るべきことは當然であり、一般個人主義的法制に適用せらるゝ如き原理を以て之に當ることは許されないと謂はなければならない。

### 第二節 産業組合法の構成

産業組合法は近代的立法として、その構成は比較的に學理的構成が爲されてゐる。此の點は外國繼受法として民



法、商法等と趣を同じくしてゐる。即ち、總則(八ヶ條)、設立(二十二ヶ條)、組合員の權利義務(八ヶ條)、管理(三十二ヶ條)、加入及脱退(十ヶ條)、監督(四ヶ條)、解散(十ヶ條)、清算(九ヶ條)、産業組合聯合會及産業組合中央會(二十ヶ條)罰則(四ヶ條)の九章及附則(十四ヶ條)より成つてゐる。又産業組合法中準用せらるゝ民法の法條は、設立、管理、解散、清算の各章中合計二十一ヶ條あり、又非訟事件手続法が罰則及附則中に於て合計二十二個條の準用を見てゐる。此の外法第五條に依り商法及商法施行法中商人に關する規定が産業組合に準用されてゐることは謂ふまでもない。

### 第三章 産業組合法の法源

#### 第一節 産業組合法の法源

産業組合法の法源即ち産業組合に關する法規は産業組合の基本的法典たる産業組合法の外に多數存在することは謂ふまでもない。産業組合に關する諸種の法律、勅令、命令、慣習法、條理及産業組合の定款等が即ち之に屬する。而して産業組合法の法源として最も重要な意義を有するものは法律、勅令、命令及組合の定款であることは勿論である。

一・法律・勅令其他(主なるもの)——括弧内は公布年月日及制定番號——  
 産業組合法(明治三十三年三月七日・法律第三四號)

産業組合法施行規則(明治四十二年八月二十一日・農商務省令第三五號)

産業組合登記取扱手續(明治四十二年八月十六日・司法省令第一七號)

産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件(大正六年十月二十七日・勅令第二〇〇號)

産業組合法第一條ノ規定ニ依ル市街地指定ノ件(大正六年十二月四日・農商務省告示第三四六號)

産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依ル利用組合ノ設備指定ニ關スル件(大正十五年五月二十日・勅令第一三二號)

産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件(明治四十二年八月二十一日・勅令第二一三號)

農業倉庫業法(大正六年七月二十一日法律・第一五號)

産業組合中央金庫法(大正十二年四月六日・法律第四二號)

産業組合自治監査法(昭和十三年三月十八日・法律第一五號)

農村負債整理組合法(昭和八年三月二十九日・法律第二一號)

農業動産信用法(昭和八年三月二十九日・法律第三〇號)

米穀自治管理法(昭和十一年五月二十八日・法律第二二號)

農地調整法(昭和十三年四月二日・法律第六七號)

國民健康保險法(昭和十三年四月一日・法律第六〇號)

其他(詳細は産業組合中央會發行・産業組合法關係法規参照)

#### 二 定款その他

産業組合の定款或は定款、總會の決議等に基いて作成された業務規程(業務細則)その他は、産業組合なる團體の内部的自主的法規として法律的効力を有するものである。即ち産業組合の理事、監事、總會、組合員等何れも之に拘束せられるのみならず、苟も組合に加入したる者はその欲するを問はず當然之等の規定に拘束せられるものである。



るから、定款その他は法規的性質を持つものとは謂はねばならない。勿論定款或は業務規程と雖も法律・勅令その他の國家的法規に違反し得ざることは言ふまでもないが、産業組合法は諸處に『定款ノ定ムル所ニ依リ』（法第一七條、第五三條等）、『定款ニ別段ノ定アルトキ』（法第二六條、第二八條等）等の文言を用ひ、定款に對し産業組合法の規定に對する優先的効力を附與してゐる場合が尠くない。要するに定款その他の組合の内部的規約は産業組合の活動上重要な意義を有すると共に、産業組合法の法源としての性質を持つものとは謂はねばならない。

尙、産業組合法の法源とは直接關係なきも、上級官廳が下級官廳を指揮する上に於て發する諸種の訓令、通牒等は何れも官廳相互間の命令乃至意思表示にして、官廳外部の一般人に對しては直接の法的拘束力を有するものではないが、實際上は組合の指導上その他に重要な意義を有するのみならず、組合法を研究する上に於ても又相當の價値を有するものである。

## 第二節 民法及商法との關係

### 一 民法との關係

産業組合法は、謂ふまでもなく、産業組合なる特殊の法人の設立、管理その他に關する事項を規定せる法典であつて、民法第三十三條に所謂『其他ノ法律』の一に該當し、民法に對して所謂特別法たる地位に立つものである。従つて、産業組合に關しては先づ産業組合法の適用を見るべきは當然であるが、産業組合法に特別の規定なき場合或は産業組合の法人たる性質に基く一般的、普遍的事項に關しては、一般（普通）法たる民法の法人に關する規定が補充的

に適用乃至準用さるべきである（民法第四三條、第七二條等參照）。

次に、産業組合法はその第一六條、第三二條、第三四條、第三八條、第六九條、第七九條、第九二條の各規定に於て組合の設立・登記・理事・監事・總會・解散その他の事項に付民法の公益法人に關する諸規定を多く準用してゐるが、之等の各規定に依つて準用さるゝ民法の諸規定は即ち産業組合法の補助法規として組合法の一部を成すものとは謂はねばならない。尙この他、民法の諸規定は産業組合法第五條の規定に依つて、商法第一條を通じて産業組合に適用を見ることを注意しなければならぬ。

### 二 商法との關係

産業組合法第五條は『産業組合ニハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス』と規定し、産業組合に商法の一部を準用する旨を明記してゐる。然らば同條に所謂『商法及商法施行法中商人ニ關スル規定』とは如何なるものを指すや、準用の範圍に關し法文に何等明示なきため從來區々の説を生じ必ずしも一定しておらない。惟ふに、本條の趣旨は産業組合は後に述べる様に營利を目的とする法人即ち營利法人ではないが、産業組合の行ふ事業殊に組合が組合員、第三者その他と爲すところの諸種の取引はその外形に於て商人、會社等の爲す業務と趣を同じくするを以て、之を律するには商法中殊に商行為に關する規定を以てするを最も合理的なりと思惟されたるに因るものである。即ち取引の迅速、手續の簡易を圖り以て産業組合をして近代的經濟機構に對處せしむるが爲には、民法の規定を適用するより商法の規定に依らしむる方がより合理的であるからである。世上往々にして本條の解釋を誤り、産業組合に商法及商法施行法中商人に關する規定の準用あることよりして直ちに産業組合を商



入を以て律する趣旨なりと解する者があるが、不當も甚し。

次に産業組合に準用せられる「商法及商法施行法中商人ニ關スル規定」とは結局商法第一編總則の一部（第一章法例の一部・第五章商業帳簿の一部等）、第三編商行為の一部（第一章總則の一部・第二章賣買・第六章問屋營業・第八章運送營業の一部・第九章寄託の一部）及商法施行法の一部（殊に第一一七條等）の準用を見ることとなる。（註）

〔註〕

- 一、大正九年十月二十一日・大審院判決要旨「産業組合カ其ノ業務ノ爲ニスル行爲ハ本來商行為ノ性質ヲ有セサルモノト雖モ商行為ト看做サルモノニシテ從テ商行為ニ基ク債務ノ時効ニ關スル商法第二百八十五條ノ規定モ之ニ準用セラルルモノト謂フヘシ」
- 二、大正十五年九月十六日・東京控訴院判決要旨「産業組合法第五條ニ依レハ産業組合ニハ同法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ノ準用アルヘク而シテ商法第二百六十五條及同法第二百八十五條ニ對シテハ産業組合法中別段ノ規定ナキ以上産業組合ニ付テモ亦之レカ準用アリト謂ハサルヘカラス今本件被控訴組合カ組合員ニ産業資金 貸付ケ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコトヲ目的トシ産業組合法ニ依リ設立サレタル産業組合ナレハ被控訴組合ノ前示準消費貸借ノ行爲ハ結局其ノ目的タル前示業務遂行ノ爲必要ナルモノト謂フヘク而モ該行爲ハ前記商法ノ規定ノ準用ニ依リ商行為ト推斷セラレ之ニ因リ生シタル本件貸借債權ハ控訴人主張ノ如ク五年ノ時効ニ因リ消滅スヘキモノトス」
- 三、産業組合法第五條に關する判例その他に關しては右の外尙大正十四年五月二十五日・東京控訴院判決、昭和二年七月十五日・大審院判決、昭和五年十二月九日・大審院決定等参照。
- 四、尙、産業組合に關し商法第二編會社に關する規定の準用なきことは謂ふまでもない。産業組合は産業組合法に依つて設立される特殊の法人であり、商法に依る會社とは謂はゞ對等の地位に在り、別個の組織法を有するものであるからである（昭和九年四月六日・大審院判決及昭和九年八月二十二日・大審院判決参照）。

### 第四章 産業組合に關する諸種の便益

産業組合は中小乃至無産者の相互扶助的精神に基いて組織された非營利的協同團體であり、協同の力に依つて組合員の産業上經濟上の發展を圖るものであるが、一方、之を國家的立場より見れば一種の産業政策的社會政策的施設であり、究極に於て社會的、國家的使命を荷つてゐるものである。即ち、國家は一方に於て産業組合の設立、管理その他に付嚴重なる監督を爲すと共に、他方産業組合の有する社會的、國家的使命乃至機能に鑑みて諸種の保護、助長政策を採つてゐるのである。

#### 一 税法上の便益

産業組合は營利を目的とせず、その事業の外形は商人の爲す營業と類似するもその本質を異にするを以て、産業組合には所得稅、營業收益稅及營業稅が免除されてゐる（法第六條、農倉法第一四條）。又産業組合の行ふ住宅供給に關する事業に付ても、その住宅用地の所有權移轉に關し地方稅が免除されてゐる（法第六條ノ二、施規第一條ノ八・第一條ノ九、農倉法第一四條ノ二）。又産業組合の登記に付ても各種の場合に付て登録稅を免除されてゐる（登録稅法第一九條、同施行規則第五條。第五條ノ二）。尙産業組合に關する税法上の便益に關するものとして左記の如きものがある。

- 一、所得稅法（第一八條參照）
- 一、印紙稅法（第四條ノ）
- 一、賣本利子稅法（第二條、第五條參照）
- 一、登録稅法（第五條、第五條ノ二ノ）



- 一、有價證券移轉税法(第八條参照)
- 一、大正十四年十一月二十九日・主税局通牒「印紙税ニ關スル件」
- 一、昭和二年十一月十八日・農地第四號「産業組合事務所ニ關シ家屋税賦課ノ件」
- 一、昭和七年・藏稅第一二五〇號「産業組合ノ自治監査ニ於ケル書類ニ對シ印紙税法適用ニ關スル件」
- 一、昭和九年八月四日・九更部第八五二號「産業組合加入申込書ノ印紙税ニ關スル件」

### 二 金融上の便益

産業組合は金融上に於ても種々の便益を享有してゐる。即ち政府低利資金の融通、勸業銀行・農工銀行・北海道殖産銀行等よりの無擔保に依る資金の貸付・手形の割引・當座預金貸越或は郵便貯金・振替貯金等に關する便益がその主なるものである。尙左記参照。

- 一、産業組合中央金庫法(第一三條その他参照)
- 一、産業債券令
- 一、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法
- 一、農村負債整理資金特別融通及損失補償法
- 一、農業動産信用法(第四條、第十二條参照)
- 一、預金部普通地方資金融通規則(第二條、第三條)
- 一、市制町村制施行規則(第六四條)
- 一、郵便貯金法(第四條)
- 一、簡易生命保險積立金貸付規則(第二條)
- 一、振替貯金ノ基本金免除ニ關スル件(昭和六年十二月十日・通信省告示第二四五一號)

- 一、日本勸業銀行法(第一五條、第三二條参照)
- 一、農工銀行法(第七條ノ五、第二三條)
- 一、北海道殖産銀行法(第八條)
- 一、貯蓄銀行法(第五條)

### 三 取引上の便益

産業組合に關する取引上の便益としては、政府に對し物資納入を爲す場合競争入札に依らずして隨意契約に依る納入を許され、購買組合の肥料・度量衡器の取扱に付肥料取締法・度量衡法等に依る取締規定の適用を除外され、又購買組合聯合會に付ては鹽元賣捌人たり得ることを認められてゐること等その主なるものである。尙左記参照。

- 一、會計規則(第一一四條参照)
- 一、家畜市場法施行規則(第一一條)
- 一、水産試験場種苗拂下規則(第二條)
- 一、種雜種卵拂下規則(第二條)
- 一、産卵能力檢定規則(第一條)
- 一、米穀統制法施行令(第一五條)
- 一、明治四十一年三月・農受第一六一九號「購買組合ニ於ケル肥料取締ニ關スル件」
- 一、大正二年十月・農局第一八二七號「購買組适度量衡器販賣免許ノ件」
- 一、大正三年九月農第二〇一八號「購買組合聯合會ヲ鹽元賣捌人ニ指定ノ件」



四 その他

産業組合は近時益々農村経済更生の中樞機關たる機能を發揮し來つたが、政府に於ても之を認め、産業組合の設置する農山漁村の経済更生上必要なる共同施設に對しては各種の補助金、助成金を交付し、以て産業組合の社會的經濟的機能の發揮に資すると共に、又政府の行ふ各種の産業乃至經濟政策の遂行を産業組合をして擔當せしめ、之に對し獎勵金を交付する等の産業組合助長政策を採つてゐる。尙左記参照。

- 一、農山漁村經濟更生特別助成規則(第二條參照)
- 一、農山漁村經濟更生計畫助成規則(第二條)
- 一、農業倉庫獎勵規則(第二條)
- 一、農山漁村共同作業場獎勵規則(第二條)
- 一、小麥増殖獎勵規則(第二條)
- 一、肥料配給改善助成規則(第二條)
- 一、自作農創設維持補助助成規則(第二條)
- 一、副業獎勵規則(第二條)
- 一、農村工業獎勵規則(第二條)
- 一、林業共同施設獎勵規則(第二條)
- 一、漁業共同施設獎勵規則(第二條)
- 一、水産増殖獎勵規則(第二條)
- 一、畜産共同施設獎勵規則(第二條)
- 一、養鶏獎勵規則(第二條)

- 一、有畜農業獎勵規則(第二條)
- 一、畜産物販賣斡旋及受託販賣獎勵規則(第二條)
- 一、製絲業共同施設獎勵規則(第三條)
- 一、産前處理改善助成規則(第二條)
- 一、農製品倉庫獎勵規則(第二條)
- 一、農産物及木炭販賣改善施設助成要項(第一)



# 本論

## 第一章 産業組合の本質

### 第一節 産業組合の本質

産業組合の本質とは何ぞや、産業組合は他の法人又は團體に對して如何なる特質を有するやに就いて述ぶることが本節の目的であるが、産業組合の本質を知る爲には之を規定せる産業組合法の形式的解釋のみに依つては勿論不充分である。即ち、更に産業組合法制定の沿革並に法の有する普遍的目的、精神にまで遡ると共に、一方産業組合の經濟學的、社會學的檢討を俟つて始めて把握し得るものと謂はねばならない。

以下述ぶるところは、何れも産業組合の本質的特徴であることは勿論であるが、必ずしも凡てが産業組合のみに限つて認められる特質ではなく、或ものは他の法人又は組合制度に共通なものがあつて、又或ものは全然異つた特質である場合もある。要するに産業組合の本質は他の法人又は團體と比較することに依つて一層明かにされ得るものと謂ふべきである。

#### 一 産業組合は中間的（公益的）社團法人である。

之れ主として産業組合の法律的性質を明にしたものである。産業組合は産業組合法がその第一條に於て、特に「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ」と説明せる如く社團法人である。即ち一定の目的財産に對して法人格の附與せらるる「財團法人」と異なり、共同の目的を有する複數人の結合たる性質を有する團體である。而して社團法人たる性質を有するものは民法の規定に依る各種の公益法人、商法に依る各種の會社その他に於て多數見らるることは謂ふまでもないが、然らば産業組合は之等の公益法人或は營利法人の何れの範疇に屬するものであらうか。

(一) 營利法人に非ず——産業組合は株式會社その他の法人と異なり營利を目的とする團體ではない。株式會社等に於てはそれ自身利益の獲得を追求するのみならず、その得たる利益を株主に分配することをその究極の目的とするに反し、産業組合は飽くまで相互組織に依つて「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖」することを本來の目的とするものであり、産業組合に認められた剩餘金の配當なる制度も結局出資金に對する利息又は取扱物品の數量、價額その他事業分量の多寡に應じて爲される割戻金の性質を持つものに過ぎないのである。剩餘金の配當は即ち産業組合の相互組織乃至共同事業たることより齎らされる反射的利益に過ぎぬのであつて、組合本來の目的は「經濟の共同化」或は「相互組織に依る組合員の經濟的向上」夫れ自體に在ることを忘れてはならぬ。尙此の他産業組合と一般營利法人殊に株式會社との間には多くの點に於て基本的差異を見るのであるが、他の箇所に於て逐次述べることにする。

(二) 公益法人に非ず——産業組合は「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル」ものであり、法文に依れば少



なくとも社會一般の公共的利益を直接の目的とするものではない。従つて、從來の法人觀念よりすれば産業組合は公益法人に非ずと謂はねばならない。即ち、産業組合は一般公益法人に於けるが如く祭祀・宗教・慈善・學術・技藝その他一般公衆の利益となるべき事業（民法第三四條参照）を直接の目的とするものではなく、法律は寧ろ組合の員外者に對する資金の貸付、物品の配給、設備の利用等は原則として之を禁止すらしてゐるのである。而してこのことは相互組織の原則からして當然のことであるが、一面事業の對象が組合員に限られることに因り公益法人としての性質を缺くものと謂ふべきである。

以上の如く、産業組合は營利法人にも非ず公益法人にも非ずとすれば、如何なる性質の法人に屬すべきものであらうか。惟ふに、産業組合の事業は之を外形的に觀察すれば營利法人の其と殆んど差異なきも、實質に於て根本的に異なるものあることは前に述べた通りである。而して産業組合は一方中小産者乃至無産者の協同團體として、その産業上又は經濟上の發達を企圖するものであり、その有する社會的使命乃至社會的機能に付いて見れば、究極に於て社會全般の利益に寄與する所尠なからざるのみならず、殊に最近に於てはその組織の擴大に伴ひ各種の國家的産業政策乃至社會政策の擔當機關たるの機能を益々發揮し來つてゐるのである。（註一）之を要するに、産業組合の有する社會的使命乃至機能の點より見れば、寧ろ之を積極的に公益的法人なりとするも敢て不當ではないが、二三の學說を除き、判例及通説は産業組合を以つて相互保險會社（保險業法第二六條以下）と同じく公益・營利の何れにも屬せざる中間的社團法人或は中性的法人なりとなしてゐる。（註二）

## 二、産業組合は地域的團體である。

産業組合が地域的團體であることは、他の團體殊に會社制度に對して著しい特徴を成すものである。産業組合法は此點に關し第九條第二項に於て信用組合の區域を原則として『市町村ノ区域内』に限定し、信用組合をして明に一定の地域を基礎とすべきことを要求してゐるのであるが、このことは他の一般産業組合に對しても妥當するものであつて、會社制度その他に於て見られざる特徴と謂はねばならない。即ち、産業組合の區域は定款上に於ても所謂必要的記載事項をなしてゐるのみならず（法第九條第一項三ノ二號、商法第五〇條、同第一一九條参照）、又産業組合の理想から言つても、産業組合が眞に相互組織の協同體たり得るが爲には地理的、經濟的條件を同じくし又風俗、人情を等しくする一定の地域を基礎とすることに依つて始めて可能なりと言ふことが出来る。要するに産業組合が地域的團體であることは、法律の規定よりは寧ろその歴史的、文化的、經濟的な事實に依つて説明さるべき性質である。

## 三 産業組合は相互組織の團體である。

産業組合が相互組織の團體であることは、その事業の對象乃至範圍を原則として組合員のみ限定してゐる點より明である。産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を企圖し、資金の貸付も、物品の配給も、設備の利用も凡て組合員に限られ、又販賣乃至加工の對象も組合員の生産したるものに限られてゐる。之は一般の營利團體に於て見られざる特質であることは謂ふまでもない。唯、産業組合法は此の原則に對して多少の例外を認めてゐるが（法第一條第二項乃至第四項、第七項）、このことは産業組合の事業の非營利性、公益性或は實際的要求に基くものであつて、勿論右の原則を破壊するものではない。

## 四 産業組合は中小産者乃至無産者の團體である。



産業組合が中小産者乃至無産者の團體であることは、寧ろその経済的、社会的或は歴史的事實に基くものであるが法制上より之を見るも、法は組合員の有すべき出資口數に一定の制限を設け（法第一七條）、出資一口の金額に付ても又制限を設けて（法第一一條、施行第二條）、以て小産者の資本的支配を排除すると共に、一方加入豫約の制度を設けて（法第一條第二項）小産者の組合加入を容易ならしめてゐること等に徴するも明であらう。尤も、産業組合は決して富裕者の加入を拒むものではない。産業組合の特徴は寧ろ組合員の階級、職業等を問はざる點にあり、此の點商業組合、工業組合等と異なり非職業團體の性質を持つものである。

五 産業組合は自由、平等の人的結合である。

産業組合が人的結合であると言ふ意味は、株式會社その他の資本的結合と異なり、組合員全體の人格的結合に主たる基礎を置いてゐると謂ふことである。産業組合は後に述ぶる様に投資團體であり、責任組織團體であり又經濟團體であるが、産業組合に於ける投資制度は必ずしも産業組合の本質的要素を爲すものではなく、寧ろ人的結合の物的表現に過ぎない。産業組合本來の目的は飽くまで組合員の人格的相互信頼の上にたつて團結し、以て相互の經濟的發展を圖るに在ることは謂ふまでもない。而して産業組合が自由、平等の人的結合であることは、産業組合の最も基本的な特質であつて、法制的に見ても、産業組合法独自の組織法的、團體法的特色が最も發揮されてゐる點である。即ち（イ）産業組合の組合員は原則的として自然人たるべきこと（法第一〇條ノ二）、（ロ）産業組合は組合員數を限定し得ざること（法第一〇條）、（ハ）組合員の加入及脱退は農會或は同業組合等と異なり極めて自由なること（法第五〇條）、（ニ）従つて又株式會社等と異なり資本は固定せず可動的なること、（ホ）加入豫約の制度を認めて加入を容易ならしめてゐ

ること（法第一條第二項）、（ヘ）總會に於ける組合員の議決權は出資口數の多寡に拘らず凡て平等であること（法第三八條、民法第六五條）、（ト）組合と組合員は法律上別個の存在を有するに拘らず組合の債務に關しては組合員は原則として無限責任乃至保證責任を負ふてゐること（法第二條、附則第二條）、（チ）組合員の責任は組合を脱退したる後に於ても尙二ヶ年間存続すること（法第五八條）等々の規定は産業組合が自由、平等の人的結合であることを説明するものである。尤もこゝに注意しなければならぬことは、産業組合が自由、平等の人的結合であること、産業組合の内部的統制の機能とは決して矛盾しないことである。一旦組合に加入したる以上は、その組合の定むる定款その他の内部的規約に基く統制に服すべきことは當然であり、寧ろ斯かる制度こそ産業組合の團體法的特色を發揮せるものと謂ふべきである。（法第四八條ノ二、第五二條參照）

六 産業組合は經濟的團體である。

産業組合は「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル」ことを目的として設立せられ且組合員の爲め諸種の經濟的行爲を行ふ社團法人であり、此の意味に於て經濟的團體である。之れ即ち教育・宗教・慈善等を目的とする公益法人、勤儉の美風を養ひ組合員の道德的發展を主たる目的とする報徳社等と異なる所以である。又産業組合は組合員の産業上又は經濟上の發展を積極的に圖ることを目的とするものであるから、此の意味に於て、同業者間の不當なる競争に基く弊害を防止し以て消極的に組合員の利益を保護せんとする同業組合とも異つてゐる。而して産業組合が組合員の爲め諸種の經濟的行爲を行ふことは所謂協同組合的機能の著しい特徴を爲すものである（漁業法第四三條ノ二、商業組合法第三條、工業組合法第三條參照）。



以上、産業組合の本質的特徴について種々の観点より之を述べたが、産業組合の團體的性質に關しては以上の外尙（イ）目的團體たること（法第一條）、（ロ）繼續的（非一時的）團體たること、（ハ）責任組織を有する團體たること（法第二條）、（ニ）組合と組合員との關係が特に密接なる結合にある團體なること、（ホ）教育的・精神的乃至倫理的色彩の強い團體なること、（ヘ）所謂許可主義に依つて設立せらるゝ法人なること（法第八條）、（ト）私法人（但し普通の私法人とは著しく異なる目的、機能を有する）なること等々の諸性質を挙げ得るであらう。而して、之等の團體的性質は必ずしも産業組合のみに限られた特質でないことは勿論であるが、他の團體の持つ諸性質と比較することに依つて、産業組合の本質を明にする上に於て役立つであらう。

〔註〕一、近時産業組合が、各種の産業政策或は社會政策の擔當者としての機能を發揮するに至つた事實は米穀自治管理法、産商處理統制法、國民健康保険法、農地調整法、農村負債整理組合法、臨時農村負債處理法等々に於て之を窺ふことが出来る。

二、（イ）昭和二年六月二十二日・大審院判決要旨「産業組合ハ其ノ組合員ノ産業又ハ經濟ノ發達ヲ企圖スルコトヲ目的トスルモノナレトモ直接ニ公共ノ利益ヲ其ノ目的トナスモノニ非サルヲ以テ之ヲ目シテ公益的社団法人ト爲スヲ得サルト同時ニ組合員ニ利益ヲ分配スルコトヲ本來ノ目的ト爲スモノニ非サルヲ以テ之ヲ稱シテ營利法人ナリト稱スルモ亦妥當ニ非ス要之産業組合ハ民法ニ所謂公益法人及營利法人ノ何レニモ屬セサルモノニシテ産業組合法ニ依リ認メラレタル特種ノ中間的法人ナリト解スルノ外ナシ」  
（ロ）昭和九年八月二十二日・大審院判決要旨「産業組合ハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ圖ルコトヲ目的トシテ組織セラルル社団法人ニシテ……要スルニ産業組合ハ組合員ノ相互扶助ヲ以テ其ノ主義トシ、組合自體ノ利益ヲ圖リ又ハ組合員ニ利益ヲ分配スルカ如キコトハ本來ノ目的トスルトコロニ非ス從テ此點ニ於テ産業組合ハ營利ノ觀念ヲ缺クモノト謂フヘキナリ」

## 第二節 産業組合と他の組合制度との關係

産業組合は前節に於て述べた様に非營利的・公益的團體であり、産業組合法に依つて認められた独自の組織と機能とを有してゐるものである。従つて、單に其の事業の外形に捉はれ、之を劃一的に營利を目的とする團體或は個人と同視し、以て他の團體の統制に服せしめ又はその加入を強制するが如きことは、産業組合法の本旨を没却するものと言はねばならない。蓋し産業組合の存在理由は、中小産者乃至無産者の自衛的協同組織として、謂はゞ他の團體と平等の立場に於てその存在を全ふし且独自の機能を發揮すべき點に存するからである。近時各種の組合制度が法制上認めらるゝに及び、之等の組合と産業組合との間に屢々摩擦、相剋を見るに至つたが、その主なる問題は、（一）産業組合は之等の組合に加入するの義務ありや否や、（二）之等の組合の行ふ統制的事業に關して行政官廳の發する統制命令（商業組合法第八條、工業組合法第八條參照）に服するの義務ありや否やの二點にかゝつてゐる。何れも主として重要物産同業組合、商業組合、工業組合、貿易組合等との關係に於て問題となつてゐる。

### 一 重要物産同業組合との關係

重要物産同業組合法は産業組合法と殆んど同時（明治三十三年）に制定せられたものであり、兩者間に於ける「加入義務」の問題は相當古く且屢々争を見た點である。而して此の問題の要點は、結局重要物産同業組合法第一條に所謂「重要物産ノ製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者」又は同法第四條に所謂「同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者」に産業組合が該當するや否の問題に歸着する。而して産業組合の加入義務を認めんとする説（主とし



て判例(註)の根據とするところは、(イ)單に産業組合の事業の外形に捉はれ、之を以て直ちに重要物産同業組合法に所謂「營業」と同一視せんとし、(ロ)或は産業組合法第五條の規定を以て産業組合の行ふ業務に付ては之を商人を以て律せんとする趣旨なり解し、延て産業組合を同法に所謂營業者として同一視せんとする點にあるが、之等の説は何れも法の誤解乃至産業組合の本質の誤認に基くものであると謂はねばならない。産業組合殊に販賣組合は、(イ)生産者の共同販賣組織であり、その事業は商人的營業とは本質を異にすること、(ロ)協同の力に依つて相互の經濟的發達を圖らんとするものであり、主として商人資本の利潤確保の爲めの統制的機關である同業組合とはその目的を異にすること、(ハ)非營利的團體として独自の機能と組織(系統機關)を有すること、(ニ)産業組合法第五條の趣旨は産業組合の事業に就ては商法殊に商行為に關する規定を以て律せんとするものにして、之を商人乃至營業者として同一に律せんとする趣旨に非ざること等々の點に鑑みれば、産業組合の同業組合に對する加入義務は當然否定されるべきである。要するに此の問題は兩者の關係を法文上明記することに依つて解決せらるべき問題である(貿易組合法第二一條、工業組合法第九條、重要物産同業組合法第四條但書參照)。

二 商業組合その他の組合との關係

産業組合と商業組合・工業組合・貿易組合等との關係は、主として、之等の組合の行ふ統制的事業に關し行政官廳の發する所謂員外統制命令に服するの義務ありや否の問題であるが、産業組合は之等の組合の組合員として加入の義務(資格)なきは勿論、前述の如き理由に依つて、員外統制命令に對しても之を受くるの資格を缺くものと謂ふべきである。尙此の問題も重要物産同業組合の場合と同様、法文にその旨明記することに依て解決せらるべき問題である。

〔註〕

- 一、昭和四年四月十五日・大審院判決要旨「同業組合ハ組合員ノ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トスルモノナルヲ以テ批告聯合會(高知縣商販賣組合聯合會)ハ所屬組合ノ委託ヲ受ケ其ノ販賣スルモノニ加工シ又ハ加工セシメテ販賣スルヲ以テ重要物産同業組合法第一條ニ所謂販賣ヲ營業トナスモノトス從テ農務局長ヨリ産業組合ハ商人ヲ以テ組織スル同業組合ニ加入義務ナシトノ通牒(大正三年三月・農第一八三二號)ハ本件批告人ノ加入義務ヲ免除シタルモノトハ認め難シ(尙、昭和三年十月・高知地方裁判所判決及昭和三年十二月十八日・大阪控訴院判決參照)。
- 二、昭和十三年三月十二日・東京地方裁判所判決(全販聯と東京薪炭同業組合に關する訴訟事件)は「産業組合法第五條ニ産業組合ニハ別段ノ規定ナキ限り商人ニ關スル規定ヲ準用スヘキ定アリ同條ノ趣旨ハ産業組合ノ營業行為ニ付商人ヲ以テ律セントスルニアル」と解し、前判決と同様産業組合を營業者としてその加入義務を認めてゐる。
- 三、大正三年農第一八三二號通牒・産業組合ノ同業組合加入ニ關スル件「販賣組合ハ生産者カ個々販賣ノ不利ヲ避クル爲共同セシムルモノニシテ商人ニ非ルカ故ニ商人ノミヲ以テ組織セル同業組合ニ加入セシムルノ要ナキモノトス」。
- 四、昭和十二年二月十九日・一二更第一五二八號・各地方官宛經濟更生部長通牒・産業組合ノ同業組合ニ關スル件「一、大正三年三月・農第一八三二號通牒ハ販賣組合ハ商人ニ非ルヲ以テ其ノ本質上商人ノミヲ以テ組織スル同業組合ニ加入スル資格ナキコトヲ明ニシタルモノナリ 二、購買組合カ共同購買シタル物品ヲ組合員ニ賣却スルハ單ニ其ノ内部的ニ配給スルニ過キス物品販賣業者カ一般消費者ニ商品ヲ賣却スルトハ全然其本質ヲ異ニスルヲ以テ物品販賣業者ヲ以テ組織スル同業組合ノ組合員タル資格ニ該當セス從テ加入ノ問題ヲ生セサルモノナリ右ノ場合生産者製造業者等ヲ包含スル同業組合ニ對シテモ同様ナリ」
- 五、産業組合が各種の法令に於て所謂「營業者」に該當するや否やは劃一的に之を決定することは勿論出來ない。當該法律全體の目的、趣旨に依つて之を決定すべきである。昭和四年十月十一日・四農局第三〇〇九號通牒・産業組合ノ賣業並藥品取扱ニ關スル件は「産業組合ハ所謂營業者ニハ非サレ共賣業法及藥品營業並藥品取扱規則制定ノ主旨ハ主トシテ保健並公安上ノ必要ニ基クモノナルヲ以テ産業組合カ其ノ組合員ニ藥品ヲ賣却スル場合ハ右法令ノ適用アルモノト被認云々」と言つてゐる。牛乳營業取締規則等との關係に付ても同様のことと言ひ得るであらう。



## 第二章 産業組合の事業

### 第一節 總 說

産業組合法第一條は産業組合の抽象的、一般的目的たる「組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達」を企圖するに必要な各種の具體的目的を列挙してゐる。即ち一、組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむること（信用組合）、二、組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却すること（販賣組合）、三、産業又は經濟に必要な物を買入れ之に加工し若は加工せずして又は之を生産して組合員に賣却すること（購買組合）、四、組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむること（利用組合）、即ちこれである。而して之等の事業の中少なくとも一つは産業組合として必ず行ふことを要し、従つて又産業組合の設立要件をなすものである。此の意味に於て之等の事業は産業組合の本來的或は原則的事業と謂ふことが出来る。

次に、産業組合法は右の原則的事業の外に尙産業組合の附隨的、例外的事業を認め、以つて産業組合の相互組織の原則に多少の修正を加へてゐる。法第一條第二項の規定に依る加入豫約者の貯金取扱、同條第三項の規定に依る經濟資金の貸付及組合員と同一の家に在る者・公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金の取扱、同條第四項の規定に依る所謂市街地信用組合の手形割引又は所謂員外貯金の取扱、同條第七項の規定に依る利用設備の員外利

用等が之に屬する。

第三に、産業組合の事業は以上の外尙各種の法令に依つて規定されてゐることは謂ふまでもない（續論第三章第一節參照）。農業倉庫業法に依る事業、農村負債整理組合法に依る事業、米穀自治管理法に依る事業、國民健康保險法に依る事業等々はその主なるものであるが、今後産業組合の社會的機能の擴大に伴ひ、之等の社會的國家的事業を産業組合が擔當するに至る機會は益々増大するであらう。而して、之等の事業は廣い意味に於て何れも産業組合の附隨的事業と謂ふことが出来るが、本章に於ては特に節を分つて述べることにする。

最後に、産業組合の目的乃至事業の範圍に付いて一言すれば、産業組合も法人たる以上一般法人に於ける權利能力、行爲能力等に關する原則が適用されることは多言を要しないであらう（民法第四三條參照）。即ち、産業組合は産業組合法その他の法令に依つて認めらるゝ以外の事業に付ては之を爲し得ず、之を爲すも法律上當然無効の行爲となる。又法律に於て特に許されたる場合の外は、産業組合の相互組織の原則を破ることも許されないと處である。之に違反する場合も亦當然無効である。要するに、産業組合の目的（事業）は各種の法律、勅令、命令或は組合の定款等に依つて嚴格に制限されてゐるが、一方、少なくとも此の範圍に於ては、産業組合の事業を達成する上に必要な行爲は凡て之を爲し得るものと解して差支ない。例へば産業組合がその目的たる事業を促進し達成するが爲に、一定の會社を設立し或は株式會社の株式を取得し、又は民法に依る社團法人等を設立するが如きことは、その目的遂行に必要な行爲として有効に爲し得るものと謂はなければならない。唯單位産業組合に於てその餘裕金を以てする株式の取得に付ては、行政方針上原則として之を禁じてゐる。（註）



〔註〕

- 一、大正九年九月・九農第一一八二二號・産業組合カ會社ノ株式引受ニ關スル件參照。
- 二、昭和八年四月十四日・八更第三五二六號・有限責任全國購買組合聯合會ノ滿洲化學工業株式會社株式取得ニ關スル件參照。

## 第二節 産業組合法固有の事業

### 第一款 信用の授受に関する事業

信用の授受に関する事業とは即ち信用組合の行ふ事業であり、「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト」之である（法第一條第一項第一號）。而して、法は右の外尙信用組合をして一定條件の下に組合員外の者の貯金を取扱ひ若くは經濟に必要な資金の貸付を爲し、又は手形の割引を爲すこと等を例外的に認容してゐる。之れ組合の信用事業に關し法の認めたる例外的乃至附隨的事業である。

#### 第一項 原則的事項

##### 一 産業に必要な資金の貸付

信用組合の貸付は法文の示す通り原則として産業に必要な資金に限られてゐる。これ主として經濟的資金が比較的浪費的性質を持つこと、回收困難なること、信用組合本來の目的が専ら組合員の産業上の發達を企圖せることに因るものである。（註一）

(一) 産業に必要な資金とは組合員が直接その産業上の用に供する資金を謂ひ又茲に産業とは農業・林業・水産業・商業・工業等即ち財貨の生産・加工・販賣・交換・保管等々に關する諸種の行爲を意味する。農業者が農業用機械器具・肥料・飼料等を購入し或は商工業者等がその事業を經營する爲に必要な營業資金等が夫である。

(二) 貸付の相手方は相互組織の原則上組合員に限られること勿論である。従つて組合員以外の者に対する貸付は違法且無効の行爲である。（註二）

(三) 貸付の方法は短期・中期・長期たると、定期償還・年賦償還たると、有擔保・無擔保たると、證券貸付・手形貸付たるとを問はない。當座貸越契約も勿論爲し得る。要するに通常金融の方法として認めらるゝ一切の行爲を爲し得ると謂ひ得る。但し手形割引に依る融資は後述の通り所謂市街地信用組合にのみ認められてゐるから、普通の信用組合では出來ないと謂はねばならない（法第一條第四項參照）。

(四) 貸付の範圍即ち一事業年度中一組合員に對して爲し得る貸付額乃至手形割引金額の最高限度は毎事業年度總會又は總代會に於て議決すると共に、更に之を過滯なく地方長官に報告することを要する（法規第一二條第二項及第三項）。これ組合の貸付をして汎く全組合員に公平ならしめ又組合貸付の安全を圖らしむる爲の制度に外ならない。

(五) 貸付の利率に付利息制限法の適用あることは勿論である（商法施行法第一一七條、利息制限法第二條參照）。

二 組合員に貯金の便宜を得せしむること  
貯金の便宜を得せしむるとは要するに組合員の貯金を取扱ふことである。之に依り組合をして組合員の貯蓄機關たらしむると共に、蓄積された資金を組合員に貸付け以て有無相通の相互扶助的機能を徹底せんとするものである。



- (一) 組合に貯金を爲し得るものは勿論原則として組合員に限られる。但し之の原則に對し例外が認められてゐるとは後述する通りである。(本款第二項参照)。
- (二) 貯金の種類は定期・据置・當座・通知・特別當座等の何れをも問はない。(註三)又貯金受入の限度に付ても法律上何等の制限なきを以て無制限に行ひ得る。但し市街地信用組合の所謂員外貯金に付ては後述の通り一定の制限が設けられてゐる(法第一條第五項参照)。
- 三 信用組合は資金の貸付と貯金の取扱は必ず之を併せ行ふことを要する。即ち信用組合に於ては資金の貸付又は貯金の取扱の中何れか一方のみを行ふことは許されない。このことは法文の解釋と信用事業の實質殊に相互組織の經營原則からして然く解釋されることである。

〔註一〕 法が信用事業に付産業に必要なる資金の貸付のみを原則的事業として認めたる關係上、現行法上は經濟資金の貸付を原則的事業とする信用組合の設立は不可能である。立法論として一考を要する點である。

〔註二〕 昭和八年七月十九日大審院判決及昭和十年十二月六日大審院判決参照。

〔註三〕 明治三十六年一月農受第七一號・貯金獎勵ノ爲抽籤法ニ依リ割増金附與ニ關スル件「信用組合ニ於テ貯金獎勵ノ爲メ抽籤ノ方法ニ依リ割増金附與ヲ爲スハ多額ノ貯金者ニ多額ノ割増金ヲ與ヘ善良ナル組合員ヲ賞スル等ノ仕組トハ異ナリ信用組合ノ精神ニ照シ不都合ト認ム」

### 第二項 例外的事項

- 一 經濟の發達に必要な資金の貸付  
前項に述べた通り信用組合の行ふ資金の貸付は原則として産業に必要な資金に限るが、之のみに限定することは

却つて組合本來の使命にも反し、又組合員の經濟上眞に必要なりと認めらるゝ場合に於ては經濟資金の貸付も亦組合員の一般的經濟的發展の上から見て有意義である。即ち法は斯かる場合には特に「定款ノ定ムル所ニ依リ」例外的に經濟資金の貸付を爲し得ることを認めてゐる(法第一條第三項前段)。

而して茲に經濟の發達に必要な資金とは一般的に組合員の家計その他經濟的目的に使用せらるゝ資金を謂ひ、例へば經濟用品の購入資金とか舊債借替の爲の資金等を意味する。尙所謂市街地信用組合には後述の通り經濟の發達に必要な資金貸付の爲手形の割引を爲すことが認められてゐる。

### 二 加入豫約者の貯金の取扱

法第一條第二項は信用組合をして組合加入の豫約を爲したる者に對しては組合の「出資一口ノ金額及出資一口ニ付定款ノ定ムル所ニ依リ加入ニ關シ拂込ムヘキ金額ノ合計額ニ達スル迄」その貯金を取扱ふことを得せしめてゐる。これ一般中小産者をして組合加入を容易ならしめる爲の制度であつて、曩に述べた様に相互組織の原則に對する一の例外を爲すものである。左の如き制限が設けられてゐる。

- (一) 加入の豫約を爲し得るものは組合の区域内に住居するものに限る(法規第一條第一項)。
- (二) 加入豫約者の貯金の限度は出資一口の金額と出資一口に付定款の定むる所に依り加入に關シ拂込むべき金額(所謂加入金)の合計額である。
- (三) 加入豫約者は其の貯金が現在組合員の出資一口に對する拂込金額の最小額と同額に達したる後に非れば組合に加入することが出来ない(法規第一條第三項)。即ち右の條件を具備するに至つたとき始めて組合に加入することが出



来る。

(四) 加入豫約者に對する貯金の拂戻は豫約の消滅したるとき即ち豫約が中途解除されたとき或は豫約が加入に依り消滅したときに限り拂戻すことを得る(施規第一條第二項)。

(五) 加入豫約者が豫約後三ヶ年を経過するも尙組合員となるに至らないとき即ち組合に加入せざる場合には組合は右の豫約を解除することを要する(施規第一條第四項)。

三 組合員と同一の家に在る者、公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體の貯金の取扱

これ法第一條第三項後段の規定するところであつて、加入豫約者の貯金と同様廣義の員外貯金に屬するが、専ら信用組合の地方的貯蓄機關たるの機能に備みて認められた制度である。

(一) 組合員と同一の家に在る者の意義に付ては、民法上の家(即ち同一戸籍)に屬する者に限るとなす説と、汎く組合員と家族的生活を爲す者(使用人等を含む)を意味するとなす説があるが、後者の解釋が妥當ではあるまいか。

(二) 公共團體とは道・府・縣・市・町・村・市町村組合等の所謂地方自治團體の外農會・水利組合・北海道土工組合・水産會・商工會議所等の所謂公法人を意味する(尙市制町村制施行規則第六四條參照)。

(三) 營利を目的とせざる法人とは民法上の各種公益法人は勿論一般に營利を目的とせざる法人——漁業組合・商業組合・工業組合その他——一切を包含する。又營利を目的とせざる團體とは法人に非ざる非營利團體にして例へば青年團・在郷軍人會・農事小組合等を意味する。

### 四 手形の割引

市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬する信用組合(所謂市街地信用組合)は前款に於て述べた原則的  
事業及前述一乃至二の事業の外に尙「定款ノ定ムル所ニ依リ」組合員に對し其の産業又は經濟の發達に必要な資金  
の爲手形の割引を爲すことが出来る(法第一條第四項前段)。これ主として市街地信用組合の特殊性——一般に中小商・  
工業者を其の構成者とする事、資金の需給・廻轉率が大であり、従つて手形取引を認むるの要大であること等——  
に基いて認められた制度である。手形の割引は通常資金貸付の一方として行はれ、組合員の提供する爲替手形又は  
約束手形に對し提供日より満期日に至るまでの期間に付一定の歩合(割引料)を以つて券面額より差引き残額を交付  
する行爲である。之の場合手形の割引を受ける者が組合員に限られることは勿論である。尙ほ組合が組合員に對して  
爲す手形割引金額の最高限度に付ては曩にも述べた通り、毎事業年度總會又は總代會に於て決定しておくことを要す  
る(施規第一二條第二項)。

### 五 組合の區域内に居住する組合員外の者の貯金の取扱

所謂市街地信用組合は前記四に述べた手形の割引に關する事業の外又「定款ノ定ムル所ニ依リ」其の區域内に居住  
する組合員外の者の貯金を取扱ふことが出来る。(註)これ曩に述べた市街地信用組合の特殊性の外尙組合資金の充實  
を圖り且之に依つて中小産者乃至無産者の地方的貯蓄機關たらしむるの要あることに基き認められた制度である。然  
し信用組合に員外貯金を認めることは、(イ)相互組織の原則に對する一の例外を爲し、(ロ)資金の管理及運營上危険  
率多きこと、(ハ)員外貯金者は組合の經營に何等關與せず不測の損害を蒙る虞れあること等を意味する。故に法は之  
等の見地よりして、員外者の貯金取扱に付ては一定の制限を設けると共に、員外貯金者の保護に關し種々の規定を設



けてある。

(一) 貯金受入の限度は有限責任の組合に在つては出資総額及準備金その他の積立金の額の合計、保證責任組合に在つては之に保證金額を加へた合計、無限責任組合に在つては出資総額の五倍及準備金その他の積立金の額の合計を超ゆることが出来ない(法第一條第五項)。

(二) 組合は員外貯金者の保護を確保する爲に事業年度に従ひ毎六ヶ月末日現在の員外貯金額の四分の一以上に相當する金額を拂戻準備金として勅令の定むる一定の方法(大正六年十月二十六日・勅令第二〇一號・産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ノ管理ニ關スル件参照)に依り管理しなければならぬ(法第四十六條ノ二第一項及第二項)。

(三) 以上の外更に法は員外貯金者の保護を一層完からしむる爲に前述の拂戻準備金に對して員外貯金者の先取特權を認めてゐる(法第四十六條ノ二第三項、民法第三〇三條以下)。

(四) 有限責任又は保證責任の市街地信用組合が員外貯金者に對して其の貯金に關する債務を完済し得ない場合は組合の各理事は連帶して之を辨済する責任がある(法第四十六條ノ三第一項)。尙ほ理事の斯かる責任は其の退任前の債務に付退任の登記の後尙ほ二ケ年間存続するものである(同條第二項)。

(五) 最後に所謂市街地信用組合は他の一般信用組合と異なり販賣・購買・利用の各事業を兼營することを禁ぜられてゐる(法第一條第六項)。蓋し市街地信用組合に之等の事業の兼營を許すときは、或は事業の繁雜を來し或は經營上の危険よりして員外貯金者に不測の損害を及ぼす虞あり、或は又事業兼營に依つて賣らされる産業上乃至經濟上の利益は員外貯金者に對しては殆んど直接の關係なきこと等々の理由に基くものである。(註二)

〔註一〕「組合ノ区域内ニ居住」する者とは区域内に住居又は居所を有する者の意であるが、尙次の判例参照。

昭和十一年五月八日・大審院判決要旨

「産業組合法第一條第四項ノ信用組合ハ一定ノ地域ヲ其ノ存立ノ一要件トスルニ觀テ同項所謂「組合ノ区域内ニ居住スル組合員外ノ者」ハ當該區域ト成程度ニマテ深厚ナル關係ニ立ツコトヲ要シ從テ居所ノ場合ハ恰モ夫ノ永寓地ニ匹敵スルモノト解スベキハ蓋シ相當ト謂ハサルヲ得ス而モ深厚ナル關係ト謂フハ常住座臥其ノ地ヲ離レストノ謂ニ非ス……之ヲ要スルニ問題ノ歸納ハ個ニ各場合ノ具體的事情如何ニ在リ概論ノ限ニ非ス之ヲ本件ニ付テ釋フルニ上告人ト某甲トノ雇傭關係ハ決シテ所謂通り一遍ノ類ニ非ス其ノ雇ノ因ク且密ナルハ雇主從ノ間柄ノ如ク某甲某方ニ於ケル上告人ノ勤務ハ蓋シタニ至リ而モ此勤務ハ當ニ職業上ノミナラス實ニ其ノ一身上ノ行動ノ中樞ヲ成セルニ於テハ某所(區域外)ナル其ノ居宅ノ如キハ則テ僅ニ退休安眠ノ一房室タルニ過キス少ナクトモ上告人ノ永寓的居所ハ却テ某甲某方ニ在ルヤモ亦知ルヘカラス云々」

〔註二〕大正七年五月・農務第四一四號・市街地信用組合ノ目的ニ關スル件

「産業組合法第一條第四項ノ信用組合ニ對シテ他ノ組合事業ノ兼營ヲ許サザルト同様ノ趣旨ニ依リ農業倉庫事業ノ兼營ニ付テモ許可セザル方當然」

### 第二款 生産物の販賣に關する事業

生産物の販賣に關する事業とは即ち「組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシテ之ヲ賣却スルコト」之である(法第一條第一項第二號)。斯かる事業を行ふ組合を販賣組合と謂ふ。

#### 一 賣却及加工の目的物

販賣組合が加工し又は加工せずして賣却する目的物は必ずその組合員の生産したる物に限られる。これ販賣組合が



生産者の共同販賣機關たる當然の性質に因るものであつて、商人或は株式會社その他の營利法人の行ふ事業とその本質を異にする所以である。而して販賣及加工の對象が組合員の生産したる物のみに限られることは、同時に販賣組合の構成者が凡て生産者たるべきことを意味し、生産者に非ざる者は販賣組合の組合員たることを得ないこととなる。(註一)此の結果商業者を以てする販賣組合の設立は不可能である。

## 二 賣却の意義

(一) 生産物の賣却(販賣)は勿論組合の名に於て商人その他第三者との間に爲される。即ち賣却の主體は常に組合であつて組合員ではない。而して茲に所謂「賣却」とは汎く對價を得て相手方に物(財産權)を讓渡する一切の行爲を意味し、必ずしも民法上の賣買(民法第五五條以下)のみに限らなす。

(二) 賣却の方法に付ては法律上特別の制限なく、從つて卸賣たると小賣たると、入札販賣たると否と、委託販賣たると買取販賣たると豫約販賣たると否とを問はず、その何れをも自由になし得るところである。左に販賣組合の通常行ふ主なる販賣方法に付一言すると――

(イ) 委託販賣——委託販賣とは組合が組合員の生産物を販賣するに當り、その所有權を取得することなく組合員の委託に依り組合員の爲に之を販賣する行爲である。斯かる行爲は形式上商法の所謂問屋の行爲に該當し自己の名を以て他人の爲に物品を販賣するものではあるが、營利の意思を缺くを以て商法に所謂問屋營業(商法第三一三條以下)に非ざること勿論である。唯商法第三一三條以下問屋營業に關する規定の準用あるに止る(法第五條)。

(ロ) 取得(買取)販賣——取得販賣とは組合が組合員の生産物を販賣するに當り豫め之を組合員より買取り之を

賣却する行爲を謂ふ。斯かる行爲も亦形式的には商法上所謂絶對的商行爲(商法第二四三條)の一に類してゐるが、前述の通り産業組合の場合には營利の意思を缺くを以て純然たる商行爲ではない。委託販賣の場合と同様唯商行爲に關する規定の準用あるに止る(法第五條)。

(ハ) 先約販賣——先約販賣とは生産物の所有權を組合に移さずして先づ組合の名に於て第三者と賣買契約を締結しおき、然る後之を組合員より取得して第三者に移轉する行爲である。通常之を賣繼販賣と稱し又賣買の豫約に依る場合は豫約販賣と稱し、何れも商法上所謂投機賣却及その實行行爲に類してゐるが、之亦前二者同様營利の觀念を缺くを以て純然たる絶對的商行爲ではない。商行爲に關する規定の準用あるに止る(法第五條)。

以上は何れも販賣組合の行ふ販賣方法の中主なるものであるが、(ロ)及(ハ)の方法に依る販賣行爲は、動もすれば所謂投機取引に陥り易く組合員に損害を及ぼす虞あるところよりして行政方針上は寧ろ之を禁じてゐる次第である(尙法第九三條第一項及第九三條ノ二第九號參照)。

## 三 加工の意義

販賣組合は前述の如く組合員の生産したる物に加工を施し之を賣却することが出来る。蓋し組合員の生産物中には種類に依り其の儘販賣するよりは之に加工し半製品又は精製品となし賣却するをより有利とする場合があり、斯かるものは寧ろ組合をして加工販賣せしむることが販賣組合本來の目的に沿ふ所以であらう。而して茲に所謂「加工」とは生産物に工作を加へ以て形式的實質的に變化を生ぜしめる行爲を指稱し、民法に所謂加工(民法第二四六條)とはその意義及法律的效果を異にする。即ち茲に所謂加工とは汎く生産物に人爲的工作を加ふることを意味し、所有權の歸



屬及工作の程度如何を問はない。従つて精米・製材・織詰等の如く比較的工程の單純なものより製紙・製絲・醸造・織物製造等の如く加工の程度高く又殆んど原形を變ずるものに至るまで汎く包含される。(註二)

〔註一〕 明治四十三年八月・農商第一七〇號・農商務次官通牒・地主が販賣組合ニ加入スルノ件参照。

〔註二〕 明治四十二年十二月・農商第一三九六五號・農務局長通牒・産業組合法中加工ノ意義ニ關スル件要旨「産業組合法第一條ニ所開加工ノ意義ニ付御照會ノ件了承右加工ハ凡テ動産ニ工作ヲ加フルヲ謂ヒ其ノ工作ノ程度如何ヲ問ハザルモノニ有之…加工ニ際シ相當ノ助成材料ヲ用フルハ差支無之候モ主タル材料ハ購買組合ニ在リテハ其ノ目的タル購買物件、販賣組合又ハ生産組合ニ在リテハ組合員ノ生産モノタルヲ必要トスル義ニ有之候云々」

### 第三款 必需品の購買に關する事業

これ購買組合の行ふ事業であつて、即ち「産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト」之である(法第一條第一項第三號)。

#### 一 買入、加工及生産の目的物

購買組合が組合員の爲他より買入レ、加工し又は生産する物は組合員の産業又は經濟上必要なるものである。茲に所謂産業上の必需品とは組合員の産業經營上必要とする各種の生産原料品・機械・器具・肥料・種苗・蠶種等々を意味し、經濟上の必需品とは米・味噌・醤油・薪炭・被服類等の日常生活用品より兒童の學用品等をも包含する。

#### 二 買入の意義

(一) 購買組合がその組合員の爲産業上又は經濟上必要なる物品を購入する場合、その方法として凡そ組合員の委託

に基いて爲される場合(委託購買)と委託に基かず豫め組合に於て之を購入しおき然る後組合員の申込に應じて之を賣却する場合(見越購買)の兩者があり得るが、前者は形式上商法の問屋行爲(商法第三一三條以下)に該當し、後者は所謂投機購買及その實行行爲(商法第二六三條第一號)に類してゐる。但し兩者共純然たる商行爲でないことは勿論であつて、單に商行爲に關する規定の準備あるに止ることは前款二に於て述べたと同様である(法第五條)。

(二) 買入の相手方は組合員たると組合員以外の第三者(商人その他)たるとを問はない。尙ほ購買組合にして單に物品を購入し之をその他組合員に賣却するものを通常單純購買組合と稱してゐる。

#### 三 加工の意義

加工の意義に付ては前款三に於て述べたと同様であるが、購買組合にしてその購入したる物品に加工して之を組合員に賣却するものを通常加工購買組合と稱してゐる。

#### 四 生産の意義

購買組合は前述の如く組合員の産業上又は經濟上必要なる物品を自ら生産して之を組合員に賣却することが出来るが、茲に所謂「生産」とは汎く原始生産及加工生産の凡てを包含し、例へば組合が自ら土地を買入レ又は借入れて之に穀類・野菜・果實等を栽培し或は養鶏・養豚等の事業を行つて卵肉の配給を行ひ、或は又肥料・飼料・蠶種等乃至味噌・醤油等の製造を行つて組合員に直接配給するの類である。尙ほ斯かる事業を爲す購買組合を通常生産購買組合と稱してゐる。

#### 五 賣却の意義



購買組合本来の目的が組合員の共同購入機關として産業上又は經濟上必要な物品の買入及その配給に在ることは謂ふまでもないが、組合と組合員との關係は經濟的實質的には兎も角法律的には一應別個の關係に立つてゐる。此れ法が「賣却」なる文言を用ひた所以である。

(一) 組合が組合員の爲に行ふ買入・加工・生産及賣却に関する一聯の行爲が、組合員の委託に依つて爲される場合と然らざる場合のあることは曩に本款二に於て述べた通りである。

(二) 賣却の相手方は勿論組合員に限られる。従つて組合員以外の者に對する物品の賣却は信用組合の員外貸付と同様違法且無効の行爲と謂はなければならない。組合員の家族と雖も自己の名に於て配給を受けることは亦許されなところである。

(三) 賣却(配給)の具體的方法に付ては法律上特別の制限なきを以て店舗を設けて爲すと使用人をして配達せしめるとを問はないが、唯所謂特約店指定の方法に依る賣却に付ては問題を生ずる。此の場合所謂特約店が組合との特約に基き組合の代理人として組合員に物品を賣却することは勿論有効なる行爲と謂ふべきである。(註)

〔註〕 明治四十三年五月、農第五九九九號・購買組合ノ事業執行ニ關スル件要旨「特約店トハ如何ナル意味ノモノナリヤ若シ一定ノ商人ヨリ組合員ガ直接ニ物品ヲ購入シ組合ノ商人ヨリ一定ノ歩合金ヲ徴スル趣意ナレバ違法ニ付云々」

#### 第四款 設備の利用に関する事業

設備の利用に関する事業とは即ち「組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト」之である(法

第一條第一項第四號)。斯かる事業を目的とする組合を利用組合と謂ふ。

##### 第一項、原則的事項

利用組合の施設する設備の利用は法文の示す通り原則として組合員に限られてゐる。唯法は利用事業の特殊性——公益性・獨占性その他——に鑑み特殊の利用設備に付ては例外的に員外者の利用を認容してゐる。これ後に利用組合の例外的事項として述べるところである。

##### 一 利用設備の意義

(一) 利用組合の施設する利用設備は組合員の産業又は經濟上必要な設備である。産業及經濟の意義に付ては上來述べ來つたところと同様であるが、産業に必要な設備とは組合員が農・林・水産業、鑛業、工業等を經營する上(二)に於て必要とする——例へば土地・建物・機械・器具・電氣・種畜・乾餾装置等を意味し、經濟に必要な設備とは組合員が日常生活その他一般に消費經濟を營む上に於て必要とする——例へば電氣・水道・瓦斯・浴場等に関する設備、住宅・冠婚葬祭用具等は勿論組合員の保健衛生に關する設備として醫師・産婆等の人的設備等をも意味する。此の中電氣・水道・瓦斯・土地等はその用法に依り或は産業用設備となり或は經濟用設備となるであらう。

(二) 利用設備はその性質及内容に依つて物的設備・人的設備及兩者を綜合した綜合的設備に區別することが出来る。機械器具等は物的設備であり、醫師・産婆等は人的設備であり、病院・學校等は綜合的設備と謂ふことが出来る。

(三) 利用設備は組合の所有に屬するものと否とを問はない。唯組合の一般的支配乃至管理下に在るを以つて足る。



即ち組合は利用設備を他より賃借して組合員に利用せしめ或は醫師・産婆等に依頼して組合員の保健衛生に關し診療その他の給付を爲さしめることが出来る。

二 利用の意義

(一) 本法に所謂「利用」とは寧ろ經濟的觀念に屬し、曩に「賣却」に付いて述べたると同様極めて廣義に解すべきである。即ち民法の所謂使用貸借、賃貸借、請負契約等の觀念よりは一層廣い觀念である。従つて單に設備を「使用」する場合のみならず、之を使用して一定の収益を擧げる如き場合(例へば耕地の利用)をも利用の觀念に包含せられる。

(二) 設備の利用は又有價たると無價たるとを問はない。無價にて機械器具等の設備を使用する場合は多く使用貸借たる性質を有し、有價にて之を爲す場合は多く賃貸借の性質を有するであらう。又組合の施設する精米機等に付組合員自ら直接之を使用せず組合に委嘱して精米を依頼するが如き場合は寧ろ請負契約(民法第六三二條以下)の性質を持つであらう。

(三) 利用組合に於ける設備の利用は利用それ自體を目的とし、利用の結果たる生産物や加工物の處理方法・目的の如何を問はない。即ち利用組合の目的は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるを以て足り、組合員が之に依つて得たる生産物又は加工物を自ら消費するか又は之を他に轉賣するか等の如何は之を問はない。

第二項 例外的事項

利用組合の設備利用が相互組織の原則上組合員に限らるべきことは前述した通りである。唯産業組合の行ふ利用事

業中にはその性質上一般的に公益的性質を有し或は事業の内容に依つて獨占的性質を有するものがあり得る。のみならず、信用事業に於けると同じく組合員の利用に支障なき限りに於ては、區域内の居住者に多少の員外利用を認めることが却つて産業組合の本來的使命に合致する所以と謂ひ得るであらう。斯かる見地に基き法は特殊の利用設備に限つて組合員以外の者の利用を認め以て相互組織の原則に多少の例外を認めたる(法第一條第七項)。

(一) 員外利用を認めらるゝ設備は電気設備・水道・浴場・種畜・乾草装置に限られる(大正十五年五月二十日・勅令第一三一號・産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依ル利用組合ノ設備指定ニ關スル件)。何れも事業の公共性・獨占性・經營上の難易或は設備設置に關する法規上の制限・取締等の關係よりして認められた事業である。立法論としては醫療設備・託兒所等に付ても員外利用を認むべきである。

(二) 員外利用は組合員の利用に支障なき場合に限り且組合は必ず之を定款に規定することを要する(法第一條第七項及法規第一條ノ二)。

(三) 員外利用を爲さしむる組合は「其ノ區域内ニ於ケル組合員タルコトヲ得ル者ノ三分ノ二以上ヲ組合員トスル」組合に限られる(法規第一條ノ五)。

(四) 員外利用を爲し得る者は組合員たることを得ざる者即ち「法令若ハ定款ノ規定ニ依リ又ハ出資ノ能力ナキ爲組合ニ加入スルコトヲ得サル者」に限る(法規第一條ノ三)。

(五) 員外利用を爲し得る者は原則として組合の區域内居住者に限るが、例外として、(イ)電気設備に在つては「組合ノ區域内ニ於テ家屋物件ヲ所有シ使用シ又ハ占有シ之カ爲其ノ設備ヲ利用スル必要アル者」(ロ)其の他の設備に



在つては上述(イ)の要件を具備する者及「定款ヲ以テ規定シタル者」は此の限りでない(施規第一條ノ六)。

(六) 員外利用者より徴取すべき利用料は實費を越ゆることを得ない(施規第一條ノ七)。

(七) 尙員外利用を爲さしめる組合の設立手續・定款變更手續・帳簿の整理・事業報告書様式等に付ては施規第一條ノ四・第九條ノ三・第一一條第一項第七號等参照。

### 第三節 他の法令に依る事業

前節に於て述べた處は産業組合法に依つて規定された謂はゞ産業組合固有の事業であるが、總説に於ても一言觸れておいた通り、産業組合の事業は各種の法令に依つて今や著しく廣汎且多岐に涉つてゐる。即ち近時其の組織及機能の擴充に伴ひ益々各種の産業政策乃至經濟政策の有力なる實行機關としてその使命を重化し來つてゐる。農村金融に關する中樞的活動に於て、農産物その他の販賣統制に於て、消費者の生活合理化運動に於て、農村保健その他社會政策的活動の發揚に於て等々、産業組合の果しつゝある役割は實に愈々増大しつゝある。之を要するに、産業組合の社會的・國家的機能の擴充は産業組合法が實に社會政策的立法たるに止らず益々産業政策乃至經濟政策的立法たるの性質を帯び來つたことを意味するものである。殊に戰時統制經濟下に於ける産業組合の國家的活動を顧みるときは、産業組合は今や産業組合法及各種の法令に依つて一種の統制的機關たるの性質を帯ぶるに至つてゐる。以下産業組合法以外の法令に依つて認められた産業組合の事業に付概説する。

#### 一 農業倉庫業法に依る事業

産業組合は農業倉庫業法(大正六年七月二十一日・法律第一五號)に依り行政官廳の認可を受けて農業倉庫業者たることが出来る(同法第六條)。農業倉庫業法の目的は産業組合・農會その他の團體をして農業者その他の爲に穀物・薪・木炭・砂糖等に付貯藏・販賣及金融上の便宜を得せしめ又その需給を調節して以て農産物價格の安定化を圖らしめんとする點に存する。而して農業倉庫業を産業組合が營み得ることは産業組合の販賣事業を一層強化することに役立つてゐる。

#### 二 農村負債整理組合法に依る事業

信用組合は農村負債整理組合法(昭和八年三月二十九日・法律第二二號)に依つて行政官廳の認可を受け負債整理組合の事業を行ふことが出来る(同法第八條)。尙信用組合の負債整理事業に關しては農村負債整理事業資金特別融通及損失補償法(昭和十二年八月十四日・法律第七七號)及臨時農村負債處理法(昭和十三年四月二日・法律第六九號)参照。

#### 三 農業動産信用法と産業組合

信用組合は農業動産信用法(昭和八年三月二十九日・法律第三〇號)に依り組合員たる農業者の農業經營資金貸付に關し債務者の特定動産の上に先取特權を有し、又組合員に對する貸付を擔保する爲に農業用動産を目的として抵當權を設定することが認められてゐる(同法第四條・第二二條)。これ産業組合の信用事業上認められた一の特權と謂ふことが出来る。

#### 四 蠶絲業組合法に依る事業

製絲を爲し又は製絲工場を有する産業組合及同聯合會は蠶絲業組合法(昭和六年三月三十日・法律第二四號)に依り行



政官廳の認可を受け産業組合製絲組合を設立することが出来る（同法第四九條・第五一條・第二七條）。尙ほ産業組合製絲組合の事業その他に付ては同法第四六條乃至第五一條参照。

五 米穀自治管理法に依る事業

米穀を取扱ふ販賣組合は米穀自治管理法（昭和十一年五月二十八日・法律第二二號）に依つて行政官廳の認可を受け米穀統制組合の事業を行ふことが出来る（同法第二八條第一項）。米穀自治管理法の目的は米穀供給過剰の場合に之を米穀統制組合をして統制せしめ以て其の價格安定を圖らんとするに在るが、産業組合をして之を行はしむることは本法の目的を一層有効に實現し得る所以であるからである。

六 農地調査法に依る事業

産業組合は農地調査法（昭和十三年四月二日・法律第六七號）に依り行政官廳の認可を受け自作農創設維持に関する事業を行ふことが出来る（同法第四條・同法施行令第一條）。尙昭和十二年十月二十三日・農林省令第四十六號・自作農創設維持補助成規則参照。

七 國民健康保險法に依る事業

産業組合にして其の組合員の爲に醫療に関する施設を爲すものは國民健康保險法（昭和十三年四月一日・法律第六〇號）に依り地方長官の許可を受けて國民健康保險組合の事業を行ふことが出来る（同法第五四條）。

八 庶民金庫法に依る事業

産業組合法第一條第四項の規定に依り手形の割引又は貯金の取扱を爲す信用組合（所謂市街地信用組合）は庶民金庫

法（昭和十三年四月一日・法律第五十八號）に依り同金庫業務の一部に付代理を爲すことが出来る（同法第三條第一項）。此の場合庶民金庫は主務大臣の認可を受けることを要する（同法第二項）。

### 第三章 産業組合の組織

#### 第一節 總 說

一 産業組合は前述の如く法人として其の構成者たる組合員とは別個獨立の存在を有する。従つて組合の有する権利は組合自身の権利であると共に債務も亦組合自身の債務であつて、組合員としては組合の債務に付ては何等の責任をも負擔せずとするを理論的には寧ろ妥當とするであらう。然し乍ら右の理論を貫くことは單に産業組合の經營的見地（信用の獲得その他）よりのみならず、産業組合の人的結合たる本質に顧みて必ずしも妥當ではない。産業組合と謂ふ一つの強固な人的結合に基礎をおいた協同體を律するには、所謂ローマ法流の個人主義的法人理論を貫くよりは寧ろ徳川時代に於ける「村」の如き又獨乙産業組合の基礎的團體をなせる所謂「村落協同體」の如きものを貫く組織理論を以て之を律することが一層産業組合の本質に合致するものと謂はねばならない。これ我が産業組合法が産業組合の責任組織に於て原則として「無限責任」及「保證責任」制度を採用せる所以である。而してこのことは産業組合の最も重要な特質を爲すものである（本論第一章第一節五参照）。



二 産業組合の組織とは要するに組合員が組合の債権者に對して如何なる責任を負担するかの問題である。従つて組合の組織は組合の内部關係に非ずして寧ろ組合の對外關係に關する問題である。

(一) 組合の組織は組合員の出資義務とは異なる。出資義務は定款の規定に依り組合に對して負担するものであり、組合債権者に對して負担するものではないからである。

(二) 組合の組織は亦損失分擔の觀念とも異なる。組合の組織は前述の如く一定の場合に於て組合員の組合債権者に對する關係なるに反し損失分擔は組合に損失ある場合に於て組合内部即ち組合員同志の間に於ける損失の分擔に外ならないからである。これ又組合の内部關係に屬する問題である。

三 組合の組織に無限責任及保證責任に關する規定は組合の對外關係に關する規定として所謂強行規定に屬する。従つて組合員間の特約又は定款の規定等に依るも之を免るゝことは許されないのである。

四 産業組合は其の責任組織の區別に隨ひ無限責任組合・保證責任組合及有限責任組合の三種に分れる(法第二條第一項前段)。而して産業組合の組織は昭和七年の法律改正に依り無限責任及保證責任を原則とし有限責任は特殊の組合に限つてのみ認めらるゝに至つたことは前述した通りである(精論第一章第二節參照、尙法附則第二條乃至第四條及昭和七年九月三十日・勅令第二七六號・昭和七年法律第三〇號産業組合法中改正法律附則第二條ノ産業組合又ハ産業組合聯合會ノ組織變更ニ關スル件參照)。これ産業組合の人的結合たる特質を一層闡明し強化すると共に他面組合の對外信用を擴大せんとしたものに外ならない。斯くの如く産業組合法は一定の組合に對してのみ例外的に有限責任制を認めてゐるが、法律上有限責任たり得る組合は、(イ)市又は主務大臣の指定する市街地が組合の區域に屬する信用組合(所謂市街地信

用組合)にして定款の定むる所に依り販賣・購買・利用の各事業を兼營せざるもの(法第二條第一項第一號)、(ロ)定款の定むる所に依り經濟に必要な物のみを取扱ふ購買組合(同條第一項第二號前段)及(ハ)上述(ロ)の組合にして經濟用設備のみに關する利用事業を兼ぬるもの(同條第二號後段)の三に限られてゐる。(註)

〔註〕 産業組合法上有限責任たり得る組合は上述の通り三種に限られるが、法第二條第一項の規定よりすれば經濟用品のみを取扱ふ購買組合にして信用事業を兼ぬるもの及經濟用設備のみの利用を目的とする單營利用組合の兩者が有限責任たり得ないことは理論的に妥當でないのみならず、立法論として考慮を要する點である。

## 第二節 無限責任

無限責任とは「組合財産ヲ以テ其債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ連帶無限ノ責任ヲ負擔」するところの責任組織を謂ふ(法第二條第二項、商法第六三條參照)。左に無限責任の性質及内容に付て分説する。

一 「組合財産」とは組合債権者が組合員に對して請求を爲すときに於て組合に屬する強制執行の目的たり得る積極財産の全部を包含する。而して組合財産の評価は組合の財産状態を示すところの財産目録及貸借對照表に依つて決せらるべきであらう。

二 組合の「債務」とは組合が取引その他種々の原因に因つて負擔せる債務のことであつて、契約に因る債務たると不法行為その他に因る債務たるとを問はず又組合員が組合に對して有する諸種の債權(預金債權、配當決定後の剩餘金配當請求權等)をも包含するものと解する。



三 「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済シ能ハサル場合」とは必ずしも組合が破産又は強制執行等の結果現実に完済不能に陥つた事實を要せず、計算上組合の積極財産を以て組合債務を完全に辨済し得ざる状態即ち組合の債務超過の状態を指稱するものと解すべきである。尙右の規定は組合債權者が組合員に直接請求を爲すに付ての要件を規定したものであつて、斯かる場合に始めて債權者は組合員に對してその權利を行使することが出来る。

四 組合の債務は「組合員ノ全員」が之を負擔する。組合員中一人たりとも之を免れることは出来ない。尙此の點に關し組合設立後新に加入したる組合員の責任（法第二二條）、脱退したる組合員の責任（法第五八條第一項）及持分を讓渡したる組合員の責任（同條第四項）に關する諸規定は特に注目すべきである。

五 組合員が組合債權者に對して負擔する責任は「連帶無限ノ責任」である。

(一) 連帶責任——無限責任組合の組合員は全員連帶して責に任ずる（民法第四三二條乃至第四四五條參照）。即ち組合債權者は組合員の一人に對し又は同時若くは順次に全組合員に對して全部又は一部の履行を請求し得る（民法第四三二條）。又此の場合組合の債務を辨済したる組合員は他の組合員に對して民法の規定に依り各組合員の負擔部分に付求債權を有する（民法第四四二條）。尙茲に所謂「連帶」とは組合員相互間に於ける夫であつて、組合員と組合との間に於ける連帶責任でないことは勿論である。

(二) 無限責任——組合員は有限責任組合又は保證責任組合の組合員と異なり、一定の金額を限度とせず組合の債務に應じて無制限に債務を負擔するものである。

六 尙無限責任組合に於ける組合員の責任は左の如き性質を有してゐる。

(一) 人的責任——組合員は自己の全財産を以て責に任じ、其の特定の財産を以て履行の責に任ずるものではない

（商法第三六七條ノ二・第六五二條ノ一四等參照）。

(二) 直接責任——組合員は組合債權者に對し直接に責任を負擔するものであつて、先づ組合に支拂ひ然る後組合より債權者に辨済するものではない。此の點に於て有限責任組合の組合員の責任と全く異つてゐる。

(三) 從屬的責任——組合員の責任は「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合」に於てのみ履行の責に任ずる。即ち組合員は組合の債務に付謂はゞ從たる債務者の立場に於て責任を負擔するものである。のみならず組合員の責任は、(イ)組合の債務と同一の内容を有すること、(ロ)組合の債務の消滅は當然組合員の責任の消滅を來すこと、(ハ)組合員は組合債務に附屬する權利不發生若くは權利消滅等に關する抗辯を援用して自己の債務を免れ又はその履行を拒むことが出来る等々の點に於て民法上の保證債務（民法第四四六條乃至第四四五條）に類似してゐるが、他面(イ)民法上の保證債務は契約に因つて成立するに反し此の責任は法定責任であること、(ロ)保證人は通常分別の利益（民法第四五六條・第四二七條）を有するが組合員は之を有せざること、(ハ)保證人は所謂「檢索の抗辯」（民法第四五三條）を爲し得るが組合員は之を爲し得ざること、(ニ)保證人は又所謂「檢索の抗辯」（民法第四五三條）を爲し得るが組合員は之を爲し得ざること、唯組合員は檢索類似の抗辯として組合債權者に對し「完済不能」の證明を請求し得、從つて保證債務の場合と異なりその舉證責任は組合債權者の側に在ること等の諸點に於て民法上の保證債務と異なつてゐる。

(四) 最後に無限責任組合の組合員の責任に付て注意すべきは、組合員の負擔（辨済）すべき責任の範圍の問題であ



る。此の點に關し組合員が組合債權者に對して辨済すべき額は組合財産を以て完済し得ざる不足額に付てのみであるとなす説があるが、法第二條の所謂「完済不能」は前述の通り組合債權者の權利行使の條件に過ぎないのであつて、組合員は當然組合債務の全額に付て責に任ずるものと解すべきである。然らざれば組合債權者は一部辨済を強要せらるゝこととなるからである。

### 第三節 保證責任

保證責任とは「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔」するところの責任組織を謂ふ（法第二條第二項後段）。左に保證責任の性質及内容に付て分説する。

一 「組合財産」、「債務」及「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合」の意義に付ては前節一乃至三に於て述べたると同様である。即ち保證責任組合の組合員は組合がその債務を完済し能はざる場合に始めて債權者より履行の請求を受くるのである。此の場合組合の「完済不能」が債權者の權利行使の條件であること及「組合員ノ全員」が責任を負担することは亦無限責任組合の組合員の場合と同様である。又組合設立後新に組合に加入したる組合員・脱退したる組合員及持分を譲渡したる組合員の責任に付ても、無限責任組合の場合と同様の規定が適用されてゐる（法第二二條・第五八條第一項及第四項）。

二 保證責任組合の組合員が組合債權者に對して負擔する責任は「其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度」とする。

(一) 組合員は出資額の外一定の金額（保證金額）を限度として責任を負担する。これ無限責任及有限責任組織と異なる著しい特質である。唯保證責任は一定の金額を限度とする意味に於て謂はゞ一種の有限責任たる責任を持つものであるが、後述の有限責任とは又種々の點に於て性質を異にしてゐる。

(二) 組合員が組合債權者に對し直接に責に任ずべき一定の金額即ち保證金額は必ず之に關する規定を定款に設くることを要し（法第九條第一項第五號ノ二）、又其の金額は出資額と同額又は夫れ以上たることを要する（法第二條ノ二）。唯出資一口の金額の如く之を均一に定むることを要せず各組合員毎に夫々不同に定めても差支へない。

(三) 保證責任組織は其の字句上民法上の保證債務（第四）と類似するも實質的には全く異なる性質のものである。「保證責任」と「保證債務」とは前節七の（三）に於て述べた如き諸多の類似點を有すると共に又幾多の相違點を有してゐる。のみならず之を民法上の保證債務と同一に解するときは組合員の履行に伴ふ其の求償關係を繞つて種々の混亂を來すであらう。要するに本責任組織は産業組合法に於て認められた一種特別の責任制度であると謂はなければならぬ。

(四) 組合員の責任は無限責任組合の組合員と異なり單獨・非連帯の責任である。即ち組合債權者は組合員各自に對してその保證金額の限度内に於てその債權の全部又は一部を請求することが出来る。又組合債權者に對し自己の負擔部分以上に辨済を爲したる組合員は内部的に定款に定めたる損失分擔の規定に依り他の組合員に對し求償を爲すことが出来る。

(五) 最後に保證責任が「人的責任」たること、「直接責任」たること、「從屬的責任」たること及組合員が組合債



権者に對し辨済すべき金額は組合財産を以て完済し能はざる不足額に非ずしてその全額なること等は無限責任組合の場合と同様である。

#### 第四節 有限責任

有限責任とは「組合員ノ全員カ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔」するところの責任制度を謂ふ（法第二條第二項中段）。左に有限責任の性質及内容に付て分説する。

- 一 有限責任の組合に於て「組合員ノ全員」が責任を負担することは無限責任及保證責任組合の場合と同様である。唯有限責任組合の組合員に付ては法第五十八條第一項及第四項の規定の適用なきことを注意すべきである。
- 二 組合員は組合に對して責任を負担し、無限責任及保證責任組合の組合員に於ける如く直接組合債權者に對して責任を負担するものではない。このことは、(イ)有限責任に付ては無限責任及保證責任に於ける如く組合債權者の權利行使の要件（完済不能）に関する規定を缺いてゐること、(ロ)組合原簿の記載事項が「出資ノ總口數」及「拂込出資ノ總額」を記載するを以て足り、前二者に於ける如く各組合員別の記載方法を要求してゐないこと（法第一六條ノ五）、(ハ)前述の如く有限責任組合の組合員には法第五八條第一項及第四項の規定の適用なきこと等の點よりして之を窺ふことが出来る。

三 組合員が組合に對して負擔する責任は法文の示す通りその出資額を限度とする。これ有限責任制度の最も著しい特徴であつて、要するに組合員は單にその出資額の範圍に於て組合に對し拂込義務を負ふに止まり、對外的には何等

の責任をも負擔するものではない。

四 組合員が組合に對して負擔する責任が單獨・非連帶の責任であることは謂ふまでもない。

### 第四章 産業組合の設立

#### 第一節 總 說

産業組合は前述の如く民法第三十三條に所謂「其他ノ法律」の一たる産業組合法に依つて設立せらるゝ社團法人である（法第一條）。而して社團法人たる産業組合を設立するには一定の複數人が先づ組合設立に関する諸種の準備行為を爲し、法律の規定に従つて設立行為を爲し然る後行政官廳の許可を受けることを要する（法第七條・第八條）。左に産業組合の設立に関する國家の立法的態度に付て概説する。

一 産業組合その他一般に法人は、我國に於ては、凡て法律の規定に依るに非れば成立することが出来ない（民法第三四條）。これ我國に於て法人は必ず法律の規定に依つて組織され之に依つて成立すべきものとする原則を闡明すると共に、後述の所謂自由設立主義を排斥したものである。之を要するに、法人の成立は國家的・社會的觀點よりして重大な事項に屬し、國家がその内部に存在する諸種の團體に對して如何なる立法的態度を以て臨むかは法人の成立に關して重要な影響を及ぼすものである。茲に法人の設立に關する國家の態度を類別すると、(イ)その設立に特別法を以



とするもの(例・日本銀行)、(ロ)設立を強制するもの(例・水利組合)、(ハ)設立を助長するもの(例・産業組合)、(ニ)設立を放任するもの(例・商法の会社)、(ホ)設立を制限するもの(例・民法の公益法人)、(ヘ)法律上當然法人とするもの(例・民法第一〇五一条の相続財産)等に區別することが出来る。而して産業組合は以上の中(ハ)即ちその設立を助長せられる法人の一に屬するものである(續論第五章参照)。

二 以上は法人の設立に關する國家の立法政策的態度に依る分類であるが、次に法人の設立殊に法人格の附與に關する立法上の主義としては一般に(イ)自由設立主義、(ロ)特許主義(立法的特許主義)、(ハ)許可主義(行政的許可主義又は免許主義)、(ニ)準則主義、(ホ)強制主義等を擧げ得るが、我國に於ては前述の如く法人の設立は凡て法律に依ることを要し、従つて所謂自由設立主義は認められてゐない。而して前述の日本銀行その他の所謂特殊銀行の多くは(ロ)の主義に屬し、商法の營利會社は(ニ)の主義に屬し、水利組合・北海道土功組合等は(ホ)の主義に屬し、産業組合は民法の規定に依る各種公益法人その他と共に(ハ)の許可主義に依つて設立せられる法人の一に屬する。

斯くの如く、産業組合の設立に關しては、國家は一方に於て各種の特典及便宜を與へ以て其の設立・活動に關し保護助長的態度を以て臨むと共に、他方、許可主義を採用することに依り其の設立を行政官廳の許可に係らしめ、又設立に關する諸種の形式的要件を規定して産業組合の濫立を防止してゐる。

## 第二節 産業組合の設立

### 一 設立者

(一) 社團法人の本質は複數人の結合たることに存する。即ち社團法人の成立には必ず其の實體を爲すべき二人以上の複數人を必要とする。而して産業組合の設立には七人以上の設立者あることを要する(法第七條・商法第一一九條)。尙産業組合の設立者は組合の設立と同時に組合員となるのであるが、組合員數が「七人」未滿に減することは同時に組合の解散(法定解散)の事由(法第六二條第一項第四號)を成すものであり、是の意味に於て法の要求する「七人以上」の要件は産業組合の設立要件であると共にその存続要件をも爲すものである。

(二) 産業組合の設立者たり得る資格に關しては、法律は特に積極的規定を設けておらない。従つて原則として何人も設立者たり得ると謂ふべきである。唯組合の設立者は組合法の規定及他の法令に依つて消極的、間接的に制限される場合がある。例へば販賣組合の設立者は必ず生産者たることを要し(前述・法第一條第二項第二號)、又破産者・禁治産者は法第五十一條の解釋よりして當初より組合の設立者たり得ざる者である。又法人は法第十條ノ二第一項の規定よりして原則的に設立者たり得ず、未成年者・妻・準禁治者等の所謂無能力者はその設立行爲に付夫々民法上の法定要件(法定代理人の同意・夫の許可・保佐人の同意)を缺く限りに於ては原則として設立者たり得ないと謂ふべきである(民法第三條乃至第二〇條参照)。

### 二 設立行爲

(一) 産業組合の設立者は設立せらるべき組合の根本規則を定め、之を書面(定款)に記載することを要する(法第八條)。このことを通常組合の設立行爲と謂ふ。

(二) 如上の設立行爲が如何なる性質を有する法律行爲なりやに付ては學說上争がある。然し組合なる團體の設立行



爲は、設立者全體が合同して組合設立なる同一の目的に向つて協力する行爲であり、契約の如く相互に債權債務を發生せしむることを目的とするものに非ず又財團法人の設立に於ける如く一方的單獨行爲にも非ずと謂ふ意味に於て、之を合同行爲なりと解するを通説とする。

(三) 組合の設立には前述の如く書面たる定款の作成を必要とし、従つて設立行爲は一定の形式(様式)を必要とする行爲である。即ち組合の設立行爲は民法の公益法人、商法の會社その他の設立行爲と同じく所謂要式行爲である。尙定款の意義及内容に付ては便宜上次章に於て之を述べることにする。

### 三 設立許可

(一) 産業組合の設立に關し法律上所謂許可主義が採られてゐることは前述した通りである。即ち産業組合が一個の法人として完全に成立するが爲には前述の設立行爲のみを以て足らず、更に行政官廳の許可を受くることを要する(法第八條)。従つて設立行爲と行政官廳の許可とは兩者相合して法人成立の効果を生ぜしむる要件である。

(二) 産業組合の設立に關し行政官廳の行ふ許可は一の行政處分であり、設立行爲をして法人成立の効果を發生せしむる行政行爲であるが、組合法に於ては民法第七十一條の如き規定を缺くを以て組合の設立許可は一旦之を許可したる後は取消すことを得ない行政處分と謂ふべきである。(註)

(三) 産業組合の設立者は前述の如く定款を作成すると共に之に全員署名捺印し設立許可の申請書を主たる事務所所在地の地方長官に提出することを要する(法第八條・第九條)。設立許可申請書・設立趣意書其の他の添附書類に付ては多く府縣令その他地方長官の定むるところに依る。(尙、施規第一條ノ四參照)

### 四 設立登記

産業組合は上述の如く設立の許可に依つて有効に成立し法人格を取得するに至るが、更に其の設立を以て第三者に對抗し得るが爲には設立の登記を必要とする。即ち産業組合は其の設立の許可を受けてから遲滞なく各組合員をして第一回の拂込を爲さしめ、其の完了を俟つて各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すことを要する(法第一二條乃至第一四條・第一六條、民法第四五條第二項)。要するに産業組合は設立の登記を俟つて始めて第三者に對しても其の存立を主張し得るに至る。

〔註〕 明治三十五年四月農第三五九三號・産業組合許可取消ノ件(産業組合ニ於テハ已ニ設立シタル組合ニ對シ許可取消ヲ行フニ適用スル規定ナシ依テ同法第六十二條ニ依リ解散ヲ爲サシムルカ又ハ同法第六十一條ニ依リ解散ヲ命スルカノ二途ニ出テサルヘカラス)

## 第五章 産業組合の定款

### 第一節 總 說

産業組合を設立するには必ず定款の作成を必要とすることは前述の通りであるが、定款の意義に關しては實質的及形式的の二義ありとせられる。前者即ち實質的意義に於ける定款は社團法人の基本的規則自體を意味し、後者即ち形



式的意義に於ける夫れは其の規則を記載せる書面を意味するものである。従つて實質的意義に於ける定款（組合の根本規則）は理論上書面たる定款を離れて存在することを得べく、書面たる定款が變更せらるゝに先立つて基本的規則たる定款が變更せらるゝを通常とする。

次に組合の定款が組合の自主的法規たる性質を有することに付ては既に緒論第二章「産業組合の法源」の項に於て述べた通りである。即ち組合の役員及組合員は勿論組合の最高意思機關たる總會と雖も定款の規定に拘束せられ、又設立當時の組合員のみならず設立後新に組合に加入せる組合員も亦之に拘束せられる。尙定款の意義、性質及効力に關しては緒論第二章の説明に譲る。

## 第二節 定款の記載事項

産業組合の定款に記載すべき事項は之を大別して「必要的記載事項」及「任意的記載事項」の二に區別することが出来る。前者は法律上必ず之を定款に記載することを要する事項であり、後者は記載すると否とを組合の任意に放任したる事項である。而して任意的記載事項は、更に之を（イ）法律の規定に依り一定の効力を有せしむるが爲には必ず之を定款に記載することを要する事項、（ロ）定款に記載すると否とを全く組合の自由意思に放任したる狹義の任意的記載事項とに區別することが出来る。前者を通常「相對的必要事項」と稱してゐる。（註）

〔註〕 大正十五年五月二十五日農第六三四〇號・定款 規定上注意スヘキ事項ノ件

### 第一款 必要的記載事項

必要的記載事項（或は絕對的必要事項）とは前述の如く法律上必ず之を定款に記載することを要する事項であり、之等の事項の中一を缺くも定款をして無効ならしめる性質のものである。法第九條第一項は「定款ニハ本法ニ規定アルモノヲ除クノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ」と規定してゐる。以下必要的記載事項の各項目に付概説する。

#### 一 目的

茲に所謂目的とは、法第一條第一項各號に掲ぐる具體的目的（事業）のみならず、産業組合の例外的・附隨的事業（家族貯金・員外貯金・經濟資金の貸付・員外利用その他）をも目的とするときは之を定款に記載することを要する。又他の法令に依る事業を目的とする場合、例へば前述の農業倉庫業法・農村負債整理組合法・米穀自治管理法その他に依る事業を目的とする場合に於ても亦同様である。

#### 二 名稱

茲に所謂名稱の意義に付ては敢て解説をする迄もないが、唯産業組合の名稱中には「其ノ組織及目的ヲ示スヘキ文字ヲ用ウ」ることを要する（法第四條第一項）。而して茲に「目的ヲ示スヘキ文字」とは法第一條括弧内の文字を用ふることを要する意である。（註）尙産業組合に非ざるものは其の名稱中に産業組合たることを示すべき文字を用ふることを禁ぜられてゐる（法第四條第二項）。之に違反したる場合は十圓以上百圓以下の過料に處せられる（法第九三條ノ



三〇。

〔註〕 明治四十一年農發第一一三一五號及局發第一六七號・産業組合名稱ニ關スル件要旨「産業組合ノ名稱中其ノ目的ヲ示スルキ文字トシテハ産業組合法第一條括弧中ノ文字ヲ用フルコトヲ要シ其ノ間ニ何等文字ノ挿入ヲ許サザル義ニ有之云々」

三 組織

茲に所謂組織とは謂ふまでもなく法第二條に規定されたる産業組合の責任組織を指稱する。

四 區域

區域の意義に付ても茲に敢て詳説を要しないところであるが、唯法は信用組合の區域に關しては特別の事由（經濟的・地理的その他の事由）ある場合を除くの外原則として市町村の區域内に於て之を定むべきことを規定してゐる（法第九條第二項）。（註）

〔註〕 昭和六年十二月二十二日六農局第四〇九號・行政區劃變更ノ場合ニ於ケル産業組合ノ區域ニ關スル件

五 事務所

組合の事務所とは組合事務を行ふ場所を謂ふ。而して事務所には主たる事務所と従たる事務所とあり、前者は組合事業經營の中樞的場所であり、後者は主たる事務所より或程度分離獨立して事業を經營する場所を謂ふ。兩者何れも之を定款に記載することを要し、從つて又事務所の新設移轉は定款變更事項を爲す。尙法第三條は産業組合の「住所」は「其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノ」としてゐる。而して組合の住所は自然人の住所と同じく、法律上種々の重要な意義を有してゐる（民法第四八四條・商法第二七八條・手形法第二條及第四條・民事訴訟法第四條等參照）。（註）

〔註〕 一、明治四十一年二月農發第一一三二號・事務所ノ位置ニ關スル件。

二、明治四十二年二月農發第五〇號・取次所ニ關スル件。

六 出資一口の金額及其の拂込の方法

産業組合の出資一口の金額は之を均一に定むることを要する（法第一一條第一項）。又其の金額は原則として五十圓を超ゆるを得ず、唯特別の事由ある場合は之を相當金額まで増額することを得る（法第一一條第二項・施規第二條）。次に出資金の拂込方法に付ては、法は第一回の拂込方法に付ては設立許可後滯滞なく各組合員に之を爲さしむべき旨規定せるも（法第一二條）、第二回以後の拂込方法に付ては何等規定を設けてゐない。從つて組合は第二回以後の拂込方法（金額・時期・回数等）に付て適宜之を定款に記載することを要する。尙法第四三條第一項參照。

七 保證金額に關する規定

保證責任組合に在つては必ず保證金額に關する規定を定款に記載することを要する。而して保證金額は出資金額と同額又は夫れ以上たることを要する（施規第二條ノ二）。

八 第一回拂込の金額

出資金の第一回拂込金額は出資一口の金額の十分の一を下ることを得ない（施規第三條）。これ多く中小産者を組合員とする産業組合に於て組合員をしてなるべく出資の拂込を容易ならしめる爲に外ならない（商法第一二八條參照）。尙拂込金額は必ずしも確定金額たるを要せず、法律の制限内に於て出資金額の何分の一以上或は何圓以上等と規定するも差支ない。（註）

〔註〕 一、明治四十年十一月農發第八七七號・出資ノ第一回拂込金額ニ關スル件



二、明治四十一年十月農受第二二九號・出資第一回拂込金額ニ關スル件

九 剰餘金處分及損失分擔に關する規定

(一) 剰餘金とは組合の當該年度に於ける總益金より總損失を控除したる殘額を謂ひ、組合は此の剰餘金を如何に處分するか(目的・順位・割合その他)に付之を定款に記載することを要する。尙剰餘金處分に關しては法律上左の如き規定が設けられてゐる。

- (イ) 組合は損失を填補したる後に非ざれば之を處分することを得ない(法第四四條第一項)。
- (ロ) 組合は定款を以て定めたる準備金の額に達する迄毎事業年度の剰餘金の四分の一以上を積立つることを要する(法定準備金・法第四六條)。尙準備金の額は出資總額を下ることを得ない(施規第四條)。
- (ハ) 剰餘金の配當は取扱ひたる物の數量・價額その他事業の分量又は拂込みたる出資額に對するの外之を爲すことを得ない(施規第一四條第一項)。尙右に述べた取扱ひたる物の數量・價額その他事業分量に對して行ふ剰餘金の配當(所謂特別配當)は、拂込済出資額が出資總額の二分の一に達せざる場合に限り配當すべき剰餘金の二分の一を超ゆることを得ない(施規第一四條第二項)。又拂込みたる出資額に對する剰餘金の配當は、原則として年六分を超ゆることを得ず、特別の事由ある場合に限り定款の定むる所に依り一割迄之を増加することが認められてゐる(同條第三項)。
- (ニ) 組合員に配當すべき剰餘金は組合員が出資の拂込を完了する迄は之をその出資の拂込に充當することを要する(法第四三條第一項本文)。但し前述の特別配當に付ては此の限りでない(同項但書)。尙組合員に配當すべき剰餘

金又は持分の計算に付ては、計算の基礎となるべき金額にして計算上不便なる端數金額は之を切捨てること出来る(同條第二項)。

(二) 損失分擔に關する規定とは組合に損失ある場合組合員が之を如何に分擔するや、その分擔の割合・標準等に關する規定を謂ふ。而して損失分擔の割合・標準等に關しては法律上特別の制限規定なきを以て定款の規定を以て任意に之を定むることが出来る。即ち分擔の割合が均分なるや不均分なるや、又全組合員が分擔するや一部組合員が分擔するや等に付いて自由に之を定めることが出来る。尙損失分擔に關する規定は組合の内部關係に屬し、各組合員の組合債權者に對する對外的責任關係(法第二條)とは無關係である。即ち組合債權者は之を以て組合員の責任を追及し得ざると共に、組合員も亦之を以て組合債權者に對抗することを得ない。(註)

- [註] 一、明治三十九年六月農受第四六一七號・出資額ニ對スル特別配當ニ關スル件
- 二、明治四十一年七月農受第二一四號・貯金額ニ應ジ特別配當ヲ爲スノ件
- 三、明治四十二年四月農受第四八二七號・特別配當金ニ關スル件
- 四、明治三十四年六月農受第四七八〇號・保證責任組織ノ組合ニ於ケル損失分擔ニ關スル規定ノ件

一〇 準備金の額及其の積立の方法

産業組合の準備金には法定準備金と任意準備金の二種があるが、茲に所謂準備金は法定準備金を指稱する。法定準備金の額及其の積立方法に付ては既に前述した通り(イ)準備金の額は出資總額を下ることを得ず、(ロ)定款に定めたる準備金の額に達する迄組合は毎事業年度剰餘金の四分の一以上を積立てることを要する旨の規定が存するが(施規第四條・法第四六條)、尙(ハ)新加入者より加入金を徴收し又は新に出資口數を増加する者より増口金を徴收す



るときは、之等を準備金に繰入れることを要する。又脱退者に對し持分の一部を拂戻す場合其の残額に付ても同様である（施規第五條）。尙用途の指定なき寄附金、組合員より徴收することあるべき過怠金（法第四八條ノ二）等に付ても同様なりと解する。（註）

〔註〕 一、明治四十二年一月農受第一四二九號・準備金ノ用途ニ關スル件

二、明治四十年十一月農受第一〇九四九號・産業組合法施行規則第五條ニ關スル件

一一 組合員たる資格に關する規定

組合員たる資格に付ては法律上直接の限定規定がなく、従つて定款を以て自由に之を定むることが出来る。但し法令の規定又は趣旨に違背することを得ないことは勿論である（法第一條・第一〇條ノ二・第五一條參照）。尙組合員たる資格に付ては次章「組合員」の項に於て詳説する。

一二 組合員の加入及脱退に關する規定（次章參照）

一三 組合の目的たる事業の執行に關する規定

組合の事業執行に關する具體的方法是組合の種類・目的その他の事情に依つて夫々異なるべきであり、組合は夫々その目的にしたがひ適宜之を具體的に決定し定款に記載することを要する。尙組合の事業年度に關し法第四七條參照。（註）

〔註〕 一、大正十五年農局第一一〇九號農務局長銀行局長通牒・産業組合ノ積立金若クハ餘裕金ノ運用又ハ管理方法トシテノ信託預金ニ關スル件

二、昭和七年十月二十六日七更部第一三五號・産業組合ノ資金管理運用ニ關スル件

一四 組合設立當時の理事及監事（法第二五條第二項但書）

一五 總會招集の手續（法第三八條・民法第六二條）

一六 公告の方法（法第四〇條第二項）

一七 設立者の署名捺印（法第九條第一項本文）

第二款 相對的必要事項

相對的必要事項とは之を記載すると否とは定款作成者の任意に屬し、之を缺くも敢て定款（従つて設立）の効力に影響を及ぼさざるも、法律上一定の効力を有せしむるが爲めには尙定款に記載することを要する事項である（商法第二二條參照）。何れも廣義の任意的記載事項である。而して之等に屬する事項としては（イ）存立時期又は解散の事由（法第九條第一項第二號）、（ロ）加入豫約者の貯金取扱（法第一條第二項）、（ハ）經濟資金の貸付（法第一條第三項）、（ニ）所謂家族及團體貯金の取扱（法第一條第三項）、（ホ）市街地信用組合に於ける手形の割引・員外貯金（法第一條第四項）、（ヘ）利用設備の員外利用（法第一條第七項、施規第一條ノ二）、（ト）組合原簿の記載事項變更届出時期（法第一六條ノ六）、（チ）出資口數（法第一七條）、（リ）理事・監事の任期（法第二六條）、（ヌ）理事及監事の選任及解任方法（法第二八條）、（ル）組合事務の執行方法（法第三二條、民法第五二條第二項）、（ヲ）理事の代理權委任（法第三二條、民法第五五條）、（ヱ）總會の決議方法（法第三六條）、（カ）總會の附議事項（法第三八條、民法第六四條）、（ヨ）總代会の設置（法第三八條ノ二）、（レ）事業年度（法第四七條）、（ソ）脱退の豫告期間（法第五〇條第二項）、（ツ）過怠金の賦課（法第四八條）、（ネ）除名の事由



(法第五二條)、(ナ)持分の拂戻(法第五三條)、(ラ)持分拂戻の算定期間(法第五四條)、(ム)脱退組合員の責任期間延長(法第五八條)、(ウ)清算人(法第七五條、民法第七四條)等が之に屬する。

### 第三款 任意的記載事項

任意的記載事項とは定款に記載するや否が全く定款作成者の自由に放任せられたる事項である。但し斯かる事項と雖も法令又は公の秩序善良の風俗に違背する如き規定を爲すを得ないことは勿論である。又任意的記載事項も定款に之を記載するときは定款の内容をなし他の記載事項と同一の効力を有する。従つて之を廢止變更せんとするときは尙定款變更の手續に依ることを要する。

### 第三節 定款の變更

定款は前述の如く組合の組織及作用に關する基本的規則であり、之に依り組合は始めて具體的に活動することを得る。然し定款の内容は時日の経過・環境の變化その他諸種の事情に依り固定することを許さず、之を變更するの必要を認むる場合があるであらう。而して斯かる場合組合はその最高意思機關たる總會の決議に依つて之を行ふことが出来る。但し定款の變更は組合の存立及活動に關する根本規則を變更するものであり、對内的對外的に重要な影響を及ぼすべき事項である爲法は定款の變更に關しては特に慎重なる手續を規定してゐる。

#### 第一款 一般的手續

定款の變更には一般的に(イ)總會の特別決議(法第三九條第一項及第二項・法第二八條)、(ロ)地方長官の認可(法第三九條第三項)を必要とする。即ち定款の變更は組合の特別決議を経たる上更に地方長官の認可を受けることに依り始めて効力を發生する。尙定款の變更事項が法の規定する登記事項である場合は更に登記變更の手續を必要とし、之を登記せざれば其の變更を以て第三者に對抗することが出来ない(法第一四條)。尙定款變更に關する地方長官の認可に關しては施規第一九條ノ二第二項及第三項參照。

#### 第二款 特別手續

定款の變更は前款に述べたる如く一般的に慎重なる手續を要するが、定款變更事項中には對内的對外的に特に重要な關係を有するものがあり、之等の事項に關しては前述の一般的手續の外に尙特殊の手續を必要とする。主として組合の對外關係殊に組合債權者に對して重要な關係を有する事項である。

##### 一 出資一口の金額の減少

出資一口の金額は定款の必要的記載事項であり、其の金額の減少が定款變更事項に屬することは勿論であるが、出資一口の金額の減少は組合の債權者に對し重大な利害關係を有する事項であり、組合はこの場合總會の特別決議の外尙組合債權者に對して所謂公示催告手續(法第四〇條第二項)を爲し、債權者之に異議を述べたるときは之に辨濟を爲



し又は相當の擔保を供することを要する。(註)

- [註] 一、明治三十七年十月受第五八二五號・組合員ノ出資口數減少ニ關スル件  
二、明治三十八年十二月局受第一三二三號・出資一口ノ金額減少ニ依ル持分拂戻ノ件

## 二 保證金額の減少

保證責任組合に於ける保證金額は出資一口の金額と同様定款の必要的記載事項であり(法第九條)、其の金額の減少には勿論定款變更の手續を要する。而して法は此の場合も出資一口の金額の減少の場合と同様の理由に依り、一般的手續の外所謂公示催告手續を要することとした(法第四二條)。

## 三 脱退者の責任期間の變更

無限責任及保證責任組合に在つては、脱退したる組合員は脱退前の組合債權者に對し其の脱退を組合原簿に記載したる後尙二ヶ年間責任を負擔するが(法第五八條第一項)、此の責任期間は定款の規定に依り延長し又は斯く延長したる期間を再び二ヶ年を下らざる範圍に於て短縮することが出来る。

(イ) 期間延長の場合——この場合の定款變更に付ては上述一般的手續の外總組合員の同意を必要とする(法第五十八條第二項)。

(ロ) 期間短縮の場合——この場合の定款變更に付ては組合債權者の利害に多大の關係を有するを以て、法は出資一口の金額の減少の場合と同様公示催告手續(法第四〇條)及法第四一條第二項の手續を爲すことを要するものとした(法第五八條第三項)。

## 四 組織の變更

組織の變更は勿論定款の變更に屬するが(法第九條第一項第三號)、この場合組合員の責任を増大する場合と減少する場合の二つの場合があり得る。

(イ) 組合員の責任を増大する場合——有限責任組織を保證責任乃至無限責任組織に變更し又は保證責任組織を無限責任組織に變更する等即ち組織變更に依り組合員の責任を増大する場合には、法は一般的手續の外に尙總組合員の同意を必要としてゐる(法第六八條第一項)。蓋し此の場合は組合の信用力を増すと共に他方組合員の責任に多大の影響を及ぼすものであるからである。

(ロ) 組合員の責任を減少する場合——無限責任組織を保證責任乃至有限責任組織に變更し又は保證責任組織を有限責任組織に變更する等即ち組織變更に依り組合員の責任を減少することは組合債權者の利害に關すること多大であるに因り、この場合には出資一口の金額を減少する場合と同様一般的手續の外に尙總組合員の同意・公示催告手續及法第四十一條の手續を必要とする(法第六八條第二項)。

## 第六章 産業組合の組合員

### 第一節 組合員たる資格

#### 第一款 總 說



産業組合の組合員たり得る資格に付ては法は直接積極的に規定することなく(但、法第一〇條ノ二・法第五一條参照)、一般に定款の規定するところに委ねてゐる(法第九條第一項第九號)。従つて組合はその定款に依り自由に組合員たり得る資格を限定することを得るも、この場合法令の規定(例・法第五一條)に違背することを得ざるは勿論産業組合の本質に反する如き規定は之を避くることを要する。尙産業組合は汎く世人をして組合事業に参加せしめるの趣旨の下に其の組合員の數を限定することを得ない(法第一〇條)。(註)

〔註〕一、明治四十二年四月農受第四一四號・組合員ノ資格ニ關スル件

二、明治三十六年八月受第一〇二二號・「獨立ノ生計」ノ意義ニ關スル件

三、明治四十一年八月農受第一七〇號・地主カ販賣組合ニ關スル件(前出)

四、明治四十年六月農受第一〇八二六號・兼營組合ニ加入スルノ件

五、昭和十年一月十六日九更部第一四五八號・産業組合ノ組合員資格ニ關スル疑義ノ件

## 第二款 自 然 人

産業組合の組合員は原則として自然人に限られる(法第一〇條ノ二)。これ産業組合の人的結合たる本質よりして當然の事理であらう(本論第一章第一節五參照)。但し自然人に付ても左記の如き制限が存することを注意すべきである。

一 組合員は組合の区域内居住者に限られる。このことは組合の區域が定款の規定上必要的記載事項として限定せらるべきことを要求せられてゐることより當然である(法第九條第一項第三號ノ二)。産業組合が一定の地域を基礎として組織される相互組織の人的結合たることに付ては前述した(尙、法第一條第四項・第九條第二項、施設第一條・第一條ノ六參照)。

二 破産者及禁治産者は組合員たる資格がない。蓋し破産者及禁治産者は何れも財産處分の能力を缺くものであり、又破産及禁治産の宣告は法律上當然の脱退事由を爲してゐるからである(法第五一條第三號及第四號)。

三 右の外尙販賣組合の組合員たることを得る者が生産者に限られることに付ては前述した(本論第二章參照)。

## 第三款 法 人

産業組合は中小産者乃至無産者の相互扶助的團體であり、人的結合の力に依つて其の産業上及經濟上の發達を圖ることを目的とする團體である。而して産業組合の斯かる本質に鑑みれば、法人は自然人と同様權利義務の主體たり得ても、産業組合の組合員としては寧ろ適格を缺くものと謂ふべきである。斯かる趣旨よりして、法は原則として法人は産業組合の組合員たることを得ざるものと規定した(法第一〇條ノ二第一項本文、尙法附則第五條參照)。然し乍ら、茲に法人(團體)に對し組合員たり得る資格を全然否定することは、或る場合に組合本來の使命乃至實際上の必要に鑑み必ずしも妥當ではない。蓋し部落その他小地區を基礎として成立せる謂はば自然的の團體をして組合に加入せしめ、その團體の責任と計算に於て組合の事業に参加させることは、一つには汎く産業組合をして中小乃至無産者の大衆的團體たらしめ又一つには組合をして之等の團體を基礎として組織的・計畫的活動を爲すことを可能ならしめる所以であるからである。即ち「農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人」に付ては例外的に産業組合の組合員たる資格が認められてゐる。

一 組合員たり得る法人の種類



- (一) 農事實行組合——農事實行組合は原則として部落を区域とし、区域内の農業者を以て組織され且隣保相助の精神に依り組合員の共同の利益増進を圖ることを目的とする法人である（法第一〇條ノ三第一項乃至第三項）。而して農事實行組合の事業に付ては法律上特別の限定なく、従つて組合員の共同の利益増進を圖る上に於て必要なる事業は如何なることも之を爲し得る。又其の設立も他の法人に對し比較的簡單であり、区域内の農業者七人以上設立者となり規約を作成して之に署名又は記名捺印することに依つて成立する法人である（法第一〇條ノ三第四項）。尙農事實行組合の名稱・規約・設立登記・管理・機關・解散・清算・罰則等に付ては法第十條ノ四の規定に依り蠶絲業組合法・民法・非訟事件手続法等の各規定が多く準用されてゐる。尙法規第一條ノ一四参照。
- (二) 養蠶實行組合——養蠶實行組合は蠶絲業組合法の規定に依つて設立せらるゝ法人であつて、養蠶業に關し組合員の共同の利益増進を圖ることを目的とする團體である（蠶絲業組合法第一九條）。而して部落その他之に準ずる區域を其の地區とする養蠶實行組合は、産業組合の組合員となることが出来る（法規第一條ノ一〇）。
- (三) 産業組合——部落その他之に準ずる區域を其の區域とする産業組合は地方長官の認可を受けて他の産業組合の組合員となることが出来る（法規第一條ノ一一第一項）。
- (四) 漁業組合——部落その他之に準ずる區域を其の地區とする漁業組合（漁業法第四二條以下参照）は産業組合の組合員たり得る（法規第一條ノ一一第二項）。
- (五) 負債整理組合——部落その他之に準ずる區域を其の地區とする負債整理組合（農村負債整理組合法第一〇條以下参照）は前述の漁業組合と同様産業組合の組合員となり得る（法規第一條ノ一一第二項）。

## 二 組合員たる法人と産業組合との關係

産業組合法は前述の如く産業組合の組合員たり得べき法人の種類を限定すると共に、他面之に依り組合事業の大家化及組織化を圖つたのであるが、法は更に之等の團體をしてより密接に産業組合と結合せしめ以て一層組合事業に協力参加せしむるの趣旨の下に茲に特殊の法律關係を設定した。以下兩者の關係に付概説する。

- (一) 之等の法人が産業組合の組合員となつたときは、其の組合員名簿を産業組合に提出することを要する（法規第一條ノ一二第二項）。又この組合員名簿に変更を生じたときは遅滞なく産業組合に之を通知することを要する（同條第二項）。
- (二) 組合員たる法人は其の組合員が脱退したる場合は之を遅滞なく産業組合に通知することを要する。而して右の通知は脱退したる組合員に於ても之を爲すことが出来る（法第一〇條ノ六）。
- (三) 組合員たる法人が其の財産を以て債務を完済し能はざる場合に於ては、法人の組合員の全員は其の法人が産業組合に對し負擔する一切の債務に付連帶無限の責任を負擔する（法第一〇條ノ五・第二條第二項参照）。
- (四) 組合員たる法人の組合員が其の法人より脱退したる場合に於ては、當該脱退組合員は其の脱退の通知前に生じた法人の産業組合に對する債務に付其の脱退通知後二ケ年間法第十條ノ五の規定に依る責任を負擔する（法第一〇條ノ七）。法第五八條の規定と同様の立法趣旨に基く。
- (五) 組合員たる法人に加入したる組合員は其の加入前に生じたる法人の産業組合に對する債務に付ても亦前記法第十條ノ五の規定に依る責任を負擔する（法第一〇條ノ八、尙法第二二條参照）。（註）



- 〔註〕
- 一、明治四十年五月三十日・法人カ組合員タルコトヲ得ル場合ニ關スル件
  - 二、大正十三年十二月九日農第三五一九號・法人ノ産業組合加入ノ件
  - 三、大正十四年九月七日農局第一五六九號・株式會社ノ産業組合加入ノ件
  - 四、昭和九年十二月二十七日・産業組合法ノ廢止ニ關スル件
  - 五、昭和九年六月十五日九更部第七〇〇號・農事實行組合ノ名稱ニ關スル件
  - 六、昭和十一年七月二日一一更第五九〇七號・負債整理組合ノ産業組合加入ニ關スル件

## 第二節 組合員の加入及脱退

産業組合は其の成立要件及存続要件として少なくとも七人以上の構成員を必要とするが（法第七條・第六二條）、同時に組合は前述の如く其の組合員數を限定することを得ず（法第一〇條）、その区域内に於ける居住者を悉くその組合員とすることを理想とするものである。又このことと照應して現行法上組合員の加入及脱退は自由となつてをり、組合は正當の事由なくしてその加入を拒み得ざると共に又その脱退をも制限することを得ない（法第五〇條）。これ産業組合が自由なる人的結合と稱される所以である。

### 第一款 加入

加入とは組合設立後新に組合員たる地位を取得することを謂ふ。

#### 一 原始的加入

原始的加入は更に通常加入と豫約加入に區別することが出来る。

(一) 通常加入——新に組合に加入せんとする者は定款に定めたる手續に従ひ（法第九條第一項第一〇號）、加入申込書を組合に提出し組合の承諾を得ることを要する。此の場合無限責任組合に在つてはその加入に付更に總組合員の同意を必要とする（法第四九條第一項）。而して總組合員の同意を得る方法に付ては、組合は總組合員に對し加入に異議あらば二週間を下らざる一定の期間内に之を述べべき旨を催告することが出来、此の場合其の期間内に異議を述べざる組合員は之に同意をなしたるものと看做される便法が設けられてゐる（法第四九條第二項）。尙組合員の加入に關し定款の規定上加入金を徴収すべき場合には加入者は一定の加入金を納付することを要する（法規第五條參照）。

(二) 豫約加入——豫約加入の制度に付ては既に本論第二章第二節に於て述べたるところであるが、此の場合豫約加入者は法定の要件（法規第一條第三項）を具備することに依り當然組合員となるものに非ずして、更に加入豫約者に於て加入の申込その他加入の手續を爲すことを要する。

#### 二 承繼的加入

承繼的加入とは從來の組合員の持分を譲受けることに依つて組合員たる地位を取得することを謂ふ。即ち組合員は組合の承諾を得て其の持分の全部又は一部を他人に譲渡することを得るが（法第一九條第一項）、此の場合持分の譲受人が組合員以外の者なるときは茲に所謂承繼的加入を生ずる。即ち組合員より持分を譲受けた非組合員は通常加入の例に依り組合員となることを要し（法第一九條第二項）、その譲受けた持分の範圍に於て譲渡人たる組合員の有した權利義務を承繼取得する。新に組合員たる地位を取得することは原始的加入の場合と同様である。尙此の場合に於ても加入



に關し拂込むべき加入金は定款に規定あれば之を納付することを要し、又無限責任組合に在つては其の持分の讓渡に付總組合員の同意を得ることを要する（法第四九條第一項）。

次に承繼的加入に關聯して問題となるのは所謂「相續加入」の問題である。組合員が死亡するときは其の組合員は之に因り當然組合を脱退し（法第五一條第二號）、組合はその持分を組合員の相續人に拂戻すことを要すべきであるが、この場合其の相續人が組合に加入すれば夫は通常加入の方法に依つて加入するものであり、理論的には原始的加入の場合に過ぎない（商法第一一七條參照）。但し實際上は斯くすることは徒に手續を煩瑣にするのみなるを以て、定款の規定を以て便法を設け之を持分讓渡に依る加入と同様に取扱ふことを得るに過ぎない。尙此の場合に於ても無限責任組合に在つては其の加入に付總組合員の同意を要することは勿論である。

### 三 加入の効果

組合に加入したる者は其の加入に因り組合員たる地位を取得し、他の組合員と同じく組合員たる地位に伴ふ各種の權利を得義務を負ふに至る。従つて其の出資に付拂込の義務を負ひ又定款に規定あるときは加入金を拂込むことを要する。尙直接責任組織（無限責任及保證責任）の組合に在つては新加入者はその加入前に生じたる組合の債務に付ても亦責任を負擔する（法第二二條）。（註）

〔註〕 明治三十五年二月受第一〇六一九號・持分讓渡ノ承諾ニ關スル件

## 第二款 脱 退

脱退とは組合の解散に因ることなく特定の組合員が組合員たる地位を喪失することを謂ふ。而して組合員の脱退は組合員の意思に基づく場合と組合員の意思如何に拘らず一定の事由の發生に因り法律上當然脱退の効果を發生する場合とがある。前者を任意脱退と謂ひ後者を法定脱退と謂ふ。

### 一 任意脱退

任意脱退は更に之を豫告脱退と讓渡脱退の二に區別し得る。

(一) 豫告脱退——組合員の脱退は前述の如く全く自由であり、定款の規定を以てするも之を制限することを得ないのであるが、法は組合員の脱退に因り組合事業の計畫及運営に不測の障害を蒙ることなからしめ、又事務處理上の煩瑣を避けしむるが爲に脱退せんとする組合員をして事業年度の終より少なくとも六ヶ月前（事業年度六ヶ月の組合に在つては三ヶ月前）に脱退の豫告を爲すことを要するものとした（法第五〇條第一項）。即ち脱退の効力は脱退の豫告を爲したるときより六ヶ月後の事業年度の終に於て發生する。尙右に述べた脱退の豫告期間は定款の規定を以て二ヶ年を超えざる範圍に於て之を延長することが出来る（法第五〇條第二項）。

(二) 讓渡脱退——組合員は前述の如く組合の承諾を得て其の持分の全部を組合員又は組合員以外の者に讓渡することを得るが、この場合讓渡人の權利義務は包括的に讓受人に移轉すると共に當該組合員は之に因り組合を脱退することとなる。之を讓渡脱退と謂ふ。

### 二 法定脱退

組合員は左記の事由に因り法律上當然組合を脱退する。



(一) 組合員たる資格の喪失(法第五一條第一號)——組合員たる資格に關する規定は定款の必要的記載事項であり、其の資格を喪失するときは當然組合を脱退する。又組合の區域も定款の必要的記載事項であるから組合員の區域外轉住は同時に本號法定脱退の事由を爲すものである。

(二) 死亡(法第五一條第二號)——民法第三一條に依る失踪の宣告の場合を含む。

(三) 破産(法第五一條第三號)——破産法第一二六條・第一二七條參照。

(四) 禁治産(法第五一條第四號)——民法第七條乃至第一〇條參照。

(五) 除名(法第五一條第五號)——組合員が組合員たる義務を果さず又組合の事業を妨害する等組合員の行爲が定款に規定する除名事由に該當するときは組合は之を除名することを得るが、組合員は之に依り當然組合を脱退する。尙除名の事由は所謂定款の相對的の必要事項であり(法第五二條第一項)、又除名は總會の特別決議(法第二八條)に依ることを要する(法第五二條第二項本文)。而して除名は其の旨を除名したる組合員に通知するに非ざれば之を以て當該組合員に對抗することを得ない(法第五二條第二項但書)。

(六) 組合繼續の不同意——組合は定款に定めたる存立時期の満了に因り解散するが(法第六二條第一項第一號)、この場合存立時期満了の日より一ケ年内に組合員三分の二以上の同意を以て組合繼續の認可申請を爲し、行政官廳の認可を得れば存立時期の満了に拘らず更に組合を繼續することが出来る(法第六二條ノ二第一項、施規第一五條ノ二)。而して此の場合右の繼續に同意せざる組合員は組合繼續のときに於て脱退したるものと看做される(同條第二項)。

(七) 組織變更の不同意——昭和七年法律第三〇號に依る組合法改正の際有限責任の組合は特殊のものを除き原則と

して同法施行のとき(昭和七年十月一日)より五ケ年内に保證責任又は無限責任に組織を變更すべく規定されたが、此の場合右の組織變更に同意せざる組合員はその組織變更のときに於て脱退したるものと看做された(法附則第二條乃至第四條)。

### 三 脱退の効果

組合員は脱退に因り組合員たる地位を喪失し、從來組合員たる地位に基き組合との間に存してゐた諸種の法律關係は之に因つて解消されると共に、他方之に伴ひ兩者の間に種々の法律効果を發生する。

組合員の脱退に關して發生する法律上の効果に付概説する。

(一) 持分拂戻請求權の發生——脱退の効果として脱退したる組合員は定款の定むるところに依り其の持分の全部又は一部の拂戻を請求することが出来る(法第五三條・第四五條)。

(イ) 持分の拂戻は事業年度の終より三ヶ月内に爲すことを要する(法第五五條第一項本文)。但し定款の規定に依り脱退當時の財産に依り持分の計算を爲すときは、その時より三ヶ月内に之を爲すことを要する(法第五五條第一項但書)。

(ロ) 脱退したる組合員の持分の計算は原則として脱退したる事業年度の終に於ける組合財産に依つて之を爲すべきであるが、特に定款の規定に依り脱退當時の財産に依つて之を爲すことを得る(法第五四條)。

(ハ) 持分拂戻請求權は前述の期間(三ヶ月)經過の後二ケ年間之を行はざるときは消滅する(法第五五條第二項)。

(ニ) 脱退したる組合員が組合に對する債務を先済する迄は組合は其の持分の拂戻を停止することを得る(法第五七



條。従つて此の場合組合員は自己の組合に對する債務に付ては持分拂戻請求權を以て相殺を爲すことは許されな  
こと解すべきである。

(二) 損失分擔額の拂込義務——持分の計算を爲すに當り組合財産を以て組合の債務を完済するに足らざるときは、  
脱退したる組合員は定款の定むる損失分擔の規定に依り其の負擔に歸すべき損失額を組合に拂込むことを要する  
(法第五六條)。

(三) 脱退後の組合員の責任——無限責任及保證責任組合に在つては、脱退したる組合員は脱退前の組合債權者に對  
し其の脱退を組合原簿に記載したる後二ケ年間責任を負擔する(法第五八條第一項)。蓋し組合の本質に鑑み組合員に  
責任迴避を許さず以て組合の對外信用を維持せんとする法意に外ならない。尙右に述べた組合員の責任期間は前述  
の如く總組合員の同意を以て定款の規定に依り之を延長することが出来るが(法第五八條第二項)、延長したる期間は  
復た二ケ年を下らざる範圍に於て法定の手續(法第四〇條・第四一條)に依り更に之を短縮することが出来る(同條  
第三項)。尙此の責任は其の脱退が豫告脱退であると法定脱退たると又持分讓渡に因る脱退であるとを問はない(同  
條第四項參照)。(註)

- [註] 一、明治三十七年十月受第四七八五號・脱退ノ豫告ニ關スル件  
 二、明治三十七年十月受第四七八五號・脱退ノ原因ト爲ス定款ノ規定ニ關スル件  
 三、明治四十一年十二月受第一二六六三號・脱退ノ禁止ニ關スル件  
 四、明治四十二年四月受第三三二四號・脱退事由ノ制限ニ關スル件  
 五、明治四十二年二月二十日・除名セラレタル者ノ再加入ニ關スル件

### 第三節 組合員の權利義務

組合員の權利義務は之を(一)對内關係即ち組合と組合員間及び組合員相互間に於けるものと、(二)對外關係即ち組  
合員と第三者間に於けるものとの兩者に區別して考へられるが、對外的關係に於ける組合員の權利義務及組合員相互  
間に於ける夫に付ては既に本論第三章その他に於て説明せるを以て、本節に於ては専ら組合と組合員間に於ける權利  
義務關係に付て説くこととする。

#### 第一款 權 利

##### 一 議決權

(一) 組合員は組合の最高意思機關たる總會に出席し議決を爲すの權利を有する。而して此の議決權は組合員の出資  
口數の多少に拘らず平等であり(法第三八條・民法第六五條第一項)、定款の規定を以てするも之に違背することを得  
ない(民法第六五條第三項參照)。

(二) 議決權の行使は組合員自身總會に出席し行使するを原則とすべきことは勿論であるが、法は特に之を他の組合  
員に代理行使せしむることを容認し、此の場合之を出席と看做した(法第三七條第一項)。又此の場合當該代理人は  
代理權を證する書面を組合に提出することを要する(同條第二項)。

(三) 組合員の議決權は所謂奪ふべからざる權利として定款の規定を以てするも之を制限することを得ないが、組合



と或組合員との關係に付て議決を爲す場合に於ては、其の組合員は議決権を有しない（法第三八條、民法第六六條）。

（註一）  
二 總會招集請求權

組合員は總會組合員の五分の一以上の同意を得て總會の目的及其の招集の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を理事に請求することが出来る（法第二三條）。（註二）

三 決議取消請求權

總會の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違背すと認むるときは組合員は決議の日より一箇月内に其の決議の取消を地方長官に請求することが出来る（法第二四條）。而して此の權利は前述の總會招集請求權等と等しく組合員の利益の爲に認められた所謂奪ふべからざる權利に屬し、定款の規定又は總會の決議を以てするも之を制限し得ないが、此の權利は總會の決議の日より一箇月を経過すれば最早之を行使することを得ない。即ち右の決議は地方長官その他の監督權に基く決議の取消（法第六一條）なき限りは有効なる決議として成立することとなる。

四 書類閲覧請求權

組合員は組合の定款・總會の決議録・組合員名簿・財産目録・貸借對照表・事業報告書及剩餘金處分案に付主たる事務所又は各事務所に於て其の閲覧を求めることが出来る（法第二九條・第三〇條）。

五 剩餘金配當請求權

組合員は法令、定款の規定及組合の決議に随ひ剩餘金處分が爲され一定の剩餘金配當額が確定したるときは其の確

定額に付配當を請求することが出来る（法第四三條第一項參照）。組合員に配當される剩餘金の性質（本論第二章第一節參照）及剩餘金處分に関する法律上の諸規定（同第五章第二節參照）に付ては前述した。尙此の權利は上述の諸請求權とは異なり、組合の定款に依り剩餘金の配當を制限し之を全部準備金その他に積立つる旨を規定しても差支なく、即ち斯かる場合には組合員は剩餘金配當請求權を有しない。

六 持分拂戻請求權

組合員が組合を脱退したときは脱退の効果として定款の定むるところに依り其の持分の全部又は一部の拂戻を請求することが出来る（法第五三條）。持分拂戻請求權に関する法律上の諸規定に付ては前述第六章第二節第二款參照。（註三）

七 剩餘財産分配請求權

組合員は組合解散の場合に於て清算の結果尙剩餘財産あるときは定款の規定又は總會の決議等に依り其の剩餘財産の分配を請求することが出来る（法第七二條、民法第七二條參照）。

〔註一〕イ、明治四一年一〇月農受第四〇四三號・代理議決權制限ニ關スル件  
ロ、明治四一年三月農受第二七三九號・書面表決ニ關スル件

〔註二〕明治三九年三月農受第一九〇八號・産業組合法第二三條ノ權利ノ制限ニ關スル件  
〔註三〕イ、脱退したる組合員の持分拂戻請求權を定款の規定に依つて全然否定することが出来るや否に付ては從來學說上・實

際上争があるが、條文の文理的解釋（「定款ノ定ムル所ニ依リ……請求スルコトヲ得」）及産業組合の人格的・統制的結合たる本質に鑑みて之を積極に解すべきである。此の點に關し昭和十三年十二月十五日大審院第一民事部判決は「然レトモ産業組合法第五十三條カ脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムルコトニ依リ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ト規定シタルハ持分拂戻請求權ノ有無及其ハ範圍ハ定款ノ規定ニ一任シタル趣旨ニシテ結局該請求



權へ定款ノ規定ニ依リテ認メラレタル場合ニ於テノミ存スル權利ナリト做シタルニ在レハ云々」と言つてある。  
 ロ、「持分」なる語は産業組合法上諸處に用ひられてゐるが、其の意義は條文の規定に依つて必ずしも一樣でない。而して持分は、(イ)組合員が其の資格に於て組合に對して有する權利義務の總體(組合員たる地位)を意味する場合、(ロ)組合員が組合の積極消極の財産に對して有する計算上・觀念上の分け前を意味する場合、更に(ハ)組合の解散又は組合員の脱退の場合に組合員が現實に組合より拂戻を受くべき金額を意味する場合の三つの場合がある。法第一九條・第二〇條・第二一條・第四八條等に所謂持分は第一の意義に用ひられ、法第四五條・第五三條等に所謂持分は第二の意義に屬し、法第五五條・第五七條に所謂持分は第三の意義に屬する。而して以上第二乃至第三の意義に於ける持分は組合財産の増減に應じて變動するものであり、或一定の時期に於ける計算上の持分は定款の規定に依り或は出資額より大なるときあり或は之より小なることがある。又脱退したる組合員が定款の規定に依り持分拂戻請求權を有する場合は組合財産に付いて積極的持分を有する場合に限ることは勿論である。

## 第二條 義務

### 一 組合の統制に服する義務

産業組合が相互組織の團體として組合員の協同力に依り其の事業を圓滑に遂行し以て組合員全體の利益を増進し得るが爲には、何等かの形に於て組合員の統制を圖ることが必要である。即ち斯かる場合組合は定款の規定又は總會の決議等に依つて組合員に對し組合事業上一定の統制に服すべきことを定むることが出来る。斯かる場合組合員が之等の規定又は決議に服すべき義務を負ふことは勿論である。但し斯様な組合の自主的統制は動もすれば不眞面目なる組合員に依つて違背される虞なしとしない。依て法は更に斯かる組合の自主的統制を確保するが爲に組合員にして定款

の規定に違反したる場合は定款の定むるところに依り、一定の過怠金を課することを得せしめた(法第四八條ノ二)。尙法は組合の統制に服せざる組合員に對する制裁方法として「除名」を認めてゐる(法第一一條・第五二條)。

### 二 出資拂込義務

産業組合は所謂出資團體であり、産業組合の組合員は少なくとも出資一口以上を有しなければならぬ(法第一七條第二項)。出資拂込義務は組合員の謂はゞ基本的義務とも謂ふべく、之に依つて組合は始めて其の事業遂行を完ふし得る。組合員の出資に關する法律上の規定としては――

- (一) 組合員は前述の如く必ず出資一口以上を有することを要する(法第一七條第一項)。
- (二) 出資一口の金額は均一に定むることを要し、其の最高限は特別の事由なき限り原則として五十圓である(法第一一條、施規第二條)。
- (三) 組合員の有すべき出資口數は原則として三十口を超ゆることを得ず、特別の事由あるときは定款の定むるところに依り五十口迄増加することを得る(法第一七條第二項)。
- (四) 組合員は組合に拂込むべき出資額に付相殺を以て組合に對抗することを得ない(法第一八條)。蓋し出資拂込義務は組合員の基本的義務であり、之に依り始めて組合の資本充實を確保することが出来るからである。(商法第一四四條第二項参照)。
- (五) 出資第一回の拂込は組合設立後遲滞なく各組合員をして之を爲さしむることを要し(法第二二條)、其の金額は出資一口の金額の十分の一を下ることを得ない(施規第三條)。第二回以後の拂込方法・時期等に付ては凡て定款の



定むるところに依る（法第九條第一項第五號）。

（六） 出資は凡て金銭出資たることを要する（法第一一條・第一六條ノ五、舊規第二條參照）。従つて所謂現物出資、勞務出資・信用出資等は勿論國庫債券その他の有價證券等を以てする出資は認められない。（註一）

（七） 組合員が出資義務を履行せざるときは組合は強制履行を請求し又損害賠償の請求をも爲し得ること勿論である。

### 三 損失分擔義務

組合に損失ある場合組合員が之を如何に分擔するか、其の分擔の割合・基準等に関する事項は前述（第五條第二項參照）の如く定款の必要的記載事項であるが、組合に損失ある場合組合員は定款の規定に依り夫々損失を分擔することを要する。殊に脱退したる組合員は其の持分の計算を爲すに當り組合財産を以て組合の債務を完済するに足らざるときは損失分擔に関する規定に依り其の負擔に歸すべき損失額を組合に拂込むことを要する（法第五六條）。

### 四 持分に関する義務

持分に組合員たる地位を意味する場合と組合の積極・消極の財産に對する觀念上乃至計算上の分け前を意味する場合の二義あることに付ては前述した通りであるが、産業組合の組合員たる地位は産業組合の人的結合たる本質よりして重要な意味を有し、濫りに持分の讓渡・質入・共有等を認むることに依り組合の人的結合力を脆弱ならしめ、或はその財産的基礎に動搖を與へる如きことならしむることを要する。斯かる見地よりして法は組合員たる地位を意味する持分に関しては諸種の制限規定を設けてゐる。

（一） 組合員は組合の承諾あるに非れば其の持分を他人に讓渡することを得ない（法第一九條第一項、商法第一四九條參照）。而して組合員に非ざる者が持分を讓受けんとする場合は加入の例に依り組合に加入することを要する（同條第二項）。（註二）

（二） 組合員は持分を共有することを得ない（法第二〇條）。蓋し持分の共有を認むることは組合員必ず出資一口以上を有すべきものとする法の建前（法第一七條）に反するのみならず、之に依つて組合の人的・物的結合力を薄弱ならしめ又組合員相互間の責任觀念を輕からしむるに至る虞あるに因る。尙商法第一四六條參照。

（三） 組合は組合員の持分を取得し又は質權の目的として之を受くることを得ない（法第四八條・第九三條ノ二第四號參照）。蓋し組合に斯かる行爲を許すことは實に理論上の矛盾（組合が同時に自己の組合員となるの不合理）を來すのみならず、組合の資本充實・組合財産の鞏固を害するの結果となるを保し難いからである。而して組合員が本條の規定に違背することを得ないことは勿論である。尙商法第一五一條第一項參照。

〔註一〕 明治四十二年四月農受第一一一一號・田表ノ拂込ニ關スル件  
〔註二〕 明治三十五年二月受第一六一九號・持分讓渡ノ承諾ニ關スル件

## 第七章 産業組合の機關

### 第一節 總 說



社団法人たる産業組合が其の目的に随ひ具體的に活動を爲し得るが爲には、其の實體を爲す組合員とは別個にその活動上必要な一定の組織を必要とする。この産業組合の活動を具體的に推進めて行く上に必要な組織を産業組合の機關と謂ふ（商法第二編第四章第二節「會社ノ機關」参照）。而して法律上産業組合の機關として必要なるものは理事・監事・總會（總代会）の三である。産業組合は之等各機關の有機的活動に依つて始めて具體的に活動することを得る。即ち理事は組合事業の執行機關及代表機關であり、監事は組合事業執行に關する監督機關であり、總會（總代会）は組合の意思を形成し組合事業の最高指導方針を決定するところの組合の意思機關である。

次に組合の機關はこの機關たる地位に就くところの特定の個人とは別個の觀念である。組合の機關は法律上組合の組織及作用に關して必要缺くべからざる組織であるが、特定の個人たる機關擔當者は一時的に之を缺くも敢て組合の存立自體には影響を及ぼさない。又理事・監事・總會に認められた諸種の權限は機關擔當者たる特定個人の爲に行使遂行せらるべきものに非ずして、組合従つて又組合員全體の爲に行使遂行せらるべき性質のものである。唯之等の機關は孰れも組合の内部組織であり法律上の地位に過ぎないと雖も之を擔當すべき特定の個人は一定の原因に因つて之等の地位に就くと共に種々組合事業遂行の爲に一定の勞務を提供するを以て、之等に對し報酬を與へることは勿論差支ないところである。唯産業組合法は理事及監事は原則として所謂名譽職たるべき建前をとつており、「定款ノ規定又ハ總會若ハ總代会ノ決議ニ依ルニ非レハ」給料・報酬又は賞與等を受くることを得ないものとしてゐる（施規第八條）。

## 第二節 理事 事

### 一 意義

理事は組合の事務に付之を代表し且組合の事務を執行する常設の機關である（法第三二條、民法第五三條・同第五二條第二項、法第二五條）。即ち理事は組合の代表機關として裁判上裁判外一切の事務に付組合を代表すると共に、組合の事業執行機關として對内的對外的に組合の事務を決定し之を執行する機關である。

産業組合の理事には民法の公益法人の理事に關する規定が多く準用されてゐる（法第三二條）。即ち理事の責任・事務執行方法・代表權・職務權限等は殆んど民法の公益法人の理事に於けると等しい。但し民法施行法第二十七條の規定は産業組合の理事（監事）には適用なきものと解すべきである。（註）尙産業組合の理事は原則として名譽職であり之に一定の報酬を給與する爲には定款の規定又は總會の決議に依るを要することは前述した通りである。

### 二 選任・任期及解任

(一) 産業組合の設立當時に於ける理事（監事）は定款を以て之を定むることを要するが（法第二五條第二項但書）、それ以後に於ける理事は總會に於て組合員中より選任することを要する（法第二五條第二項本文、商法第一六四條、民法第五二條参照）。（註）

(イ) 理事の選任行爲は通常理事たるべき者を選定する行爲（選舉）と之を理事に就任せしむるべき行爲の二より成るが、後者の行爲は民法の委任及準委任に類する契約と解するを通説とする。従つて組合と理事との間の法律關係に付ては民法第六四三條以下「委任」に關する規定の準用を見るべきである。

(ロ) 組合の理事は斯くの如く總會に於て組合員中より選任せられることを要するが、此の場合總會の決議方法は



原則として總組合員の半数以上出席し其の議決権の四分の三以上を以て之を決する（法第二八條本文・特別決議）。但し定款の規定を以て之と異なる定めを爲しても差支ない（同條但書）。

(ハ) 理事の員數に付ては本法に何等の規定がないが、民法の公益法人に於けると同じく一人又は數人の理事を置くことを要するものと解すべきであらう（民法第五二條第一項）。

(ニ) 理事の任期は原則として三箇年である。但し定款の規定を以て之と異なる任期を定め得る（法第二六條）。尙理事は其の任期満了に因つて當然退任する。

(三) 組合の理事は任期の定めあると否を問はず何時でも總會の決議（特別決議）を以て之を解任することが出来る（法第二七條・第二八條）。又監督官廳は組合の事業又は組合財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき又は組合の行爲が定款又は法令に違背し其の他公益を害するの虞あるとき等に於ては理事の改選を命ずることを得るが（法第六一條）、斯かる場合組合は理事の改選を行ふことを要する。

### 三 職務権限

理事の職務権限は組合の事務執行權及代表權の二である。

(一) 事務執行權——事務執行權とは理事が組合内部に於て諸種の組合事務を執行する權限を謂ふ。理事は法令・定款又は總會の決議に依つて制限せられざる限り組合内部に於ける事務に付ては凡て之を執行すべき權限を有する。而して組合の事務は理事一人ある場合は格別數人ある場合に於ては定款に別段の定めなき限り原則として其の過半数を以て之を決すべきである（法第三二條、民法第五二條第二項）。尙茲に謂ふ理事の事務執行權は理事の權限であると共に

又一面理事の職責でもあり、例へば總會の招集は理事の職責であると共に（法第三一條ノ三）、一面その權限に屬する。

次に理事の職務権限に屬するものとして法律上規定された組合事務の中主なるものを擧ぐれば (イ) 通常總會の開催（法第三一條ノ三）、(ロ) 通常總會に關する諸事務（法第三條・第三一條、施規第一〇條）、(ハ) 臨時總會の開催（法第三二條、民法第六一條第一項）、(ニ) 定款・總會の決議録及組合員名簿（法第二九條ノ二）の備付（法第二九條）、(ホ) 登記關係事務（法第一六條ノ二乃至第一六條ノ六）、(ヘ) 借入額・貸付額・手形割引額等の最高限度に關し地方長官に報告すること（施規第二二條）、(ト) 中央會に對する加入及脱退に關し地方長官に届出ること（施規第一七條）、(チ) 破産宣告の請求（法第六九條、民法第七〇條）、(リ) 帳簿の整理（法第五條・商法第二五條）等々である。

(二) 代表權——代表權とは理事が組合の對外關係に於て組合の事務一切に付之を代表する權限を謂ふ。即ち理事は前述の如く組合の事務に付ては裁判上裁判外に於て一切組合を代表するの包括的權限を有する（法第三二條、民法第五三條）。

(イ) 理事の有する斯かる代表權限は法人たる産業組合の組織法的關係に基くものであつて、別個の人格者間に成立する「代理」關係とは全く性質を異にするものである。茲に理事の代表權と代理人の代理權とを比較すると、(1) 理事の行爲は同時に組合自體の行爲なるも、代理行爲は飽くまで代理人自身の行爲であつて其の法律的效果が本人に歸屬するに過ぎないこと、(2) 代表權は單に法律行爲のみに止まらず事實行爲にも及ぶに反し代理は法律行爲のみに止ることの二點に於て兩者は異つてゐる。斯くの如く理事の代表權と代理人の代理權とは元來本質を異にするものであるが、理事がその代表權を行使する際の形式その他に付ては大凡民法の代理の規定（民法第



九九條以下)に準據して差支ない。殊に法律行為の代表に付て然りであらう。民法も之を豫想して理事の代表権行使の形式等に付ては別に何等の規定をも設けてゐないが(但、民法第四四條第一項・第五四條参照)、産業組合の場合に於ても理事の代表権行使の形式等に付ては右と同様に解して差支ない。従つて民法九九條以下の「代理」に關する各規定は産業組合の理事の代表行為に付ても準用を見るものと解すべきである。

尙、産業組合の理事が其の職務を行ふに付他人に損害を與へたるときは組合は組合自身の不法行為として賠償の責に任じなければならぬ(法第三二條・第四四條第一項)。蓋し理事の職務の範圍内に於ける行為は前述の如く同時に法人自身の行為であり、其の不法行為も亦組合自身の不法行為と見るべきであるからである。

(四) 理事の代表権は組合の對外關係に關する權限として理事各自が代表権を有し、定款の規定に依り之に一定の制限を加ふるも其は組合内部に於ける代表権の制限たるに止まり之を以て善意の第三者に對抗するを得ない(法第三二條、民法第五四條)。

(八) 理事の代表権は前述の如く組合の事務一切に及ぶも、定款の規定又は總會の決議に従ふことを要する(法第三二條、民法第五三條)。

(ニ) 理事の代表権は定款又は總會の決議に依つて禁止せられざるときに限り特定の行為に付いてのみ之を他人に委任することが出来る(法第三二條、民法第五五條)(註四)

(ホ) 理事の組合代表権は上來述べ來つた様に組合の事務に付ては裁判上裁判外の一切に及ぶものであるが、唯理事自身が組合と契約を爲す場合及兩者間の訴訟に付ては理事に代表権なく、この場合は監事が組合を代表するこ

とを要する(法第三五條)。蓋し斯かる場合に理事の代表権を認むることは動もすれば理事其の私利を圖り以て組合の利益を害するの結果となるを保し難いからである(民法第五七條・第一〇八條、商法第一七六條参照)。尙法第三十五條の解釋に關しては左記の點注意を要する。

(一) 理事が組合と契約を爲し又は訴訟を爲す場合は其の當事者たる理事以外の理事に付ても代表権なしと解するのが通説である。判例亦然り。(註四)

(二) 理事が本條の規定に違背して爲したる行為の効力如何。判例は從來多少の變遷を示してゐるが、最近之を無權代理行為(民法第一一三條以下)となし事後に於て監事の追認を得れば有効となるものと解することに大體確定してゐる様である。學說亦多く判例を支持してゐる。(註五)

四 權利義務

理事の權利義務とは前述の職務權限とは異なり理事が機關擔當者たる地位に於て個人的に組合その他に對して有する權利義務を謂ふ。

(一) 理事の選任行為は前述の如く委任及準委任に類する契約であるから、理事が組合の代表機關及執行機關として組合の一切の事務を處理するに當つては、法令・定款の規定及總會の決議に違背せざることを要するは勿論委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以てすることを要する(民法第六四條)。即ち理事が其の職務を行ふに當り法令若は定款その他の内部的規約に違背し又は右に述べた注意義務を怠つて組合に損害を蒙らしめた場合は組合に對して損害賠償の責を負ふ(民法第四一五條)。尙組合と理事との關係は前述の如く民法の委任及準委任に類するを以



て兩者間に於ける諸種の権利義務に付ても民法の委任に關する各條項の適用を見るべきである。此の點に關しては民法第六四六條乃至第六五〇條・第六五二條・第六五四條等參照。

(二) 有限責任又は保證責任の所謂市街地信用組合が法第一條第四項の規定に依る員外貯金に關する債務を完済し能はざる場合各理事が連帶して之が辨済を爲すの責任を負ふことに付ては前述した通りである(法第四三條ノ三)。

### 五 假理事

假理事とは理事の缺けたる爲損害を生ずる虞あるとき地方長官が假に選任する理事を謂ふ(法第六〇條ノ二)。其の職務権限及機關擔當者として組合との間に有する諸種の権利義務に付ては通常の理事と異なるところはない。尙法文に所謂「理事ノ缺ケタル爲」とは、法第三十四條ノ二第一項の場合と異なり、理事全員缺けたる場合のみならず單に定員を缺くことに因り損害を生ずる虞ある場合をも包含する。尙地方長官の選任は職權を以てする一方的任命行爲であり、従つて又此の場合選任せらるべき假理事は必ずしも組合員たることを要しない(法第二五條第二項參照)。(註六)又假理事は一時的機關であるから正式の理事就任したる場合は當然之に因り退任するものと解すべきであらう。

〔註一〕 大正二年四月農受第二八六一號・産業組合ノ理事及監事ノ資格ニ關スル件

〔註二〕 明治四十年十二月農受第一一三二五號・理事ノ選舉區及選任方法ニ關スル件

〔註三〕 大正四年七月農局第四七八號・産業組合ニ支配人ヲ置キ得ルヤ否ヤノ件

〔註四〕 大正九年十月四日大審院判決・昭和八年七月七日大審院判決及昭和十二年二月一日大審院判決參照。

〔註五〕 前記大正九年十月四日及昭和八年七月七日の兩大審院判決は法第三十五條違背の行爲を「絕對無効ニシテ總會ノ追認ニヨリ効力ヲ發生スヘキニ非ス」と爲したが、昭和六年十一月十二日・昭和十一年十二月十九日及昭和十二年二月一日の各大審院判決は之を「無權代理トシテ取扱フヲ相當トシ從テ事後ニ於テ之ヲ追認スルトキハ其ノ効力ハ當初ニ於テ監事之ヲ代表シタルト異ナラザルモノ」としてゐる。

〔註六〕 大正十四年十月農受第一六四七八號・産業組合理事又ハ清算人選任ニ關スル件

## 第三節 監 事

### 一 意義

監事は組合の財産の状況を監査し又理事の業務執行の状況を監査する組合の必要的常設機關である(法第二五條、商法第一二三條及第一三三條、民法第五八條參照)。而して監事は前述の如く組合事業全般に關する監督機關であるから、其の職務は嚴正なることを要し、理事其他組合の事務員を兼ねることを許されない(法第三三條)。又監事が原則として名譽職であることに付ては前述した通りである(施規第八條)。

### 二 選任・任期及解任

監事の選任及解任に付ては理事に付いて述べたると同様である(法第二五條・第二七條・第二八條)。唯監事の任期は理事と異なり定款に別段の定めなき限り原則として一箇年である(法第二六條)。(註七)

### 三 職務権限

監事は組合の監督機關として組合内部に於て嚴正なる立場に於て組合業務を監督するを其の本來の職能とする。従つて監事に認められた法律上の権限は定款を以てしても之を奪ふことを得ない。法律上監事に認められた職務権限左



記の如し。(註11)

- (一) 組合の財産の状況を監査すること(法第三四條・民法第五九條第一號)。
- (二) 理事の業務執行の状況を監査すること(同第二號)。
- (三) 財産の状況又は業務の執行に付不整の處あることを發見したるときは之を總會又は主務官廳に報告すること(同第三號)。
- (四) 前號の報告を爲す爲必要あるときは總會を招集すること(同第四號)。

監事は以上の外尙一定の場合に組合事業の運行を適正妥當ならしむるが爲に特殊の権限を與へられてゐる。

即ち――

- (五) 理事缺けたる場合に總會の招集を行ふこと(法第三四條ノ二第二項)。
  - (六) 理事が法第二十三條の規定に依る組合員の總會招集の請求ありたる日より二週間内に正當の事由なくして總會招集の手續を爲さざるときは總會の招集を行ふこと(法第三四條ノ二第二項)。
  - (七) 理事組合と契約を爲し又は訴訟を爲す場合は前述の如く監事組合を代表することを要する(法第三五條)。
- 監事の職務権限は以上の通りであるが、其の執行に當つては監事多數ある場合に於ても定款に別段の規定なき限り其の性質上各自單獨に行ふべきものと解すべきである。

#### 四 權利義務

監事の選任は前述の如く理事の夫と同様であり、従つて組合と監事との間に於ける法律關係は民法の委任及準委任

なりと解すべきである。従つて監事は理事と同様法令・定款の規定に違背せざることを要するは勿論委任の本旨に隨ひ善良なる管理者の注意を以て其の職務権限を行ふことを要する。此の他監事の機關擔當者としての個人的權利義務關係は理事に付て述べたと同様である。

〔註一〕 明治三十三年五月受第二十八六號・監事ノ被選資格ニ關スル件

〔註二〕 明治三十五年九月受第九四八九號・監事ノ職務権限ニ關スル件

### 第四節 總會及總代會

#### 一 意義

總會は組合の意思を決定する組合最高の機關である。法令及定款の規定に違背せざる限り組合の事務一切に付決議を爲し得、理事と雖も其の決議に違背することを得ない(法第三二條・民法第五三條)。次に總會は理事及監事と同様組合の必要的機關であり定款の規定を以てしても之を廢することを得ないが、理事及監事と異なり常設の機關ではなからず、法定の手續に依つて招集され會議の終了と共に消滅する一時的反覆的の性質を有する組合の機關である。

#### 二 權限

總會は前述の如く組合の最高意思機關として組合の事務一切に付て意思を決定する権限を有する。殊に組合の組織及作用に關する重要事項に付ては原則として總會の決議に依るべきものである。定款の變更(法第三九條)・解散(法第六二條第一項第一號)・解散後の財産處分(法第七二條第二項)・理事・監事及清算人の選任及解任(法第二五條第二項・第二



七條・第七五條・民法第七四條)合併(法第六二條第二項)等々は其の主なるものである。

三種類

總會には通常總會と臨時總會の二がある。

(一) 通常總會——通常總會とは毎事業年度少くとも一回一定の時期に於て開くべき總會を謂ふ(法第三一條ノ三)。定款にその時期を記載するを要するが、記載なければ理事に於て任意に之を決定し招集し得るものと解する。尙通常總會の招集は理事の義務(職責)であるが、理事は通常總會に組合の財産目録・貸借対照表・事業報告書・剰餘金處分案及監事の意見書を提出して其の承認を求むることを要する(法第三一條)。尙法第三〇條・施規第一〇條及第一一條参照。

(二) 臨時總會——臨時總會とは必要に應じ臨時に開催される總會を謂ひ、(イ)理事必要と認めたるとき(法第三二條・民法第六一條第一項)。(ロ)監事が組合財産の状況又は業務の執行に付不整の虞あることを發見し之を總會に報告するの要を認めたる時(法第三四條・民法第五九條第三・四號)。(ハ)總組合員五分の一以上の同意を得て組合員が總會の招集を請求したるとき(法第二三條)等に於て開かれる總會が夫である。尙法第三四條ノ二参照。

四 招集

(一) 總會の招集権者は法律上限定せられ、理事・監事及清算人の三者に限る(法第七〇條参照)。  
 (二) 總會の招集は一定の形式を履んで之を爲すことを要する。總會の招集は總會成立の前提要件であり、之を缺くときは總會は有効に成立しない。即ち總會の招集は少なくとも五日前に其の會議の目的たる事項を示し定款に定め

たる方法に随つて之を爲すことを要する(法第三八條・民法第六二條・商法第一五六條参照)。即ち五日前に招集の手續を完了することを要する。尙同條に所謂「會議ノ目的タル事項ヲ示シ」とは總會に於て附議すべき事項の何たるかを示し豫め當該事項に付組合員の利害得失を考慮せしめ得る程度を以て足り、附議事項の内容全部に付細大洩らさず記載することを要しない。(註一) 尙總會招集の方法(通知の方法等)は豫め定款に之を規定し置くことを要するも、規定なきときは理事に於て適宜之を決定すべきものと解する。

五 決議

(一) 總會に於て議決すべき事項は招集の通知を以て豫め組合員に知らしめた事項に限られる(法第三八條・民法第六四條本文)。但し定款の規定を以て豫め通知したる以外の事項に付ても議決し得る旨を定めておけば此の限りでない(同條但書)。尤も斯かる事項は可及的急速輕微の事項に限らるべきである。

(二) 組合員は凡て總會に出席し議決を爲す権利を有するが、其の表決権は出資口數に拘らず平等であること(法第三八條・民法第六五條第一項)、組合員は代理人を以て議決権を行ひ得、此の場合には出席と看做さること(法第三七條)、組合と組合員との關係に付議決を爲す場合に於ては當該組合員は議決権を有せざること(法第三八條・民法第六五條)等に付ては既に前述した通りである。尙産業組合には民法第六五條第二項の準用なきを以て總會に出席せざる組合員の書面に依る議決権の行使は許されないと解すべきである。(註二)

(三) 産業組合の總會に於ける決議方法には普通決議と特別決議の二がある。

(イ) 普通決議——とは定款に別段の定ある場合を除き原則として出席したる組合員の議決権の過半數を以てする



決議を謂ふ（法第三六條）。即ちこの場合は所謂絶對多數の賛成あることを要し、賛否同數なるときは否決せられたるものとなる。尙普通決議に付ては特別決議と異なり法令上定足數に關する何等の制限がないが、定款の規定を以て任意に之を定むることが出来る。

(ロ) 特別決議——とは定款に別段の定ある場合を除き總組合員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以てする決議を謂ふ（法第二八條）。特別決議に依るべき場合は曩にも一言述べた様に對内的對外的に重大な意義を持つ事項に付慎重を要する場合であつて、本法上特別決議に依るを要すべき場合は、(イ)理事・監事の選任及解任（法第三八條）、(ロ)定款の變更（法第三九條第二項）、(ハ)除名（法第五二條第三項）、(ニ)解散及合併（法第六二條第二項）、産業組合聯合會への加入及脱退（第七八條第二項）等に關する場合である。尙特別決議に付ても法文の示す通り定款の規定を以て別段の定めを爲すことを得る。

(四) 總會の決議は以上の如く普通決議乃至特別決議夫々の方法に依り適法に爲されるときに始めて法律上組合の意思として決定されるに至る。即ち總組合員は勿論理事・監事と雖も之等の決議に拘束されるに至るのである。

(五) 以上の如く決議の効果は組合の意思として組合員及各機關を拘束するに至るが、組合員にして總會の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違背するとき認むるときは決議の日より一箇月内に其の決議の取消を地方長官に請求することが出来る（法第二四條）。而して右の一箇月の期間は所謂除斥期間であつて、此の期間内に右の取消請求を爲さざるときは假令招集手續又は決議の方法に關し法律上の缺陷があつても組合員は最早其の決議の効果に付異議の主張を爲すことを許されなくなる。換言すれば有効なる決議として確定するに至る。

(六) 尙總會の決議は以上の如く組合員より取消の請求ありたる場合主務官廳に依つて取消されることあるの外、更に組合員の請求なき場合に於ても組合の事業又は組合財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認め又は組合の行爲が定款若は法令に違背し其他公益を害する虞あるときは主務官廳は進んで總會の決議を取消し得る（法第六一條、尙施規第一九條參照）。而して決議の取消ありたるときは決議は當初より存在しなかつたこととなる。

六 總代会

組合員數五百名以上を有する産業組合に在つては定款に規定することに依り總會に代るべき總代会を設けることが出来る（法第三八條ノ二第一項、施規第六條第一項）。主として多數の組合員を擁する組合に於て總會招集其の他に關する手續上實際上の不利不便を軽減せんが爲に認められた便宜的規定である。即ち總代会は組合の任意的機關である。而して組合が總代会を設けんとするときは定款に總代の員數・任期及選舉に關する規定を設けることを要する（施規第六條第二項）。又總代会は前述の如く總會に代るべき機關であるから本法上總會に關する諸規定は總て總代会に準用せられる（法第三八條ノ二第二項）。但し總代会に於ては解散及合併の決議を爲すことを得ない（同條同項但書）。斯かる場合には總會の決議に依ることを要する。蓋し解散及合併は組合の存立自體に變動を來さしむべき重大事項であるからである。

〔註一〕 昭和六年十二月六日農務局第四一八八號・定款變更ニ關スル組合又ハ總代会招集通知事項ノ件  
 〔註二〕 明治四十一年三月農務局第二七三九號・書面表決ニ關スル件



## 第八章 産業組合の合併

### 第一節 總 說

産業組合の合併とは二個以上の組合が法定の手續に従ひ合して一個の組合となることを謂ふ。而して組合は事實上種々の方法に依つて本法に所謂合併と同一の効果を收めることが出来るが、本法は組合の合併を可及的簡便ならしむる爲に特に合併に関する規定を設けた。

(一) 合併の當事者は二個以上の組合である。而して各組合は其の目的・責任組織の如何を問はず法定の手續に隨ひ合併することが出来る。

(二) 組合の合併には新設合併と併呑(吸收)合併の二種がある。前者は合併當事者たる數組合が悉く解散して新一組合を設立する場合を謂ひ、後者は合併當事者たる數組合の中一組合が存続し他の組合が消滅併呑せらるる場合を謂ふ(法第六七條參照)。

(三) 合併の法律的性質は合併當事者たる組合間に於ける合併契約なる法律行爲であるが、通常の契約と異なり産業組合の設立行爲と等しく團體法的一種特別の契約と謂ふべきである。

### 第二節 合併の手續

組合の合併は前述の如く合併當事者たる組合間の契約に依つて生ずるが、合併は組合の存立及作用に重大な變動を生ぜしむるものであり従つて又對內的對外的に慎重なる手續を要する。

#### 一 合併の豫約

合併の豫約は合併の契約と異なり、合併せんとするに先立ち先づ相互に合併の條件等に付て交渉をなし、將來各組合に於ける合併の決議を條件として合併を爲すべき旨の豫約を爲すことである。但し合併の豫約は必ずしも合併の前提要件乃至必須的條件を爲すものではない。

#### 二 合併の決議

組合が合併の豫約を爲したるときは、各組合は合併契約を締結する爲に總會を開き特別決議の方法に依り合併の決議をなすことを要する(法第六二條第二項・第二八條)。

(一) 但し無限責任組合が合併せんとするとき又は保證責任組合若は有限責任組合が合併に依つて組織變更と同一の結果を生ずべきときには其の合併に付總組合員の同意を要する(法第六二條第二項但書)。蓋し斯の種の合併は組合員の利害に関する所多大であるからである。

(二) 合併の決議は曩に述べた合併の豫約に基いて爲さるべきであるが、必ずしも之に拘束せられない。従つて豫約の内容が合併の決議に依つて否決されたるときは合併の決議は不成立となり、合併契約は締結不可能とならざるを得ない。尙合併の決議に於ては新設又は存続すべき組合の定款の内容・組合員たるべき條件等に付て決定を爲すべきである。



三 財産目録及貸借対照表の作成並に組合債権者に對する公示催告手續

合併決議を爲したる組合は其の決議の日より二週間内に財産目録及貸借対照表を作成し且つ其の期間内に組合債権者に對し少なくとも二箇月を下らざる一定の期間を指定して其の期間内に異議あらば之を述べべき旨を定款の定むる方法に従つて公告し又知れたる債権者に對しては各別に之を催告することを要する（法第六四條・第四〇條）。而して此の場合債権者が前述の期間内に異議を述べざる時は合併を承認したるものと看做されるが、之に反し異議を述べたるときは組合は之に辨済を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば合併契約を有効に締結することを得ない（法第六四條・第四一條）。

四 合併契約

合併せんとする組合上述の合併決議を終了し且合併に必要な各法定の手續（前述）を終了したるときは合併契約を締結することを要する。而して所謂新設合併の場合に於ては定款の作成その他組合設立に關する行爲は各組合に於て總會の特別決議に依り選任したる者（所謂合併委員）が共同して之を爲すことを要する（法第六三條ノ二・第二八條）。尙合併契約は上述の方法に依らずして合併に必要な凡ての手續の完了を條件として停止條件付合併契約を締結することも可能である。

五 合併の認可

組合の合併は合併契約成立するも地方長官の認可を受くるに非ざれば其の効力を生じない（法第六五條）。而して合併の認可申請は合併當事者たる各組合又は新設合併の場合に於ては所謂合併委員に於て之を爲すことを要する。尙合

併の認可申請書に添附すべき書類等に關しては施規第十五條参照。又特殊の組合の合併認可に關し施規第十九條ノ二第三項参照。

六 登記

組合が合併を爲したるときは各事務所の所在地に於て（イ）合併後存続する組合に付ては變更登記を爲し、（ロ）合併に因り消滅したる組合に付ては解散登記を爲し、（ハ）合併に因り新に設立したる組合に付ては設立登記を爲すことを要する（法第六六條）。

第三節 合併の效果

組合は合併に因り（イ）新設合併の場合には凡ての組合が消滅して新に組合が設立せられ、（ロ）併呑合併の場合には存続すべき組合に變動を生じ他の組合は之に吸収せられることに因り消滅する。

（一） 合併後存続する組合又は合併に因り新に設立せられる組合は合併に因り消滅する組合の權利義務を包括的に承継する（法第六七條）。従つて此の場合合併に因り消滅する組合の權利義務は個々の移轉せられざることは勿論清算手續に依つて處分せらるゝことを要しなく。

（二） 合併當事者たる組合の組合員は合併に因り當然に存続組合又は新設組合の組合員となる。従つて此の場合組合員は合併契約の内容及存続組合又は新設組合の定款の定むるところに依り夫々權利を得義務を負ふに至る。尙合併に因り組合が消滅する場合組合員に對する持分の拂戻を伴はないことは謂ふまでもない（法第四五條参照）。



## 第九章 産業組合の解散

### 第一節 總 說

産業組合の解散とは組合なる法人の組織が解體し恰も自然人に於ける死亡の如く其の存在を失ふに至るべき過程に入ることを謂ふ。即ち組合は之に因て其の本來の能力を喪失し社會的作用（活動）を停止するに至る。但し組合は其の解散前對外的に第三者その他と種々の取引を行ひ又内部的に組合員との間に種々の法律的關係を有するを以て、法は解散に因て直ちに組合の消滅を來さしめることなく、從來の對内的對外的法律關係を處理せしめるが爲に一定の範圍内で組合の存立を認むると共に法律關係の處理に必要な一定の手續を規定した。これ後に述べる組合の清算手續である。此の意味に於て組合の解散は組合消滅の原因と謂ふことが出来る。尙解散したる組合の繼續に付ては第六章第二節第二款参照。

### 第二節 解散の事由

産業組合の解散の事由には之を大別して組合員の意思に因るものと組合員の意思に因らざるものとの二がある。

一 組合員の意思に因る解散

- (一) 定款に定めたる事由の發生（法第六二條第一項第一號）——例へば定款に定めたる存立時期の満了の如し（法第九條第一項第一二號、施規第一四條ノ三参照）。
  - (二) 總會の決議（法第六二條第一項第二號）——組合は何時にても任意に總會の特別決議に依り解散を爲し得る（法第六二條第二項・第二八條）。但し總會の決議に因る解散は地方長官の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず（法第六五條）、又總代會に於ては解散の決議を爲し得ない（法第三八條ノ二第二項但書）。蓋し組合の解散決議は組合自體の存立に影響を及ぼす重要事項であるからである。尙施規第一四條ノ四参照。
  - (三) 合併（法第六二條第一項第三號）——組合の合併に因る解散に付ては前述したが、此の場合解散したる組合は清算手續を経ないで直ちに消滅する（法第六六條参照）。
- 二 組合員の意思に因らざる解散
- (一) 組合員が七人未滿に減じたるとき（法第六二條第一項第四號）——法第七條、商法第二二一條第三號、民法第六八條第二項第二號参照。尙施規第一四條ノ三参照。
  - (二) 組合の破産（法第六二條第一項第五號）——法第六九條・民法第七〇條参照。
  - (三) 主務官廳の解散命令（法第六一條）（註）。

### 第三節 解散の效果

組合の解散は前述の如く組合の絶對的消滅に非ずして、法人格を喪失するに至るべき過程に入ること謂ふ。即ち



組合は合併に因る解散の場合を除く外一般に清算手續に依つて組合の法律關係に付對内的對外的に處理することを要する。

(一) 解散したる組合は清算の目的の範圍内に於ては其の清算の終了に至る迄尙存続するものと看做され(法第七五條・民法第七三條)、現務の終了・債權債務の整理・残余財産の分配その他に付所謂清算法人としての能力を有するに至る。尙組合の清算手續の詳細に付ては次章に於て之を説明する。

(二) 組合解散したるときは前述の如く一般的に清算法人として存続し清算手續を爲すことを要するが、但し

(イ) 合併に因る解散に於ては前述の如く解散したる組合の權利義務は凡て合併後存続する組合又は新設組合に包括的に承継されるを以て、此の場合は清算手續を要せず直ちに組合の消滅を來す(法第六六條參照)。

(ロ) 組合は前述の如く定款に定めたる存立時期の満了に因り解散したる場合は存立時期満了の日より一箇年内に組合員三分の二以上の同意を得て地方長官に組合繼續の認可申請を爲し組合を繼續することが出来る(法第六二條ノ二)。又破産の宣告に因つて解散したる場合に於ても強制和議の可決又は破産廢止の決定ありたる場合は總會の特別決議に依り地方長官の認可を得て組合の繼續を爲すことを得る(破産法第三一一條・第三四八條參照)。

(三) 産業組合解散したるときは合併及破産の場合を除くの外各事務所の所在地に於て解散の登記を爲すことを要する(法第六三條)。合併及破産の場合に於ける登記に付ては法第六六條及破産法第一一九條參照。

〔註〕 明治三十五年六月受第五一四三號・産業組合解散命令ニ對スル訴訟ノ件

## 第十章 産業組合の清算

### 第一節 總 說

産業組合の清算とは、産業組合が合併及破産以外の事由に因つて解散したる場合對内的・對外的に各種の法律關係を清算し残余財産の分配を爲す等所謂殘務の處理を爲す諸手續を謂ふ。前述の如く産業組合の合併の場合には合併される組合又は合併に依り消滅する組合の權利義務は凡て合併後存続する組合又は新設組合に包括的に承継されるから清算手續を要せざること勿論であり、又組合の破産の場合に於ては直ちに破産法に依る破産手續に依つて處理されることとなるを以て此の場合も亦清算手續を必要としない。

組合は解散後も清算の目的の範圍内に於ては尙存続するものと看做される(法第七五條・民法第七三條)。蓋し清算は現實的に組合の對内的對外的法律關係を消滅せしめる手續なるを以て既に本來の事業活動を爲すの能力を缺くも、清算の目的の範圍に於ては尙一定の權利能力或は行爲能力を認めざるを得ないからである。

(一) 組合の機關たる理事・監事及總會(總代會)は組合解散後と雖も清算の目的の範圍に於ては尙存続する。但し理事は定款に別段の定りのなき限り又は總會に於て他人を選任せざる限り原則として當然清算人となる(法第七五條・民法第七四條)。



(三) 清算中に於ては組合員の加入・脱退・持分の譲渡・組織の変更・合併・定款の変更等々一般に組合の事業活動を前提とする諸事項は之を認むる餘地がない。

## 第二節 清算人

### 一 意義

清算人とは産業組合が解散したる場合組合財産の處理その他専ら清算事務を遂行する爲に存する組合の機關を謂ふ。従つて其の職務権限は専ら清算事務に限定せられ、其の職務の範圍内に於ては理事と同一の權利義務を有する(法第七〇條)。即ち清算人は清算の目的の範圍内に於ては組合の代表機關であり執行機關であり、又清算法人たる産業組合に於て必ず之を必要とせられる機關である。

### 二 選任及解任

清算人は其の選任の方法乃至就任の形態に依つて各種のものに區別することが出来る。

(一) 理事清算人となる場合——産業組合が解散したるときは破産の場合を除く外原則として理事清算人となる(法第七五條・民法第七四條)。蓋し組合の財産狀況其他に付いて最も精通せるものは解散前の業務執行機關たる組合の理事に外ならないからである。通常斯かる清算人を法定清算人と稱する。次に斯かる清算人の解任は理事解任の方法(法第二八條參照)と同一の方法に依り之を爲すべきである。

(二) 定款の規定に依る清算人——組合は組合解散の場合清算人たるべき者或は其の選任方法を豫め定款の規定に依

り定め置くことが出来る(法第七五條・民法第七四條但書)。而して此の種清算人は定款の規定に基き就任したる者であるから其の解任も單なる總會の特別決議のみを以ては不可能と謂ふべく、先づ定款變更の手續を要すると解すべきである。

(三) 總會(總代会)の選任に依る清算人——定款に別段の定なく又理事清算人となるに不適當なる事情等あるときは組合は理事の選任と同一の手續に依つて(法第二八條參照)自由に清算人を選任することが出来る(法第七五條・民法第七四條但書)。此の場合に於ては清算人の解任も其の選任の場合と同様總會の決議に依つて何時でも之を解任し得ると解すべきである(商法第二二八條第一項參照)。

(四) 地方長官の選任に依る清算人——以上述べた三つの場合に於て尙清算人たる者なきとき例へば理事の曠缺せる爲清算人たる者なきとき、總會を招集して清算人を選任すべき暇なきとき又は清算人の缺けてゐる爲損害を生ずる虞あるとき等に於ては地方長官は其の職權に基き清算人を選任することが出来る(法第七三條ノ二・第一〇五條・非訟法第一三八條ノ三・第一二九條ノ三)。而して此の種清算人は組合の選任にかゝるものに非ざるを以て任意に總會の決議を以て解任し得ないことは勿論である。(註)

清算人の種類は以上の通りであるが、尙地方長官は重要な事由あるときは之等の清算人を解任し(法第七三條ノ三)或は清算事務に付組合の行爲が定款又は法令に違背し其他公益を害するの虞あるときは清算人の改選を命ずることが出来る(法第六一條)。

次に清算人の選任に關しては一般的に左記の如き制限が存する。之等の規定に違背したる選任は當然無効であり又



清算人が之等の制限に該當するに至つたときは當然に退任する(法第一〇五條・非訟法第一三八條・尙同第一三八條ノ二參照)

(イ) 未成年者(民法第三條以下)

(ロ) 禁治産者及準禁治産者(民法第七條及第一一條)

(ハ) 剝奪公権者及停止公権者(刑法施行法第三四條・第三六條參照)

(ニ) 裁判所(地方長官)に於て解任せられたる清算人

(ホ) 破産者

### 三 登記

清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て其の氏名及住所を登記することを要する(法第七四條)

[註] 一、大正十四年十月農第一六四七八號・産業組合理事又ハ清算人選任ニ關スル件

二、昭和九年四月十一日九更部第四一八號・産業組合ニ於テ監事力招集セル總會ノ決議ノ範圍並ニ官選清算人ノ解任手續ニ關スル件

### 第三節 清算 手續

清算人は法律の定むる一定の手續に従ひ清算事務を遂行することを要し、清算手續に關する限り裁判上及裁判外に於て一切の行爲を爲し得る(法第七五條・民法第七八條第二項)。清算人が其の職務の範圍内に於て理事と同一の權利義務を有することは前述した通りである。

#### 一 清算前の職務

(一) 清算人選任の登記——清算人選任されるときは各事務所の所在地に於て其の氏名及住所を登記することを要し、理事當然清算人となる場合を除き清算人は二週間に地方長官に届出づることを要する(法第七四條・施規第一七條ノ二)。

(二) 財産目録及貸借對照の作成——清算人は就職後遅滞なく組合財産の現況を調査し財産目録及貸借對照表を作り之を總會に提出して其の承認を求むることを要する(法第七一條・施規第一七條ノ三)。

#### 二 清算中の職務

(一) 現務の結了——清算人は解散當時に於て尙未だ結了してゐない諸種の組合事務を終了し其の他殘務の處理を爲すことを要する(法第七五條・民法第七八條第一項第一號)。而して此の目的の範圍内に於ては新に第三者その他と法律行爲を締結することも許容さるべきである。

(二) 債權の取立——清算人は組合員・第三者に對する一切の債權を取立つることを要する(法第七五條・民法第七八條第一項第二號)。尙此の場合辨濟期に達せざる債權や條件附債權等は即時に取立て得ざるを以て(商法第九二條參照)若し清算に必要なれば讓渡其の他の換價處分に依つて之を爲すべきものと解すべきであらう。

(三) 債務の辨濟——清算人は組合員・第三者に對する一切の債務に付辨濟を爲すことを要する。(法第七五條・民法第七八條第一項第二號)。而して法は組合債權者に對する公平なる處置及手續の迅速を慮り左記の如き手續を規定した。



(イ) 除斥廣告及催告——清算人は其の就職の日より二箇月内に少なくとも三回の公告を以て債権者に對し一定の期間内に其の請求の申立を爲すべき旨を催告することを要する（法第七五條・民法第七九條第一項本文）。但し上述の一定の期間は少なくとも二ヶ月以上たることを要する（同條同項但書）。又清算人は上述の公告を爲すに際し債権者が上述の一定の期間内に申出を爲さざるときは其の債権は清算より除斥せらるべき旨を附記することを要する（同條第二項本文）。但し知れたる債権者は之を除斥することを得ず（同項但書）、且之等の知れたる債権者には各別に其の申出を催告することを要する（同條第三項）。但しその催告は一回を以て足り又上述の所謂除斥期間の適用がない。尙清算人は上述の一定期間内には債権の申立あるも之に對し辨済を爲すことを得ず必ず右期間の終了を俟つて之を爲すことを要する（法第九三條ノ二第六號參照）。

(ロ) 債権者の除斥——清算人除斥公告を爲すも其の指定したる期間内に申出を爲さざる債権者は之を除斥し、知れたる債権者及申出爲したる債権者に對してのみ辨済をなすことを要する。但し斯くして除斥せられたる債権者も組合が債務を完済したる後未だ歸屬權利者に引渡さざる財産があれば之に對して尙請求權を有する（法第七五條・民法第八〇條）尙知れたる債権者が除斥し得られないことに付ては前述した。

(四) 殘餘財産の引渡——清算人前述の手續に従ひ組合の債務を辨済し又は辨済に必要な金額を供託したる後尙殘餘財産あるときは豫め定款に定めたる持分の割合に應じて之を組合員に分配することが出来る（法第七五條・民法第七八條第一項第四號、第七二條・第九三條ノ二第四號）。

(五) 破産の申請——清算中に組合の財産が其の債務を完済するに不足なること分明なるに至つたときは清算人は直

ちに清算手續を中止し、破産宣告の請求を爲し且其の旨を公告することを要する（法第七五條・民法第八一條第一項）。而して清算人は破産管財人に其の事務を引渡したるときは其の任を終了することとなる（同條第二項）。又清算手續は右の破産宣告に因り當然廢止され、爾後破産法に依る破産手續に依つて處理されることとなる。尙右の如くして破産手續開始されるときは破産管財人は既に債権者に支拂ひ又は歸屬權利者に引渡したるものを取戻すことが出来る（同條第三項）。

### 三 清算後の職務

(一) 決算報告書の作成——清算事務を終了したるときは清算人は遲滞なく決算報告書を作成し之を總會に提出して其の承認を求むることを要する（法第七三條）。

(二) 清算終了の登記——清算終了したるときは各事務所の所在地に於て其の登記を爲すを要する（法第七四條ノ二、施規第一七條ノ四）。

## 第十一章 産業組合の登記

### 第一節 總 說

登記とは一定の事項を汎く社會に公示する爲之を公開の公簿（登記簿）に記載することを謂ひ、權利の保護・取引の安全を圖る上に於て重要な機能を果す制度である。而して産業組合の登記も一般法人の登記と等しく産業組合の



設立・組織・内容・變動・消滅等及之等に附随する各種の法律關係・事實關係を一般に明示し以て取引上第三者を保護すると共に又組合自體の保護を圖らんとするに在る。

(一) 登記は一般に當事者の申請に基いて爲さるゝを原則とするが、産業組合に於ては組合は單に登記事項及其の變更事項を地方長官に届出づるを以て足り(法第一六條ノ二乃至六)、登記は地方長官の登記所に對する囑託に依つて爲される(法第一六條ノ三第二項)。このことは他の法人登記に於て見られざる一大特徴であつて之を囑託登記主義と稱する。

(二) 登記は前述の如く産業組合の設立・變動・消滅その他に關する諸種の事項を社會一般に公示する爲の制度であるが、之等各事項の効力發生の要件を爲すものではなく、他の一般登記に於けると等しく單に第三者に對する對抗要件に過ぎない。即ち登記事項に關しては登記なくしては之を以て第三者に對抗することを得ない(法第一四條第二項・第一六條、民法第四五條第二項)。

(三) 登記の囑託は書面を以て爲すことを要し(法第九八條第一項)、登記したる事項は裁判所遲滞なく之を公告することを要する(法第一〇四條)。尙登記囑託書の記載事項・添附書類・登記簿の設置・公告の方法・登記の取扱其他の事項に付ては施規第九條ノ四・第九條ノ六、法第九十七條乃至第百五條參照。

(四) 産業組合の登記管轄所は其の事務所所在地の區裁判所又は其の出張所である(法第九六條・第九七條、尙法第一〇五條・非訟法第一五五條)。尙明治三十三年七月司法省令第二十四號「産業組合ニ關スル登記事務取扱所ノ件」參照。

(五) 産業組合の登記に關して特に注意すべきことは組合原簿の制度である。組合原簿とは組合の出資總口數・拂込

濟出資總額及組合員の氏名・住所・保證金額等を記載したるものを謂ひ(法第一六條ノ五第一項)、登記所の受理したる組合原簿は登記簿の一部と看做され其の記載は登記と同一の効力を有する(法第一六條ノ五第一項・第二項)。組合原簿の様式・取扱方法等に付ては明治四十二年司法省令第十七號・産業組合登記取扱手續參照。又組合原簿の届出様式・添附書類等に付ては施規第九條ノ四乃至六參照。

## 第二節 登記の種類

### 第一款 設立登記

産業組合は設立許可後第一回の出資拂込を完了したるときは各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すことを要する(法第一三條)。即ち組合は出資第一回の拂込を完了したるときは二週間内に其の旨を地方長官に届出で同時に組合原簿を提出することを要する(法第一六條ノ二第一項)。而して右の届出及組合原簿の提出ありたるときは地方長官は遲滞なく各事務所所在地の登記所に設立の登記を囑託し且主たる事務所所在地の登記所に組合原簿(法第一六條ノ五)を送付することを要する(同條第二項)。尙組合は其の主たる事務所所在地に於て設立の登記を爲すに非れば之を以て他人に對抗することを得ない(法第一六條、民法第四五條第二項)。

次に、登記すべき事項は(イ)目的 (ロ)名稱 (ハ)組織 (ニ)區域 (ホ)事務所 (ヘ)出資一口の金額及其の拂込の方法 (ト)存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の其の時期又は事由 (チ)設立許可の年月日(リ)理事及監事の氏名及住所である(法第一四條第一項)。



### 第二款 變更登記

前款に掲げた登記事項中に變更を生じたるときは之を登記することを要し、登記なくしては其の變更を以て第三者に對抗することが出来ない（法第一四條第二項）。即ち組合は登記事項中に變更を生じたときは二週間内に變更登記を爲すべき事項を地方長官に届出づることを要し、又地方長官は右の届出あつたときは遅滞なく各事務所所在地の登記所に登記の囑託を爲すことを要する（法第一六條ノ三第一項本文及第二項本文）。但し此の場合變更登記を爲すべき事項が地方長官の認可其の他の處分に依つて生じたものなるときは組合は届出を要せず地方長官より直接登記所に對し登記の囑託を爲すべきである（同條但書）。

以上は産業組合の變更登記に關する原則的の手續であるが、法は變更登記の各場合に付夫々特殊の手續を規定してゐる。

(一) 組合が主たる事務所を移轉し又は組織を變更したるときは其の旨を届出づると同時に組合原簿を地方長官に提出することを要する。但し同一の登記所の管轄区域内に於て事務所を移轉したるときは組合原簿の提出を要しない（法第一六條ノ四第一項・法第一六條、民法第四八條）。而して地方長官右の書類を受理したるときは主たる事務所所在地の登記所に變更の登記を囑託し同時に組合原簿を提出することを要する（同條第二項、尙法第一六條・民法第四五條第三項參照）。

(二) 登記所の受理したる組合原簿は前述の如く登記簿の一部と看做され其の記載は登記と同一の効力を有するが

(法第一六條ノ五第二項)、組合原簿の記載事項中に變更を生じたるときは登記變更の場合と同様の手續に依り其の變更手續を爲すことを要する（法第一六條ノ六・第一六條ノ五第二項第三項）。

(イ) 組合員の加入の場合に於ては無限責任組合に在つては加入者の氏名及住所を、保證責任組合に在つては加入者の氏名・住所及保證金額を記載したる原簿を加入の日より二週間内に地方長官に提出し地方長官は遅滞なく之を主たる事務所所在地の登記所に送付することを要する（第一六條ノ六第二項、法規第一二條ノ四）。

(ロ) 組合原簿記載事項の變更の届出又は組合原簿の提出は前述の如く變更ありたるときより二週間内に爲すを原則とするが、法は組合事務の繁雜を避くる爲其の事業年度の終より二週間内に爲し得ることを認めたる（法第一六條ノ六第三項）。但し組合員の脱退又は保證金額の減少に付ては總組合員の同意を以て定款に之を規定したる場合に限られる（同條第三項但書）。

(三) 行政区劃又は土地の名稱の變更ありたるときは登記簿の記載は變更せられたるものと看做される。但し其の記載を更正することは勿論妨げない（法第一五條）。

### 第三款 解散登記

組合解散したるときは合併及破産の場合を除く外各事務所の所在地に於いて解散の登記を爲すことを要する（法第六三條第一項）。此の場合登記手續は前述變更登記の場合と同様であり又登記前に在つては之を以て第三者に對抗し得ざることと同様である（法第六三條第二項）。尙總會の決議に因る解散及法第六十一條の行政處分に因る解散の場合に



在つては登記の事由が何れも地方長官の認可乃至處分に因つて生ずるものなるを以て此等の場合には地方長官に對する届出を必要としない（法第六五條・第一六條ノ三第一項但書）。左に産業組合の消滅に關する各種の登記關係に付概説すれば――

- (一) 總會の決議に因る解散及法第六十一條の行政處分に因る解散の場合に於ては、登記の事由が地方長官の認可乃至處分に因つて生ずるを以て之等の場合には前述の如く地方長官に對する届出を要しない（法第六五條・第一六條ノ三第一項但書）。
- (二) 合併に因り消滅したる組合は法第六十六條の規定に依り各事務所の所在地に於て解散の登記を爲すことを要するが、此の場合は法第十四條第二項の規定の準用なきを以て其の登記を俟たずして第三者に對抗し得るものと解すべきである（法第六六條第二項）。
- (三) 組合破産したるときは破産宣告後遲滞なく裁判所は職權を以て破産の登記を各事務所所在地の登記所に囑託することを要する（破産法第一一九條）。
- (四) 組合解散し清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て清算人の氏名及住所を登記することを要する（法第七四條第一項）。此の場合にも法第十四條第二項及第十六條ノ三の規定が準用されてゐる（同條第二項）。
- (五) 清算終了したるときは各事務所の所在地に於て清算終了の登記を爲すことを要する（法第七四條ノ二第一項）。尙此の場合の登記手續に關し法第十六條ノ三の規定が準用されてゐることは一般の場合と同様であるが（同條第二項）、唯清算人選任の場合と異なり法第十四條第二項の規定の準用なきを以て此の場合は前述合併に因る解散の場合と同

様登記なくも之を以て第三者に對抗し得るものと解すべきである。

## 第十二章 産業組合の監督

### 第一節 總 說

産業組合は上來述べ來つた様に中小乃至無産者の相互扶助的團體として又公益的・非營利的團體として法令の許容する範圍に於て各種の公益的・社會的活動を爲すものである。又其の目的は組合員の産業上及經濟上の發達を企圖するものであるが、其の行ふ經濟的・社會的活動は汎く社會一般と交渉を有し従つて又之に對して及ぼす影響も決して尠なくない。而して斯様な社會的機能を有する産業組合に對し國家が諸種の便益を與へ保護助長の態度を以て臨んでゐることに付ては既に緒論第四章に於て述べた通りであるが、一面其の活動の公益性・社會性の點よりして又國家は之に對して嚴重なる監督權を有してゐる。産業組合の設立に關し所謂許可主義が採られてゐることに付ては既に前述した。

産業組合の監督は之を行政監督と司法監督に區別することが出来る。之は大凡監督機關の種類に依る區別であるが、唯一般法人に於ては解散及清算は大體裁判所の監督に屬するに反し（民法第八二條・第七五條・第七六條、商法第八九條・第九六條第二項參照）、産業組合に於ては破産の場合を除くの外清算人の選任・解任等は行政官廳の監督に屬してゐることを注意すべきである（法第七三條ノ二及三）。



### 第二節 行政監督

#### 一 監督事項

行政官廳（主務大臣・地方長官・北海道支廳長）が産業組合の設立・定款の変更・業務の執行・合併・解散・消滅等に關して行ふ行政監督には、（イ）組合の業務に關聯して監督上必要な命令又は處分を爲す場合（所謂監視作用）、（ロ）組合に違法乃至不當なる行爲あるとき之を矯正する爲一定の命令又は處分を爲す場合（所謂矯正作用）、（ハ）組合の設立・定款の変更・合併・解散等に關聯して許可又は認可制度を採用し之等の行政行爲を行政官廳の自由裁量に任せたること（所謂豫防作用）等々を擧げ得るが、産業組合の行政監督に屬する事項は組合法上非常に多數に上つてゐる。今之等の事項に付いて詳述することを避けるが、その主なるものを擧げると――

- （イ）産業組合の設立許可（法第八條）、（ロ）定款の変更認可（法第三九條第三項）、（ハ）理事又は清算人をして組合の事業・財産又は清算事務に關する報告を爲さしめ組合の事業・財産又は清算事務の狀況を檢査し其他監督上必要な命令又は處分を爲すこと（法第六〇條第一項）、（ニ）組合清算の場合に於て必要と認むるとき組合に對し財産の供託を命ずること（同條第二項）、（ホ）假理事の選任（法第六〇條第二項）、（ヘ）決議の取消（法第六一條・第二四條）、（ト）理事・監事若しは清算人の改選、組合の事業の停止又は組合の解散（法第六一條）、（チ）組合の繼續（法第六二條第二項）、（リ）解散又は合併の認可（法第五條）、（ヌ）清算人の選任及解任（法第七三條第二及三）、（ル）届出及書類の添附（法第一六條第二・第一六條ノ四、施規第九條ノ五及六その他）等々である。

#### 二 監督機關

産業組合に對する行政上の監督機關は前述の如く主務大臣・地方長官及北海道支廳長である（法第五九條、施規第二〇條参照）。

- （一）主務大臣――（イ）主務大臣とは一般的に農林大臣であるが、大正六年勅令第二百號『産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件』の規定する各種の事業に付ては農林大臣・大藏大臣協議して監督を行ふ。（ロ）區域が道府縣の區域を越ゆる産業組合は原則として主務大臣の監督に屬するが（法第六條ノ三第一項）、其の職權の一部は昭和七年農林省令第三十三號『産業組合法第六條ノ三ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部委任ニ關スル件』に依り地方長官に委任せられてゐる（法第六條ノ三第二項）。（ハ）尙主務大臣の監督權に關しては法第六〇條・第六一條・法第七九條第二項・第八一條・第八六條第二項・第八七條第三項、施規第一九條・第一九條ノ二・第二〇條参照。
- （二）地方長官――（イ）産業組合及同聯合會にして其の區域が道府縣の區域を越えざるものは凡そ地方長官の專屬的監督に屬する（法第六條ノ三第一項）。（ロ）區域が道府縣の區域を越ゆる組合又は聯合會に關しては前述の如く昭和七年農林省令第三十三號に依り主務大臣の職權の一部が地方長官に委任せられてゐる（法第六條ノ三・第八一條、施規第一八條）。

- （三）北海道支廳長――産業組合法第五九條及第六〇條の規定に依り北海道支廳長も亦産業組合及同聯合會に對して監督權を有する（法第五九條・第六〇條、施規第一八條）。



### 第三節 司法監督

産業組合及同聯合會に對して裁判所の行ふ司法監督の主なるものは破産の宣告（法第六九條、民法第七〇條、法第八一條・第九二條）及登記である。行政監督の如く積極的に組合に一定の行爲を命令し若は監督上必要な検査その他の處分を爲す等のことはないが、第三者に對する關係に於て取引の安全を圖り又破産の場合に於て組合財産の適正なる處分を圖ることは一種の監督方法たるを失はない。

## 第十三章 産業組合の罰則

産業組合が社會的・國家的見地よりして種々の監督を國家より受けてゐることは前述した通りであるが、産業組合の活動が法令及定款の規定に従ひ適法且公正に運営せられるが爲には結局組合の機關たる理事・監事・總會・清算人等に於て之等の法令乃至定款の規定に違背せざることを要するは勿論である。即ち國家は斯かる見地よりして曩に述べたる行政監督及司法監督を爲すの外茲に之等の者に對する罰則を設け以て組合事業の適法公正なる運営を確保せんとしてゐる（法第九三條乃至第九四條）。以下産業組合の罰則に付概説する。

#### 一 處罰の種類

組合の理事・監事・清算人等に對する處罰には刑罰と行政罰（過料）の二種がある。刑罰は總て刑事訴訟法に従ひ刑

事裁判所に依つて科せられるが、行政罰は非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定に従ひ民事裁判所に依つて科せられる（法第九四條）。

#### 二 刑罰

(イ) 組合の理事又は監事何等の名儀を以てするを問はず組合の事業の範圍外に於て貸付若は手形の割引を爲し又は投機取引の爲に組合財産を處分したるときは一年以下の懲役若は禁錮又は千圓以下の罰金に處せられる（法第九三條第一項）。「組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ」とは、例へば所謂員外貸付とか員外者に對する手形割引とか又は購買・販賣・利用の各事業を目的とする組合が資金の貸付或は手形の割引を爲す等組合本來の目的乃至事業の範圍を逸脱する行爲を謂ふ。

(ロ) 法第九三條の規定する行爲は之に因つて組合又は第三者に損害を及ぼしたると否とを問はない。唯斯かる行爲自體に對して刑罰が科せられる。

(ハ) 本條の規定は理事又は監事に對してのみ適用せられ清算人に對しては適用せられない。蓋し清算法人の事務は清算の目的の範圍内にのみ限られてをるからである。

(ニ) 尙本條の規定する各種の犯罪行爲は刑法に正條ある場合には其の適用を受くべく本條の適用が排除される（法第九三條第二項）。例へば組合の理事が自己又は第三者の利益を圖る爲員外貸付を爲し因て組合に損害を加へたるときは刑法第二百四十七條の背任罪に該當し本條の適用を見ないであらう（例刑法第二五二條乃至第二五五條參照）。

#### 三 過料



組合の理事・監事又は清算人の行爲が法第九十三條ノ二の規定する各種の場合に該當するときは五圓以上三百圓以下の過料に處せられる。孰れも産業組合の適法妥當なる運営並に其の監督を確保する爲組合上認められた各種の義務又は職責に違背する行爲である。

四 組合外の者に對する罰則

以上は孰れも組合の理事・監事又は清算人に對する罰則であるが、本法は法第四條第二項及第八十三條第二項の規定と照應して産業組合・産業組合聯合會又は産業組合中央會に非ざる團體にして其の名稱中に産業組合・産業組合聯合會又は産業組合中央會たることを示すべき文字を使用したる者に對して十圓以上百圓以下の過料に處するものとした（法第九三條ノ三・第八一條）。尙産業組合の機關に非ざる者が組合との取引關係その他に於て組合に對し犯罪行爲を爲した場合刑法の各正條に依つて處罰せらるゝことあるは謂ふまでもない。

## 第十四章 産業組合の聯合組織

### 第一節 總 說

#### 一章 義

産業組合は上來述べ來つた様に一定の地域を基礎とし組合員の人的結合力に依つて其の産業上及經濟上の發達を企圖することを目的とする團體である。又其の行ふ具體的事業も凡て組合員の共同力に依つて資本主義的經濟組織の賣

すべき諸種の弊害を防止すると共に又之に依つて積極的に組合員全般の經濟的發展を促進せんことを目的としてゐる。而して斯くの如く産業組合の活動が其の構成員たる組合員の緊密なる人的結合力に基礎を置いてゐると謂ふことは同時に組合の區域が地理的・經濟的條件を同じくし又社會的環境を等しくするところの一定の地域を基礎とし或は基礎とすべきであることを意味する。現行法上信用組合の區域が原則として市町村の區域に限られ（法第九條第二項）、又各種の組合が實際上市町村を其の區域としてゐることに付ては前述した通りである。組合の活動が組合員の相互認識・人的結合力の如何に依つて左右されることは謂ふまでもない。

然し乍ら茲に組合の活動を組合運動乃至組合組織全體として觀察し資本主義的經濟組織乃至機構に對抗し或は之を克服せんとするところの一の機構として見るときは、市町村の區域を基礎とせる個々の組合が其の組織に於て又活動に於て如何に充實せるとしても殆んど問題とするに足りないであらう。茲に個々の組合の實力を糾合し組織化し以て更に大なる實力を構成するの必要が痛感される。のみならず事業の性質に依つては經營的見地からして個々の組合の實力に依つては到底不可能であるのみならず、聯合組織に依つてのみ初めて經費の節減 能率の發揮を企圖し得るものが存する。組合法發布以來經濟情勢の變化に伴ひ組合運動の進展途上に於て聯合組織の認めらるゝに至つたのは斯かる理論的・實際的必然の理由に基くものである。

#### 二 沿革

産業組合法上聯合組織の初めて認められたのは明治四十二年法律第二十七號に依る（同法律第九章第七六條乃至九二條）。即ち同法律に依つて初めて産業組合聯合會及産業組合中央會の二聯合組織が認められ今日に至つてゐる。但し其



の組織・名稱・其の他の點に於て當時の規定が現行法と異なるものあるは勿論であるが、其の詳細に付ては他の機會に譲る。

### 三 種類

現行産業組合法上認められてゐる聯合組織は前述の如く産業組合聯合會及産業組合中央會の二であるが、産業組合の聯合組織は其の區域の全國的なるや否やに依つて之を全國的組織及地方的組織の二に區別することが出来る。近時産業組合運動の著しき發展に伴ひ幾多の全國的産業組合聯合會が組織されるに至つたことは周知の通りであるが、産業組合中央會を除き特別法人として特に單行法を以つて認めらるるに至つた全國的聯合組織に産業組合中央金庫及産業組合監査聯合會がある。夫々獨自の目的と機能を有してゐるが、本購に於ては單に概説するに止めておく。

## 第二節 産業組合聯合會

### 一 總説

産業組合聯合會制度の意義に付ては前述した通りであるが、法は特に産業組合聯合會の法律的性質・名稱・目的・組織・區域その他に付種々規定してゐる。斯くの如く産業組合聯合會は産業組合と等しく産業組合法なる特別法に依つて認められた特別の法人であるが、其の活動の組織及作用は産業組合の夫と殆んど原理を同じくするものであるから、産業組合聯合會には産業組合に關する各種の規定が殆んど準用されてゐる（法第八一條）。従つて茲には大凡産業組合聯合會に特異なる點のみに付て説くこととする。

### 二 性質

産業組合聯合會は産業組合又は産業組合聯合會を以て構成されるところの社團法人である（法第七七條第一項・第七六條第二項本文）。其の本質が非營利・公益的法人であることは産業組合に付て述べたと同様である。

### 三 種類

産業組合聯合會は其の目的とする事業の種類に依つて信用組合聯合會・販賣組合聯合會・購買組合聯合會及利用組合聯合會の四種に區別される（法第七六條第一項）。但し産業組合の場合と同様之等の各事業にも兼營を爲し得ることは勿論である。

### 四 構成

産業組合聯合會は産業組合又は産業組合聯合會を以て構成される（法第七六條第二項本文）。但し信用組合聯合會は同種の事業を行ふ聯合會を以て之を構成することを得ず又販賣組合聯合會は同種の事業を行はざる産業組合又は産業組合聯合會を以て之を構成し得ざるの制限がある（同條但書・法第一條參照）。尙産業組合聯合會の設立に付ては二以上の産業組合又は同聯合會を以つて足る（法第八一條但書）。

### 五 事業

産業組合聯合會の原則的的事业は前述の如く法第七十六條に依つて規定されてをり大體産業組合の夫れと同じであるが、唯信用組合聯合會は右の外尙（イ）日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行・農工銀行又は産業組合中央金庫に對し所屬組合又は所屬聯合會の爲に債務の保證を爲し（法第七六條ノ二第一項）、（ロ）右の保證を爲したるときは



銀行又は産業組合中央金庫の委任を受け其の債権の取立を爲すことが出来る(同條第二項)。(ハ)更に道府縣を區域とする信用組合聯合會は定款の定めるところに依り所屬組合又は所屬聯合會に對し手形の割引を爲すことが出来る(法第七六條ノ三)。尙農業倉庫業法・農業動産信用法・米穀自治管理法・産業組合中央金庫法等参照。

六 組織

産業組合聯合會の組織は凡て保證責任組織である(法第七七條第二項)。從來有限責任及保證責任の二種が認められてゐたが昭和七年法律第三十號に依り右の如く改正された。次に産業組合聯合會の所屬組合及所屬聯合會の保證責任は其の出資總額の範圍内に於て定むべきこととなつてゐる(同條第三項)。尙施規第二條ノ二参照。

七 區域

産業組合聯合會の區域は特別の事由ある場合を除き原則として道府縣の區域内に於て定むることを要する(法第七九條第二項)。尙主たる事務所所在地を管轄する地方長官を異にする二個以上の産業組合聯合會が合併せむとするときは主務大臣の認可を受けることを要する。(同條第二項)

八 出資一口の金額及出資口數

産業組合聯合會の出資一口の金額は特別の事由ある場合を除き原則として五百圓を超ゆることを得ない(施規第二條)。又其の所屬組合及所屬聯合會の有すべき出資口數に付ても原則として百口を超ゆるを得ず、但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り五百口迄増加することが出来る(法第八〇條ノ二)。

九 理事及監事

産業組合聯合會の理事及監事は、總會に於て所屬組合又は所屬聯合會の理事及監事の中より選任することを要する(法第八〇條第一項本文)。但し特別の事由あるときは理事又は監事に非ざる者より選任することが出来るが此の場合は其の選任に付地方長官の認可を受けることを要する(同條但書)。尙聯合會設立當時の理事及監事は産業組合の場合と同様定款を以て之を定むることを要する(同條第二項・法第二五條第二項参照)。

一〇 總代会

百以上の所屬組合及所屬聯合會を有する産業組合聯合會は定款を以て總會に代るべき總代会を設けることが出来る(施規第六條)。

一一 加入及脱退

産業組合又は産業組合聯合會が産業組合聯合會に加入し又は脱退せんとするときは總會の特別決議に依ることを要する(法第七八條)。

一二 監督

法第七十九條第二項・第八十一條・第六條ノ三、大正六年勅令第二百號「産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件」、昭和七年農林省令第三十三號「産業組合法第六條ノ三ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部委任ニ關スル件」、施規第二十條参照。

第三節 産業組合中央會



一 性質

産業組合中央會は産業組合及産業組合聯合會の普及・發達及聯絡を圖ることを目的とする全國唯一の非營利的社團法人である。

(一) 産業組合中央會は産業組合及同聯合會の普及・發達及聯絡を圖ることを本來の目的とする社團法人である(法第八二條第一項及第二項)。従つて其の事業は産業組合及同聯合會の夫と異なり之等團體の組織上及事業上の指導・統制及聯絡機關たる役割を果すことに在り、此の意味に於て中央會は所謂事業團體に非ず又非營利・公益的社團法人である。

(二) 産業組合中央會は全國を通じて一箇である(法第八四條第一項)。蓋し産業組合及同聯合會の組織上及事業上の指導・統制及聯絡を一元化し以て之等をして統一的活動を爲さしめんとするに外ならない。

(三) 産業組合中央會は産業組合及同聯合會と同様産業組合法に依つて認められたる特別の法人であるが、産業組合及同聯合會の自主的指導機關として其の法律的取扱に關しては産業組合に關する各種の規定が數多準用されてゐる(法第九二條)。以下産業組合中央會に特殊の點のみに付て概説することとする。

二 設立

産業組合中央會の設立には主務大臣の許可を受くることを要し(法第八四條第一項)、其の設立に關し必要な事項は勅令を以て定められてゐる(同條第二項、明治四二年勅令第二一三號「産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件」)。尙定款の記載事項及設立の登記其の他に關しては法第八十六條及第八十七條參照。

三 名稱

産業組合中央會は其の名稱中に産業組合中央會なる文字を用うることを要する(法第八三條第一項)。産業組合中央會に非ずして其の名稱中に産業組合中央會たることを示すべき文字を用うることを得ない(同條第二項)。之に違背したるときは十圓以上百圓以下の過料に處せられる(法第九三條ノ三)。

四 構成

産業組合中央會の構成は所謂會員組織であるが(前掲勅令第二條)、會員たることを得る者は産業組合及同聯合會である(法第八五條第一項、尙法規第一七條參照)。但し産業組合及同聯合會以外の者と雖も定款の定むる所に依り産業組合中央會の會員となることが出来る(同條第二項)。

五 事業

産業組合中央會の目的は前述の如く産業組合及同聯合會の普及・發達及聯絡を圖ることに在り、従つて此の目的を達成する上に於て必要な各般の事業を行ひ得ることは謂ふまでもないが(中央會定款參照)、法は特に右の教育的・指導的事業の外に尙勅令の定むる所に依り産業組合の事業の一部を行ふことを得せしめてゐる(法第八二條第三項)。即ち會員たる産業組合又は産業組合聯合會に對し加工に關する事業を除き産業組合法第一條第一項第三號及第四號の事業を行ふことである(前掲明治四二年勅令第二一三號・第六條)。

六 理事及監事

産業組合中央會には必ず理事及監事を置くことを要し(法第八八條)、理事及監事は會員たる産業組合又は産業組合



聯合會の理事・監事及法第八十五條第二項の會員の中より選任することを要する（法第八九條）。

### 七 總會

産業組合中央會の總會は施規第七條の規定に依り道府縣毎に會員中より選出したる代表者を以て組織されるが（法第九〇條本文）、解散の決議を爲す場合は會員を以て組織することを要する（同條但書、尙法第九二條・民法第六二條及第六四條参照）。尙中央會は其の定款に代表者の員數・任期及選舉に關する規定を設けることを要する（施規第七條第二項）。

### 八 加入及脱退

産業組合又は同聯合會が産業組合中央會に加入し又は脱退したるときは其の旨を地方長官に届出づることを要する（施規第一七條）。

### 九 監督

産業組合中央會は全國唯一の全國的指導中樞機關であるから之が監督は主務大臣の專屬權限に屬する（法第九一條）。尙法第八十四條第一項・第八十六條第二項・第八十七條第四項・第九十二條但書及大正六年勅令第二百號「産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件」第一項第二號及第三號参照。

## 第四節 産業組合中央金庫

### 一 總説

産業組合中央金庫は大正十二年創立以來産業組合及同聯合會の全國的金融機關として重要な機能を遂行して來た

が、昭和十三年法律第十四號の改正に依り新に漁業協同組合及漁業組合聯合會が産業組合中央金庫の出資者として認めらるゝに至り、之に附隨して相當廣範圍の改正が行はれた。

産業組合中央金庫は斯くの如く産業組合・漁業協同組合及之等の各聯合會に對して全國的金融機關としての重要な役割を有し之が組織及作用に關しては相當の考究を要することは勿論であるが、本節に於ては唯其の組織・目的等に關して概説するに止める。

### 二 性質

産業組合中央金庫は謂ふまでもなく産業組合中央金庫法（大正一二年四月六日法律第四二號）に依つて規定される特殊の法人であり又有限責任組織の法人である（同法第一條）。而して産業組合中央金庫には産業組合法中産業組合に關する規定が産業組合中央金庫法に別段の規定あるもの及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八の規定を除き殆んど準用されてゐることを注意すべきである（第七條）。又産業組合中央金庫には所得稅及營業收益稅が課せられず又登録稅法及印紙稅法中産業組合聯合會に關する規定が準用されてゐる（第八條）。尙産業組合中央金庫の存立期間は設立許可の日より五十箇年であるが、但し政府の認可を経て之を延長することが出来る（第三條）。

### 三 目的

産業組合中央金庫は前述の如く原則として所屬産業組合及同聯合會並所屬漁業協同組合及同漁業組合聯合會の爲に資金の需給調節を爲すことを目的とするものであるが、其の具體的業務は法律に依つて規定されてゐる（第一三條及第一四條）。即ち――



1. 擔保を徴せずして五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと
2. 擔保を徴せずして三十箇年以内の年賦償還貸付を爲すこと
3. 手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと
4. 爲替業務を爲すこと
5. 所屬産業組合及同聯合會並所屬漁業協同組合及同聯合會に對してのみならず汎く一般の産業組合・同聯合會・漁業組合・同聯合會・公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと
6. 有價證券の保護預りを爲すこと
7. 有價證券の委託販賣を爲すこと

尙以上の中第一號乃至第三號の業務に付ては必要ありと認めたる場合は擔保を徴して之を爲すことが出来る（第一四條）。又産業組合中央金庫は同法に記載せられざる業務を營むことを禁ぜられてゐる（第一六條）。

#### 四 出資及資本金

産業組合中央金庫の出資者は政府・産業組合聯合會・産業組合・漁業組合聯合會又は漁業協同組合に限られる（第五條第一項）。又其の有すべき出資口數は産業組合聯合會又は漁業組合聯合會に在つては千口、産業組合又は漁業協同組合に在つては五百口を超ゆることを得ない（同條第二項）。次に資本金は従來三千萬圓であつたが前記昭和十三年法律第十四號の改正に依り三千五百萬圓となつた。但し出資一口の金額は従前通り百圓である（第四條及第五條）。尙右の資本金の中央政府の拂込を要すべき額は總資本金の半額となつてゐる（第六條及第六條ノ二）。

#### 五 役員

産業組合中央金庫の役員は理事長・副理事長・理事・監事及評議員の五である。之等各役員の職務權限に付ては法第十條及第十二條に規定するところであるが、産業組合中央金庫の役員は左の點に於て特色を有する。

- (一) 理事長・副理事長・理事・監事及評議員孰れも主務大臣の任命に係る（第一一條及第二一條）。
- (二) 理事長・副理事長及理事の任期は五箇年、監事及評議員の任期は三箇年である。尙評議員（三十名以内）は名譽職であり定款の定むる所に依り業務經營に關する重要な事項に付理事長の諮問に應ずる諮問機關である。其の半數以上は産業組合關係者及漁業組合關係者中より選任することを要する（第二一條第一項）。
- 六 其他

産業組合中央金庫に認められた産業債券の發行、産業組合中央金庫の計算・監督及補助・罰則等に付ては同法第四章乃至第七章参照。

### 第五節 産業組合監査聯合會

#### 一 總 說

産業組合の健全なる發達が組合業務の適法且公正なる運営に依存してゐることは謂ふまでもない。而して組合業務の適法且公正なる運営を確保する爲の手段としては種々の方法が考へられるが、その中最も重要なものは指導組織の擴充と監査制度の確立であらう。前者は既に産業組合中央會の設立に依つて着々實施されて來たが、後者に關しては



尙遺憾な點が多く、組合法上認められてゐる組合の監事に依る内部的監査制度は其の效果甚だ無力なものに止まらざるを得ない實情に在る。茲に於てか最近産業組合に對する外部的監査制度確立の必要が愈々痛感されるに至り、遂に昭和十三年三月法律第十五號として『産業組合自治監査法』が公布さるゝに至つた。

尙産業組合の外部的監査は從來既に農林省・大藏省・地方廳及産業組合中央會等に於て行はれて來たところであるが、『産業組合自治監査法』に依る監査制度は文字の示す通り全く産業組合自身の組織に依る自治的監査制度たる點に特色を見出すことが出来るであらう。

尙『産業組合自治監査法』の沿革・法源・解釋等に付ては他の講義に於て説かれる筈であるから茲には詳論を避くることとする。

### 二 産業組合自治監査法の概要

同法に依れば産業組合監査聯合會は法人として全國を通じ一箇である(第二條第一項)。又其の構成員は産業組合及同聯合會を原則とするが(第一條)、産業組合中央會及産業組合中央金庫も之に加入することが出来る(第八條)。原則として任意加入であるが主務大臣必要ありと認むるときは産業組合に對し右監査聯合會に加入すべきことを命じ得ることとなつてゐる(第二條第三項)。

次に産業組合監査聯合會は産業組合監査員を設置することを要するが(第四條第一項)、監査員には監査に必要な範圍に於て一定の權限が認められてゐる(同條第三項)。産業組合監査員の選任及解任は主務大臣の認可を受くることを要する(同條第二項)。尙産業組合監査聯合會には所得稅並に同法に基いて爲す登記に付て登録稅が免除されて

ゐる(第六條)。

## 第十五章 外地に於ける産業組合

### 一 臺灣に於ける産業組合

臺灣に於ては大正二年二月十日律令第二號『臺灣産業組合規則』が同年三月一日より施行せられ今日に至つてゐる。産業組合聯合會及産業組合中央會に關する規定を除き原則として内地の産業組合法に依つてゐる(臺灣産業組合規則第一條本文)。内地の産業組合と異なる點を左に掲げる。

- (一) 産業組合法中勅令とあるは臺灣總督府令、主務大臣とあるは臺灣總督、北海道支廳長とあるは郡守、區裁判所又は其の出張所とあるは地方法院・其の支部又は出張所、市町村とあるは市街庄又は區とする。
- (二) 組合員の有すべき出資口數は特別の事由に因り臺灣總督の認可を受けたる場合に限り三〇口を超ゆることが出来る(同第二條)。

(三) 理事及監事の選任及解任に付ては知事又は廳長の認可を受くることを要する(同第三條)。

(四) 産業組合法第一條第八項の規定に依る員外利用設備は電氣設備・水道及種畜に限られる(臺灣産業組合施行規則第一條ノ二)。

(五) 拂込済出資額に對する剩餘金配當の率は原則として六分であるが、特別の事由あるときは定款の定むるところ



に依り年一割二分迄増加することが出来る（同法規第一七條）。

二 樺太に於ける産業組合

樺太に於ては大正四年五月勅令第八八號に依り内地産業組合法が其の一部を除き適用されてゐたが、其の後大正九年五月三日勅令第一二四號「樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件」を以て右の勅令は廢止され爾後内地の産業組合法が同勅令第十四條の特例を除き全部適用されてゐる。茲に内地の産業組合法と異なる點を左に掲げる。

- (一) 産業組合法に規定する登記又は届出を爲すべき期間は之を内地の二倍とする（大正九年勅令第一二四號第一四條）。
- (二) 産業組合法中地方長官の職務は樺太廳長官、北海道支廳長の職務は樺太廳支廳長が之を行ふ（同右）。
- (三) 總代會は組合に在つては三〇〇人以上の組合員、聯合會に在つては三〇〇以上の所屬組合及所屬聯合會を有するものに限り設けることを得る（大正八年七月二二日樺太廳令第二〇號、産業組合法施行規則第八條）。
- (四) 拂込済出資額に對する剩餘金の配當率は年一割を超ゆるを得ないが、特別の事由あるときは定款の定むるところに依り年一割二分迄増加することが出来る（同右第二七條第三項）。

三 朝鮮に於ける産業組合

朝鮮に於ては内地産業組合法の準用なく、産業組合及金融組合の主なる法源として大正十五年一月勅令第二號「朝鮮産業組合令」及大正三年五月勅令第二二號「金融組合令」がある。金融組合令は其の後數次の改正を見てゐるが、金融組合の事業は昭和四年第三次改正以來専ら信用事業のみを目的とするに至り其の趣旨及實質に於て内地の信用組合と殆んど同様である。

次に朝鮮産業組合と内地産業組合との主なる差異を左に掲げる。

- (一) 朝鮮産業組合令に依る産業組合は内地産業組合中信用組合の行ふ業務に該當する事業を目的とし得ない（同令第一條）。
- (二) 其の設立に付人数の制限がない（同令第七條）。
- (三) 組合の役員に關し理事（一人又は數人）及監事（二人以上）の外更に組合長があり組合を代表する者は組合長のみである（同令第二四條・第二七條）。
- (四) 登記に關する管轄登記所は組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方法院又は其の支部若は出張所である（同令第七八條）。
- (五) 持分の全部又は一部に對する剩餘金配當の率は年七分を超ゆるを得ないが、特別の事由あるときは道知事の認可を受け年一割まで増加することが出来る（同令施規第六條）。

四 關東州に於ける金融組合

關東州に於ては内地の信用組合に該當する金融組合があり、主なる法源として昭和三年五月二十五日勅令第八十九號「關東州金融組合令」がある（本令は従前「關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令」と稱したるも昭和一〇年勅令第三一四號に依り改正）。金融組合の目的・事業は朝鮮の金融組合と略同一である。

五 南洋に於ける産業組合

南洋群島に於ては昭和七年九月二十一日勅令第二百五十二號を以て「南洋群島産業組合令」が公布施行せられ今日



に至つてゐる。

産業組合聯合會及産業組合中央會に關する規定を除き内地の産業組合法が全部適用せられてゐる。唯監督機關・登記所・期間・役員の選任及解任・出資口數・總代會・剩餘金の配當率等の點に於て多少内地の産業組合法と規定を異にしてゐる（昭和七年一〇月南洋廳令第七號「南洋羣島産業組合令施行規則」參照）。

—(完)—





昭和十六年四月二十日印刷  
昭和十六年四月二十五日發行  
產業組合講義錄第三期  
第三回配本  
版權：關東印刷業協行人  
所有：代表者 志津 義雄  
印刷所：產業組合實務研究会印刷部  
東京市澁谷區角筈一ノ二七  
發行所：產業組合實務研究会  
電話：四谷三三三四番  
五七四三三五番